２０２６文都都第１１２５号
令和８年１０月８日

「都市計画法」の規定に基づく
開発行為の許可に関する審査基準

令和８年１０月

文京区都市計画部都市計画課

使 用 上 の 注 意

この審査基準は、都市計画法第 29 条、第 34 条第 10 号、第 35 条の２、第 37 条、及び第 45 条の規定により申請された開発行為の許可等に関して、法令の定めに従って判断するための基準を定めたものである。

以下の審査基準のほか、個々の申請内容が都市計画上、環境の保全上、災害の防止上及び通行の安全上支障がないかについて審査を行うものとする。

なお、第 42 条の規定に基づく許可に関する審査基準については、許可事例が稀であること等の理由により、当面は審査基準を設定しないこととした。

この審査基準は、令和８年１０月８日の申請から適用する。

標 準 処 理 期 間

	根 拠 法 令	標準処理期間
開発行為の許可 5ha 未満	都市計画法 第 29 条第１項	65 日
開発行為の許可 5ha 以上	都市計画法 第 29 条第１項	90 日
開発行為の変更の許可	都市計画法 第 35 条の２ 第１項	40 日
工事完了公告前の建築物の建築等の承認	都市計画法 第 37 条	21 日
地位の承継の承認	都市計画法 第 45 条第１項	21 日

「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可に関する審査基準

目　　次　　ページ

第１章　開発行為（法第 29 条）…… 1-1～2
　第１節　開発行為の定義等
　　１　開発行為の定義 …… 1-1-1-1～3
　　２　区画形質の変更の判断基準 …… 1-1-2-1～3
　　３　開発区域の取り方 …… 1-1-3-1～6
　　４　区画変更に係わる道路 …… 1-1-4-1～3
　　５　区画変更に係わる河川等 …… 1-1-5-1

　第２節　公共施設管理者等の同意・協議（法第 32 条） …… 1-2-1

　第３節　開発行為の許可基準（全般）（法第 33 条）
　　１　許可基準 …… 1-3-1-1～7
　　１－１　許可基準 …… 1-3-1-1～6
　　１－２　技術的細目 …… 1-3-1-7
　　２　用途地域等への適合 …… 1-3-2-1
　　３　道路、公園、その他の公共施設 …… 1-3-3-1～30
　　３－１　道路 …… 1-3-3-2～24
　　３－１－１　道路の計画 …… 1-3-3-2～4
　　３－１－２　道路の幅員構成 …… 1-3-3-5～13
　　３－１－３　道路に関する技術的細目 …… 1-3-3-14～24
　　３－２　公園、緑地、広場等 …… 1-3-3-25～29
　　３－２－１　公園等の計画 …… 1-3-3-25
　　３－２－２　公園、緑地、広場等の設置基準 …… 1-3-3-25～28
　　３－２－３　公園に関する技術的細目 …… 1-3-3-28～29
　　３－３　消防水利 …… 1-3-3-30
　　４　排水施設 …… 1-3-4-1～16
　　４－１　排水施設基準 …… 1-3-4-1～9
　　４－１－１　排水基準 …… 1-3-4-1～2
　　４－１－２　管渠の設計 …… 1-3-4-2～7
　　４－１－３　排水施設 …… 1-3-4-8～9
　　４－２　雨水流出抑制施設 …… 1-3-4-10～16
　　４－２－１　雨水流出抑制施設の基準 …… 1-3-4-10
　　４－２－２　浸透施設 …… 1-3-4-10～12
　　４－２－３　貯留施設 …… 1-3-4-13～16
　　５　給水施設 …… 1-3-5-1
　　５－１　給水計画 …… 1-3-5-1
　　６　地区計画等 …… 1-3-6-1
　　７　公共公益的施設 …… 1-3-7-1～2
　　８　宅地の安全性 …… 1-3-8-1～11

８－１　造成基準 …… 1-3-8-1～2
８－２　地盤 …… 1-3-8-3～4
８－２－１　造成地盤の改良 …… 1-3-8-3
８－２－２　がけ面の排水 …… 1-3-8-3
８－２－３　切土 …… 1-3-8-3
８－２－４　盛土 …… 1-3-8-4
８－２－５　切土盛土をする場合の地下水の処理 …… 1-3-8-4
８－３　がけ面の保護 …… 1-3-8-5～6
８－４　擁壁 …… 1-3-8-7～11
８－４－１　擁壁の設置義務 ……1-3-8-7～9
８－４－２　擁壁の構造 …… 1-3-8-9
８－４－３　擁壁の設計 …… 1-3-8-10～11
９　災害危険区域等の除外 …… 1-3-9-1
10　樹木の保存・表土の保全 …… 1-3-10-1～3
11　緑地帯及び緩衝帯 …… 1-3-11-1～2
12　輸送の便 …… 1-3-12-1
13　申請者の資力・信用 …… 1-3-13-1
14　工事施行者の能力 …… 1-3-14-1～2
15　関係権利者の同意 …… 1-3-15-1
16　公有水面埋立て …… 1-3-16-1
17　促進区域内の開発行為 …… 1-3-17-1
18　アセスメント対象事業 …… 1-3-18-1
19　開発行為（事業）にあわせた無電柱化…… 1-3-19-1

第４節　開発行為の変更（法第 35 条の 2） …… 1-4-1-1～2
第５節　工事完了公告前の建築制限（法第 37 条） …… 1-5-1-1

第２章　許可に基づく地位の承継（法第 45 条）…… 2-1

第３章　許可申請等に必要な書類及び図面
第１節　開発行為の許可申請等
１　開発行為の許可申請（法第 29 条）…… 3-1-1-1～6
２　開発行為の変更許可申請（法第 35 条の２）…… 3-1-2-1
３　開発行為の軽微な変更の届出（法第 35 条の２）…… 3-1-2-1
４　設計の変更にあたらない申請書類の修正…… 3-1-2-1
５　開発行為の地位の承継承認等（法第 44、45 条）…… 3-1-3-1
６　開発行為の工事に関する届出（法第 36 条）…… 3-1-4-1
７　開発行為の廃止届（法第 38 条）…… 3-1-4-1
８　建築制限特例許可申請等（法第 37 条）…… 3-1-5-1
９　標識の掲出（施行細則） …… 3-1-6-1～2

第１章　開発行為

開発行為に対する許可は都市計画法第 29 条及び同法第 34 条の２に規定されている。

都市計画法第 29 条（開発行為の許可）

都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りではない。

一　市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模がそれぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

二　市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

三　駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四～十一（略）

２　都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一　農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二　前項第３号、第４号及び第９号から第 11 号までに掲げる開発行為

３　開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第１項第１号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

都市計画法第 34 条の２（開発許可の特例）

国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団（以下「都道府県等」という。）が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為（第 29 条第１項各号に掲げる開発行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為（同条第２項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、開発許可があったものとみなす。

２　第 32 条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第 41 条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第 47 条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

都市計画法は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することと、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として、都市計画区域を

市街化区域と市街化調整区域に区分し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

そこで、既に市街地を形成している区域と優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としての市街化区域と、原則として市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域に区域区分した制度を担保する手段として、開発許可制度が創設され、必要な公共施設の整備を義務付けています。

第１節　開発行為の定義等

１　開発行為の定義

都市計画法第４条（定義）
１～９（略）
10　この法律において「建築物」とは建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第２条第１号に定める建築物を、「建築」とは同条第 13 号に定める建築をいう。
11　この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの(以下「第一種特定工作物」という。)又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。
12　この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
13　（略）
14　この法律において「公共施設」とは、道路、公園、その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

市街化区域や市街化調整区域だけでなく、いわゆる非線引都市計画区域、準都市計画区域、都市計画区域外及び準都市計画区域外で開発行為をしようとする場合は、あらかじめ開発許可を受けなければならない。

（１）建築物の用に供する目的で行う開発行為の面積要件は下記による。

（東京都の場合）

①　市街化区域……500 ㎡以上（政令 19 条）
②　市街化調整区域……面積要件なし
③　非線引都市計画区域、準都市計画区域……3,000 ㎡以上
④　都市計画区域外、準都市計画区域外……１ha 以上

（２）特定工作物について

①　第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の面積要件は下記による。
ア　市街化区域……500 ㎡以上
イ　市街化調整区域……面積要件なし
ウ　非線引都市計画区域、準都市計画区域……3,000 ㎡以上

②　第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の面積要件は下記による。
ア　開発区域面積が１ha 以上の規模のものをいう（ただし、ゴルフコースは面積要件なし。）。

③　ゴルフコースについて
東京都では、「自然地におけるゴルフ場開発計画に対する指導指針（昭和 61 年２月 25 日）」(環境局)により、自然地における３ha 以上のゴルフ場開発を事実上凍結している。

（３）下記の場合は、開発行為に該当しない。
・　露天の駐車場、露天の資材置場等。

（４）下記の場合は、運用上は開発許可の対象として扱わない。
・　市町村の宅地開発指導要綱等、行政側の指導によって道路を拡幅する場合。

都市計画法施行令第１条（特定工作物）

都市計画法（以下「法」という。）第４条第 11 項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　アスファルトプラント

二　クラッシャープラント

三　危険物（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 116 条第１項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第５条第２項第２号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項第８号に規定する保管施設又は同項第８号の２に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第３条第２号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第９号に規定する電気事業（同項第７号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する同項第 14 号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第２条第 13 項に規定するガス工作物（同条第１項に規定する一般ガス事業又は同条第３項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）に該当するものを除く。）

２　法第４条第 11 項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が１ヘクタール以上のものとする。

一　野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校（大学を除く。）の施設に該当するもの、港湾法第２条第５項第９号の３に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第２条第１項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第２条第６号に規定する公園事業又は同条第４号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）

二　墓　園

（１）第一種特定工作物は、周辺地域に環境の悪化をもたらすおそれがある工作物として、コンクリートプラント等が規制の対象である。コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラントは、それぞれ建築基準法の別表第二（り）項第３号（13)、同号（13 の２）及び同表（ぬ）項第１号（21）の用途に供する工作物が該当し、建築基準法に規定する用途の規制を受ける。

（２）第二種特定工作物は、法第４条第 11 項に定めるゴルフコースのほか、大規模な工作物として１ha 以上の規模の運動、レジャー施設に係る開発行為が許可の対象とされる。政令に例示されている野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園のほかに観光植物園やサーキット等があげられる。

また、工作物であっても、運動・レジャー施設とはいえない博物館法（昭和 26 年 12 月１日法律第 285 号）に規定する施設や、工作物とはいえないキャンプ場、ピクニック緑地、スキー場、マリーナ等は第二種特定工作物に含まれない。

墓園についても、丘陵地等における近時の造成状況からみて第二種特定工作物の範囲に加えられた。

都市計画法第４条第 14 項（公共施設）

この法律において「公共施設」とは道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

都市計画法施行令第１条の２

法第４条第 14 項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設とする。

2　区画形質の変更の判断基準

（1）区画の変更

区画とは、道路、河川、水路等によって区画された一団の土地をいい、区画の変更とは、道路、河川、水路等の廃止、付替、あるいは新設等により、一団の土地利用形態を変更することをいう。

※　旧住宅地造成事業に関する法律による道路、位置指定道路等の廃止は区画の変更に該当する。

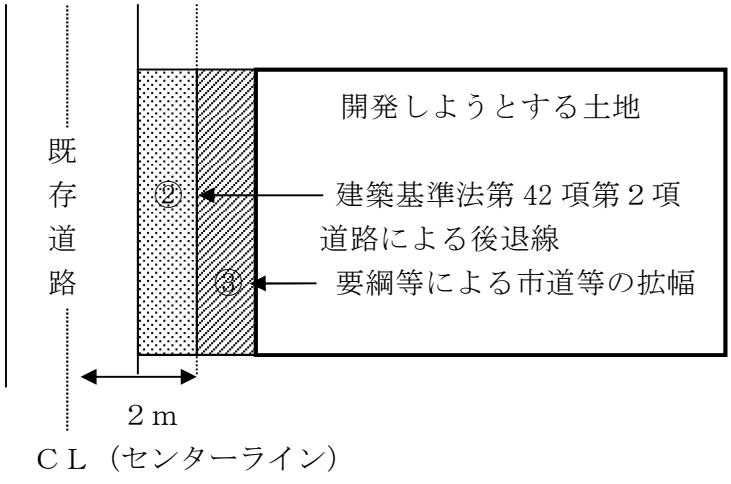
下記の場合は、対象から除く。

①　単なる分合筆のみを目的とした権利区画の変更

②　建築基準法第 42 条第２項の規定に基づき特定行政庁が指定した道路で、道路境界線（道路中心線から２ｍ）までセットバックして道路状に整備する場合

③　区のまちづくり計画や要綱等により、建築基準法第 42 条の道路境界線を超える区道等として道路整備を行う場合

④　管理者により、赤道、水路の用途廃止と売払い等があった場合

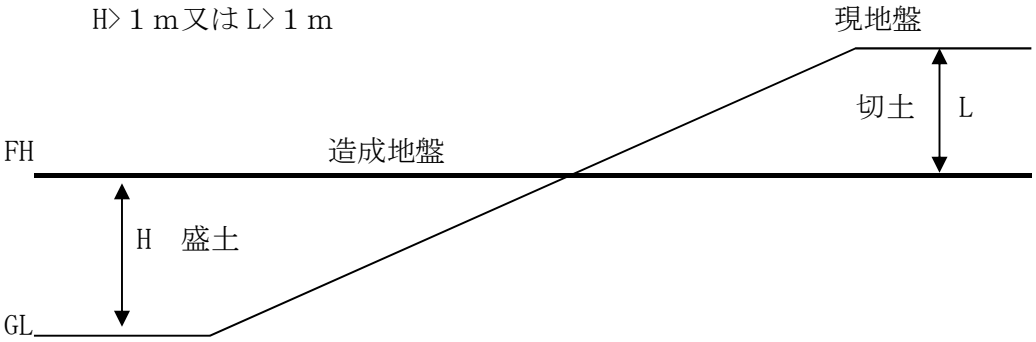


（2）形質の変更

形質の変更とは、切土、盛土を行う造成行為（形の変更）又は宅地以外の土地を宅地とする行為（質の変更）をいう。

1）下記のものは、原則として形の変更とする。

① 切土が１ｍを超える場合又は盛土が１ｍを超える場合



② 過去１年以内に造成行為が行われた土地を宅地化する場合。この場合の現況地盤は造成行為前の地盤を対象とする。

ただし、下記の場合は、対象から除く。

① 建築物の建築自体と不可分な一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為

② 区のまちづくり計画や要綱等により、建築基準法第 42 条の道路境界線を超える区道等としての道路整備を行なう場合

③ 宅地等において部分的な切盛土行為を行う場合

・既存のがけ面を擁壁で補強する場合
・既存の擁壁を造り替える場合
・既存の宅地において宅地の地盤高さを変更せずに行う階段の設置又は撤去
・既存の宅地において宅地の地盤高さを変更せずに行う駐車場（地下車庫又はカーポート）の設置又は撤去

注）既存の宅地とは、開発許可等によって適正に宅地造成が完了した宅地をいう。
開発許可等によって宅地造成が完了した宅地とは、下記２）⑤～⑨及び宅地造成等規制法の許可により造成された宅地をいう。

注）駐車場は、通常考えられる必要最小限の規模であること。

④ 東京都建築安全条例第２条の規定により、道路の隅切りの設置を行なう場合

2）本「形質の変更」の基準において「宅地」とは、次の各号のいずれかに該当する土地をいい、これらの土地以外である土地を宅地とする場合は、質の変更とする。

① 現に建築物の敷地として利用されている土地（その主たる利用目的が建築物の用に供しない土地並びに仮設建築物及び違反建築物（※１）の敷地として利用されている土地を除く。

本項④についても同様。）

※１　建築物を建て替え、又は一部除却等により（敷地の変更等は伴わないで）違反の是正が可能である建築物は除く。

② 不動産登記法に基づく土地登記事項証明書の地目が、「宅地」であるか否かを判断する日（以下「基準日」という。）の５年以前から継続して宅地である土地。なお、土地登記事項証明書の地目が宅地である日とは、登記の日付による。（市街化調整区域内の土地を除く）

ただし、「質の変更」の適用日（平成 19 年 11 月 30 日）から５年経過するまでは、適用日以前より現在まで継続して「宅地」となっているものを「宅地」と認める。

③ 地方税法に基づく固定資産税課税台帳における地目が、基準日の５年以前から継続して宅地である土地（予定建築物の敷地となる土地のすべてを国又は地方公共団体が保有していたもので、過去に建築物が存し、かつ、建築物除却の日から基準日までの間、土地の状況に変化がない土地における固定資産税課税台帳の地目が宅地である土地を含む。また、市街化調整区域内の土地を除く。）

ただし、「質の変更」の適用日（平成 19 年 11 月 30 日）から 5 年経過するまでは、適用日以前より現在まで継続して「宅地」となっているものを「宅地」として認める。

④ 建築物の敷地として利用されていた土地で、当該建築物の除却の日から基準日までの間、土地の状態に変化のない土地（当該建築物が除却された日から、５年以上経過した土地を除く。）

⑤ 法第 29 条第１項第４号、第６号、第７号又は第８号に該当する開発行為が行われた土地の区域で、事業の完了公告がなされた土地

⑥ 法第 29 条第 1 項第５号に該当する開発行為の認可を受けた区域内で、土地区画整理法第 98 条に規定する仮換地指定を受けた後の土地

⑦ 法第 29 条第１項第９号に該当する開発行為が行われた土地の区域で、公有水面埋立法第 22 条第２項の規定による告示がなされた土地

⑧ 前各号に定めるもののほか、法第 36 条第３項に規定する工事の完了公告がなされた土地（当該完了公告がなされた際に、予定建築物の定められていない土地を除く）

⑨ 旧住宅地造成事業に関する法律第 12 条第３項に規定する工事の完了公告がなされた土地（市街化調整区域内で、当該完了公告がなされた以降、建築物等の敷地として利用されてこなかった土地を除く。）

ただし、下記の市街化調整区域内における「土地の「質の変更」の適用除外」（※２）は適用されない。

⑩ 法第 34 条第 12 号及び法施行令第 36 条第 3 号ハの規定に基づく「都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例」で法第 29 条または法第 43 条の（市街化調整区域とされる前から宅地である土地として）許可を受けた宅地である土地及び建築物の用に供する宅地である土地（既存宅地）

⑪ 建築基準法第 42 条第１項第 5 号の規定により道路の位置が指定されたときに、建築物の敷地に供することとされていた土地

※２　土地の「質の変更」の適用除外

市街化区域にあっては、３０００㎡未満、市街化調整区域にあっては５００㎡未満の土地の「質の変更」は、開発許可の対象としないものとする。

3　開発区域の取り方

1　開発区域

都市計画法第４条第 13 項
　この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

（１）市街化区域内において、次の場合の土地は原則として開発区域に含めるものとする。

①　開発申請区域内における土地所有者又は申請者が、申請区域に連たん[注1]して所有している土地（隣地が土地の登記事項証明書上同一所有者の場合）。隣地が別所有者で区域から除く場合は土地の登記事項証明書で確認できること。なお、開発区域内の土地所有者が隣地を別所有者と共有する土地については、開発区域に含めないものとする。

②　開発行為を行うために必要となる道路の区域

③　開発申請区域に連たんする土地で、従前の開発行為が完了していない場合(完了が公告されていない場合)にあって、以下のいずれかの条件に該当するもの

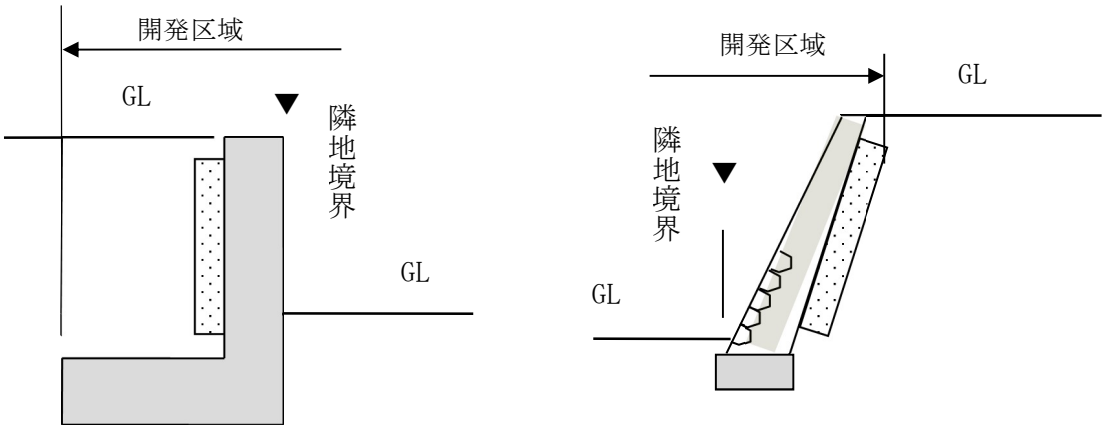
ア　従前の開発行為が同一申請者である場合

イ　開発申請区域に連たんする従前の開発申請区域内の道路計画若しくは排水計画が当該の開発区域のそれらに依存するか又は当該の開発申請区域内の道路計画若しくは排水計画が従前の開発申請区域内のそれらに依存し、互いの開発行為が完了して初めて道路計画若しくは排水計画が完結し、正常に機能する内容となっている場合

ウ　各開発許可申請に係る設計者が同一である場合

（２）　隣接者の協力を得て擁壁等の構造物を設置する場合は、その構造物の範囲までを開発区域とすること。[注2]

隣接者の協力により構造物を設置する場合の開発区域



注１：連たんする土地：申請地に接する土地をいう。道路、河川等により分断されている土地は連たんする土地とは見なさない。又共有地も連たんする土地とは見なさない。

注２：市街化調整区域は、市街化を抑制しなくてはならない区域なので別途考慮する。

（３）開発区域から除くことができる土地

下記の土地については、適切な範囲で開発区域から除くことができるものとする。

① すでに一定の土地利用がなされている土地（適法に建築した建築物等）

② 生産緑地の指定を受けている土地

ただし、生産緑地の指定前にあっては、市への申請書受理の写し等を添付した場合

③ 相続税支払の必要があり、そのために相続した土地の一部を開発する場合は、当該土地以外の連たんする土地は開発区域から除くことができる。

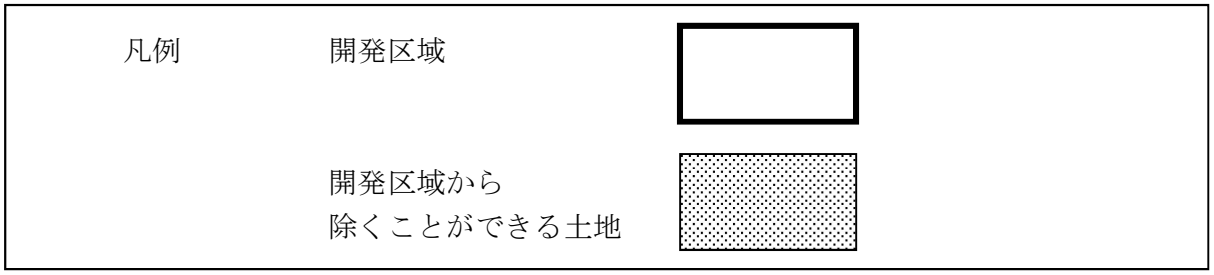
④ その他、差押え（競売物件の土地）、物納、納税猶予等の場合

⑤ 市街化区域において、農業に従事していることを証明できる土地（耕作面積が500 ㎡以上で、農業委員会が耕作を証明した者が所有する土地）

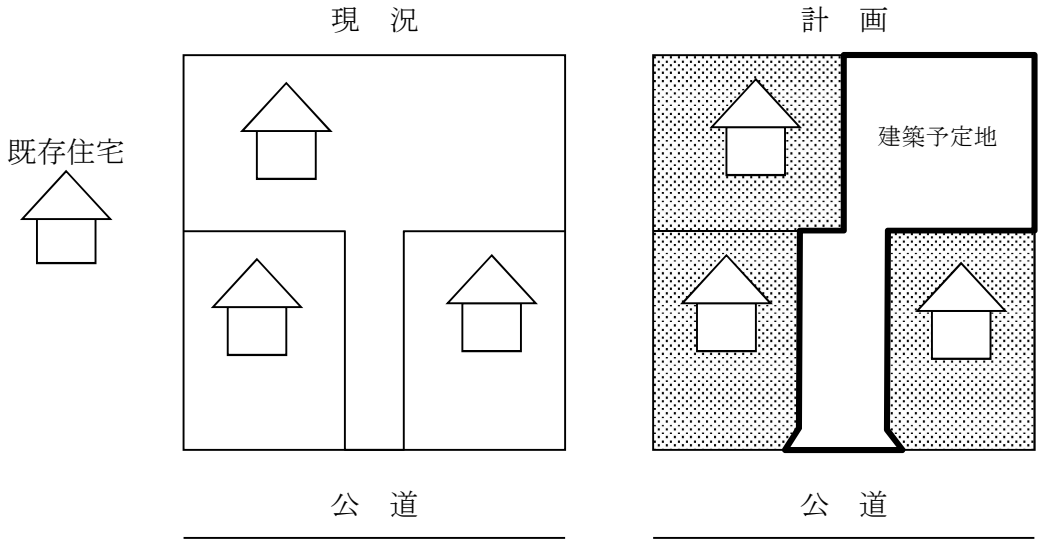
⑥ 急な傾斜地等、周辺の土地利用状況から見て明らかに建築不適当な土地は開発区域から除くことができる。

⑦ 前記（２）により、隣接者の協力を得て擁壁等の構造物を設置する場合、隣接者の残りの土地は開発区域から除くことができる。

○　開発区域から除くことができる土地の例



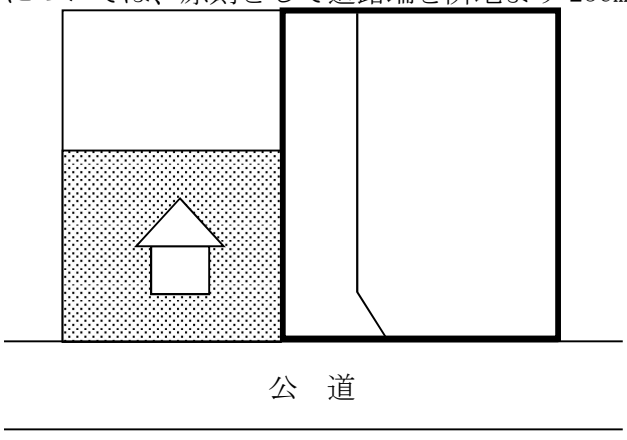
①　適法な既存宅地のある場合、建築基準法による接道が適法である既存住宅の敷地は区域から除くことができる。



②　道路に面し、建築確認をとった敷地（建築工事が完了していること。）、建ぺい率・容積率からみて妥当な敷地の範囲、庭や物置、車庫などで具体的な土地利用が明らかな部分は同一所有者であっても区域から除くことができる。

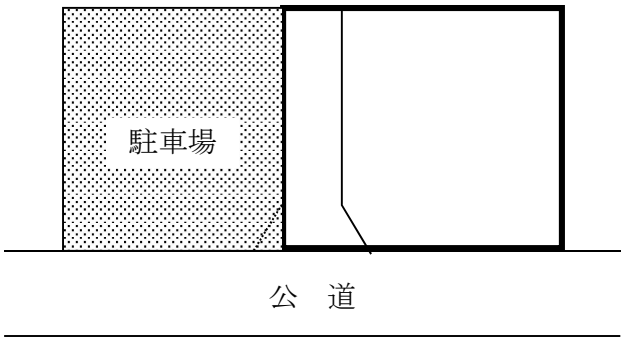
当該開発行為による道路に接する土地の所有者が開発区域の土地の所有者と同一でない場合は、この道路に接する土地の所有者の土地は区域から除くことができる。

その場合は、新たに道路に接することとなる土地所有者の同意を取ること。同意が取得できない場合については、原則として道路端を隣地より 25cm 離して設置すること。



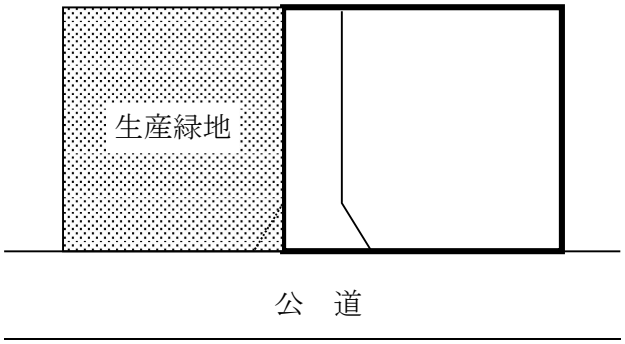
③　同一所有者の土地の一部に駐車場がある場合

月極等の駐車場として利用されていたことが認められ、契約上の理由により区域に入れることが不適当と判断できるケースについて区域から除くことができる（隅きり、セットバックは行うこと。）。



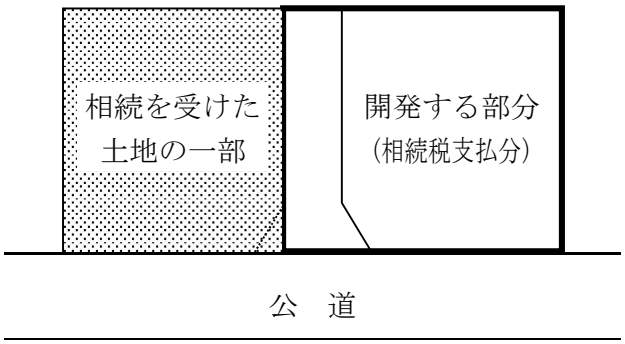
④　同一所有者の土地の一部に生産緑地がある場合

生産緑地は、区域から除くことができる。ただし、生産緑地法等の手続上、隅きり等が可能な場合は、整備すること。



⑤　相続を受けた土地の一部を開発する場合

開発区域は相続税支払のための土地に限り、残地を区域から除くことができる。（相続を受けた日は、所有権移転登記の原因日又は遺産分割協議確定の日とする。）



２　関連工事区域

次のものを関連工事区域とする。
１　既存の接続先道路を拡幅する場合における開発区域外の道路となる土地の区域
２　既設排水施設に接続させる場合における開発区域外の水路等（新設排水管を含む。）の工事に関する土地の区域
３　当該申請区域に接し、造成協力をする土地（造成協力地）の区域

ただし、当該の土地の区域が連たんする別の開発区域（開発許可がなされているもので、工事が完了していない場合。なお、開発許可がなされ、長期間工事が行われていない場合を除く。）に含まれることになる場合は全体を同一の開発区域とみなし、関連工事区域としては取り扱わない。

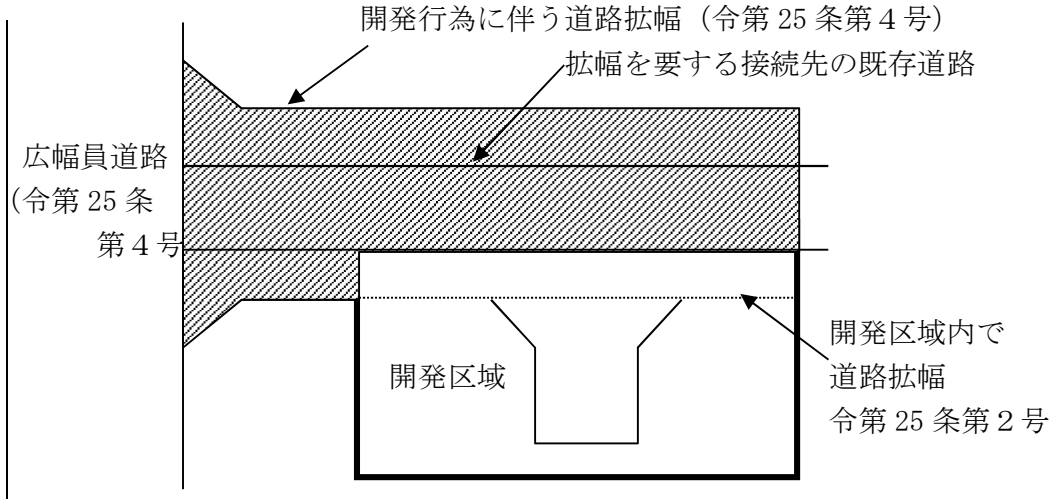
関連工事区域は、公園、緑地、広場の面積の算定対象とはしない。開発による道路としての位置づけが必要な場合は開発区域に算入する。

３　開発区域と関連工事区域の取り方の例示

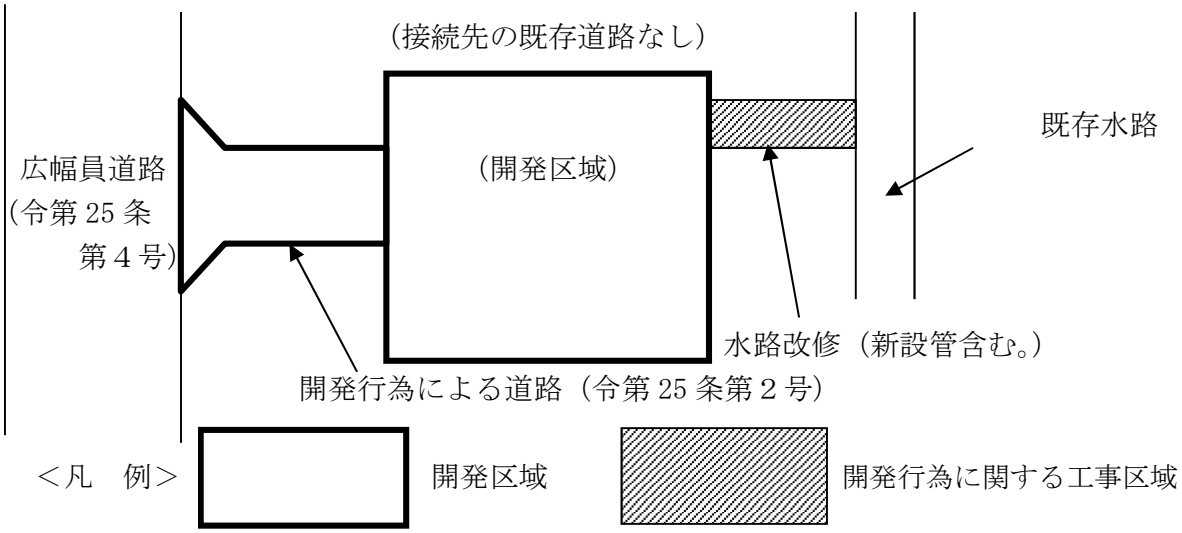
広幅員道路……令第 25 条第４号に規定されている区域外道路（幅員が住宅系では 6.5m以上、住宅系以外では 9.0m以上）

拡幅を要する接続先の既存道路……広幅員道路の幅員に満たない建築基準法上の道路（予定建築物の建築安全条例上の最低幅員が確保されている場合又は２項道路を含む。）

（１）開発区域外の道路



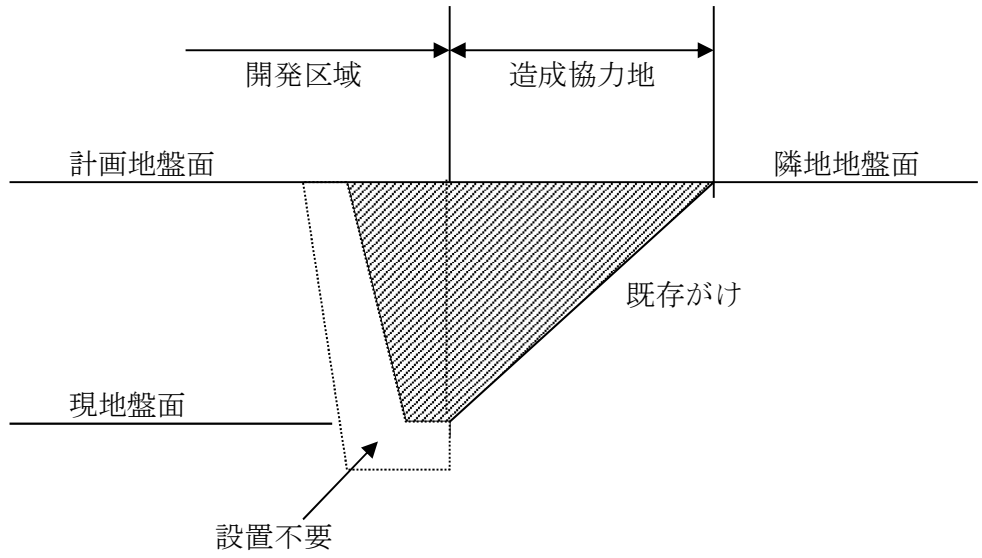
（２）開発行為に関する工事

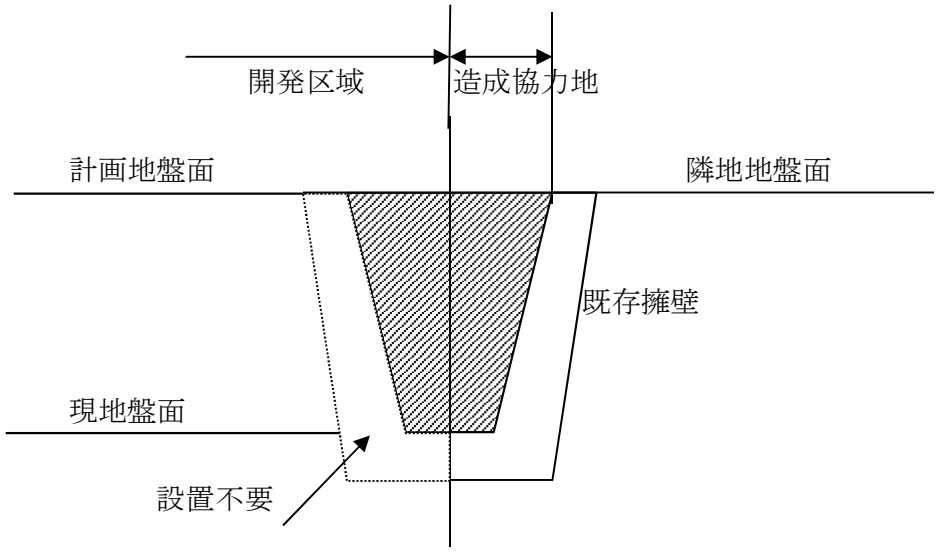


（３）造成協力地

（例）宅地造成の安全性・合理性があり、隣地の土地所有者の同意が得られた場合

（下図参照）





4　区画変更に係わる道路

道　路

開発行為の区画変更に係わる道路とは、建築基準法第 42 条に定義する道路及び行政財産のうちの公共用財産である道路をいう。

（1）建築基準法第 42 条に定義する道路

建築基準法第 42 条（道路の定義）

この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員４メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、６メートル。次項及び第３項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一　道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路

二　都市計画法、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）、新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）又は密集市街地整備法（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路

三　この章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道

四　道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、２年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五　土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地等の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

２　この章の規定が適用されるに至つた際現に建築物が立ち並んでいる幅員４メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離２メートル（前項の規定により指定された区域内においては、３メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、２メートル）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離２メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離４メートルの線をその道路の境界線とみなす。

３　特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については２メートル未満 1.35 メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については４メートル未満 2.7 メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

4　第１項の区域内の幅員６メートル未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員４メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。

一　周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道

二　地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道

三　第１項の区域が指定された際現に道路とされていた道

5　前項第三号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員４メートル未満の道については、第２項の規定にかかわらず、第１項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。

6　特定行政庁は、第２項の規定により幅員 1.8m未満の道を指定する場合又は第３項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

建築基準法第 42 条に定義されている道路のうち、

①　第１項第３号は、建築基準法が適用されるに至った際（昭和 25 年 11 月 23 日）または、新たに都市計画区域となった際に現に存在する道。

この場合、公道、私道の区別はない。私道の場合は特に道の境界線または道路幅員が明確であるものをいう。

②　また第１項第５号は、土地を建築物の敷地に利用しようとするため、道路法等によらないで、建築基準法施行令第 144 条の４の基準に従って築造する道路で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの。（いわゆる位置指定道路、建築基準法施行令第 144 条の４）

道路法第２条第１項（道路の定義）

この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。（参考：この場合、同法第 18 条第２項に規定する道路の供用開始の公示のあったものをいう。）

道路法第３条（道路の種類）

道路の種類は、次に掲げるものとする。

一　高速自動車国道

二　一般国道

三　都道府県道

四　市町村道

この他、道路法の道路以外の道路として次のものがある。

・一般自動車道又は専用自動車道……道路運送法による道路
・林道……森林法による道路
・農業用道路……土地改良法による道路
・臨港道路……港湾法による道路
・園路……自然公園法、都市公園法による道路
・鉱業用道路……鉱業法による道路
・位置指定道路……建築基準法による道路
・里道……公共団体が所有する道路的な形態の土地
・私道……私人の所有権に基づく道路
・赤道……公有地で道路的な形態の土地（法定外公共物）

以上に分類することができるが、道路法の道路以外の道路も、公共用財産（私道は除く。）であるので、開発行為の区画変更に係わる道路とする。なお、私道の場合、建築基準法第 42 条に該当する道路（位置指定道路及び開発行為による道路等）は開発行為の区画変更に係わる道路とする。

（2）公共用財産である道路

国又は公共団体の財産は、下記のように分類することができるが、開発行為に係わる道路は、原則として公共用財産である道路であること。

① 行政財産 ・公用財産……庁舎、学校、病院等
・公共用財産……道路、河川、公有水面等
・皇室用財産……皇居、御所等
・企業用財産……造幣局、印刷局等

② 普通財産（行政財産以外の一切の公有財産。）

＜参考＞畦畔（けいはん）

畦畔とは、田畑（耕地）の境にあるもので、地方により「あぜ」「くろ」「澗地（はざまち）」「土手代（どてしろ）」「青地」などと呼ばれる細長い土地をいう。

公図に「澗地」は実線で帯状に囲まれており、「青地」は緑色、「土手代」は薄墨色で表示され、いずれも無番地であるものは国有地で財務省所管の普通財産として事務処理が行われている。

なお、畦畔は国有普通財産であり開発行為の区画変更に係わる「道路、河川、水路等」に該当しない。

５　区画変更に係わる河川等

開発行為に係わる河川、水路等の変更についても区画の変更となり、開発行為の許可が必要である。

表　河川等の分類

（１）河川法の適用を受けるもの

種　　別	区　　間	管　理　者
一級河川	政令指定区間外	国土交通大臣（直轄管理、河川法第９条）
	政令指定区間	都道府県知事（河川法第９条第２項）
二級河川	全区間	都道府県知事（河川法第 10 条）
準用河川	全区間	区市町村（河川法第 100 条）

（２）河川法の適用を受けないもの

種　　別	区　　間	管　理　者
普通河川・水路	全区間	区市町村長
公共溝渠	全区間	区　長
用水路	全区間	水利組合他

普通河川とは、一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、通常区市町村長が管理するものをいう。

＜参考＞青　道（青線）

青道とは、河川法が適用又は準用されない水路で、公図上に青線で表示されたもの。青道は従来公共用財産としての国有地であったが、地方分権一括法等に基づき、赤道とともに区市町村へ譲与された。

第２節　公共施設管理者等の同意・協議（都市計画法第 32 条）

都市計画法第 32 条（公共施設の管理者の同意等）

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

２　開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなくてはならない。

３　前２項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前２項の協議を行うものとする。

都市計画法施行令第 23 条（開発行為を行なう者について協議すべき者）

開発区域の面積が 20 ヘクタール以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者（開発区域の面積が 40 ヘクタール未満の開発行為にあっては、第３号及び第４号に掲げる者を除く。）と協議しなければならない。

一　当該開発区域内に居住することとなる者に関係がある義務教育施設の設置義務者

二　当該開発区域を給水区域に含む水道法第３条第５項に規定する水道事業者

三　当該開発区域を供給区域に含む電気事業法第２条第１項第２号に規定する一般電気事業者及びガス事業法第２条第２項に規定する一般ガス事業者

四　当該開発行為に関係がある鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者

（１）開発許可申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある既設の公共施設の管理者の同意を得ること。

（２）開発許可申請しようとする者は、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される新たな公共施設を管理することとなる者と協議をすること。

（３）私道等に接続して、開発行為を行おうとする場合の公共施設管理者の同意は、当該私道の管理者又は所有者とする。なお、所有者の同意としては、接続する部分の土地所有者の同意とする。その他、開発行為に関連して掘削する土地の所有者の同意も必要である。

なお、開発行為によって設置された公共施設の管理については法 39 条に規定されている。

都市計画法第 39 条（開発行為等により設置された公共施設の管理）

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第 36 条第３項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第 32 条第２項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

「第 32 条第２項の協議により管理者について別段の定めをしたとき」とは市町村との協議の結果、開発許可を受けたものが自ら管理する場合等がある。

第３節　開発行為の許可基準（全般）（都市計画法第 33 条）

１　許可基準

１－１　許可基準

都市計画法第 33 条（開発許可の基準）

都道府県知事は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第４項及び第５項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一　次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ　当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、流通業務地区又は港湾法第 39 条第 1 項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合　当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第 49 条第 1 項若しくは第２項若しくは第 49 条の２（これらの規定を同法第 88 条第２項において準用する場合を含む。）又は港湾法第 40 条第 1 項の条例による用途の制限を含む。）

ロ　当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていない場合　建築基準法第 48 条第 13 項及び第 68 条の３第７項（同法第 48 条第 13 項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第 88 条第２項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限

二　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ　開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ　開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ　予定建築物等の用途

ニ　予定建築物等の敷地の規模及び配置

三　排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第１号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢（いっ）水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ　当該地域における降水量

ロ　前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

四　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第２号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

五　当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからニまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからニまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

イ　地区計画　再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第 12 条の５第５項第２号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

ロ　防災街区整備地区計画　地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画

ハ　沿道地区計画　沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第９条第４項第２号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

ニ　集落地区計画　集落地区整備計画

六　当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。

七　地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第１項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第１項の特定盛土等規制区域	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第 30 条第１項の政令で定める規模（同法第 32 条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第 31 条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第１項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第 73 条第１項に規定する特定開発行為（同条第４項各号に掲げる行為を除	津波防災地域づくりに関する法律第 75 条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講

八　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第 39 条第１項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条第１項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第８条第１項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りではない。

九　政令で定める規模以上の開発行為にあっては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第２号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

十　政令で定める規模以上の開発行為にあっては、開発区域及びその周辺の地域における
環境を保全するため、第２号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。

十一　政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

十二　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを
考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四　当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有すること者の相当数の同意を得ていること。

4　地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。

2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。

3　景観行政団体（景観法第７条第１項に規定する景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、同法第８条第２項第１号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第１項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。

6　指定都市等及び地方自治法第 252 条の 17 の２第１項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）以外の市町村は、前３項の規定により条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

7，８（略）

1　開発許可の許可基準の適用関係（法第 33 条及び第 34 条）

○印：適用

△印：開発行為の目的に照らし判断

◆印：工事内容が盛土規制法の許可を要する規模の場合は適用

×印：不適用

33 条　開発許可基準	建　築　物		第一種特定工作物		第二種特定工作物	
	一般	自己用	一般	自己用	一般	自己用
1　用途地域	○	○	○	○	○	○
2　道路等空地	○	居住用…× 業務用…○	○	○	○	○
3　排水施設	○	○	○	○	○	○
4　給水施設	○	居住用…× 業務用…○	○	○	○	○
5　地区計画等	○	○	○	○	○	○
6　公共公益施設	○	△	○	△	△	△
7　防災安全施設	○	○	○	○	○	○
8　災害危険区域	○	×	○	×	○	×
9　樹木・表土 （1 ha 以上）	○	○	○	○	○	○
10　緩衝帯 （1 ha 以上）	○	○	○	○	○	○
11　輸送施設 （40ha 以上）	○	○	○	○	○	○
12　資力・信用	○	居住用…◆ 業務用…◆ （1 ha＞） 業務用…○ （1 ha≦）	○	1 ha＞…◆ 1 ha≦…○	○	1 ha＞…◆ 1 ha≦…○
13　工事施行者	○	居住用…◆ 業務用…◆ （1 ha＞） 業務用…○ （1 ha≦）	○	1 ha＞…◆ 1 ha≦…○	○	1 ha＞…◆ 1 ha≦…○
14　権利者同意	○	○	○	○	○	○
34 条 市街化調整区域の開発規制	○	○	○	○	×	×

注）第二種特定工作物において建築確認が必要となる場合は、接道要件について、あらかじめ建築主事の指示を受けること。

2　自己の居住用及び業務用

（1）自己の居住とは、開発行為を申請する者が生活の本拠として使用する場合をいい、当然自然人に限られる。

①　該当する例　　個人住宅、店舗併用住宅（ただし、住宅を主としたもの）

②　該当しない例　　社宅、社員寮、学校の寮

（2）自己の業務とは、当該建築物内において、継続的に自己の業務に係わる経済活動が行われている場合をいう。

①　該当する例　　自社工場、事務所、ホテル、旅館、結婚式場、ゴルフ場、企業の福利厚生施設、研修所、各種学校の校舎

②　該当しない例　　分譲又は賃貸住宅、貸事務所、貸店舗、墓園、有料老人ホーム、学校の寮

3　開発面積による許可基準の適用

開発面積		0　0.1　0.3　1　5　20　40 ha	法令等
市街化区域		建築物、一特	法 29①、令 19
市街化調整区域		建築物、一特	法 29①、令 19
非線引都市計画区域		建築物、一特	法 29①、令 19
準都市計画区域		建築物、一特	法 29①、令 19
都市計画区域外		建築物、一特	法 29②、令 22 の 2
第二種特定工作物		二特	法４、令１
（ゴルフコース）			
設計者の資格			法 31、規則 18、19
公共施設管理者同意			法 32、令 23
公益事業者協議			
（教育、水道）			令 23①②
（電気、ガス、鉄道）			令 23③④
樹木保全、表土保全		高さ５m　300 ㎡　切、盛　1,000 ㎡	法 33⑨、令 23 の 3
緑地帯、緩衝帯		４m～20m	法 33⑩、令 23 の４
輸送の便			法 33⑪、令 24
公園、緑地、広場		３%以上	令 25⑥
公園の設置義務	300 ㎡以上の公園	３%以上	令 25⑦、規則 21①
	1,000 ㎡以上の公園	1 箇所以上　2 箇所以上	規則 21②
雨水流出抑制施設			令 26②

１－２　技術的細目

都市計画法第 33 条第２項
　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。

技術的細目一覧表

	項　目	令	項　目	規　則
1	道路	第 25 条第１号 ～第５号	道路の幅員 道路の技術的細目	第 20 条、20 条の２ 第 24 条
2	公園	第 25 条第６号 ～第７号	公園の設置基準 公園の技術的細目	第 21 条 第 25 条
3	消防水利の設置基準	第 25 条第８号		
4	排水施設	第 26 条	管渠の勾配、断面積 排水施設の技術的細目	第 22 条 第 26 条
5	公益的施設の設置	第 27 条		
6	宅地の安全性に 関する措置	第 28 条	がけ面の保護 擁壁の技術的細目	第 23 条 第 27 条
7	樹木の保存・ 表土の保全	第 23 条の３ 第 28 条の２	樹木の集団の規模	第 23 条の２
8	緩衝帯	第 23 条の４ 第 28 条の３	緩衝帯の幅員	第 23 条の３
9	輸送の便	第 24 条		

2　用途地域等への適合

都市計画法第 33 条第 1 項第 1 号

一　次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ　当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、流通業務地区又は港湾法第 39 条第 1 項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合　当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 49 条の２（これらの規定を同法第 88 条第２項において準用する場合を含む。）又は港湾法第 40 条第 1 項の条例による用途の制限を含む。）

ロ　当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていない場合　建築基準法第 48 条第 13 項及び第 68 条の３第７項（同法第 48 条第 13 項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限

3　道路、公園、その他の公共施設

都市計画法第 33 条第１項第２号

主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ　開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ　開発区域内の土地の形状及び地盤の性質

ハ　予定建築物等の用途

ニ　予定建築物等の敷地の規模及び配置

本号を適用するについて必要な技術細目は、令第 25 条並びに規則第 20 条、第 21 条、第 24 条及び第 25 条に規定されている。

「この場合において当該空地に関する都市計画が定められている」とは、すなわち、都市の骨格をなす都市幹線・補助幹線街路、街区公園規模以上の公園、下水道幹線、鉄道、河川等については、都市施設として都市計画で決定されるものである。

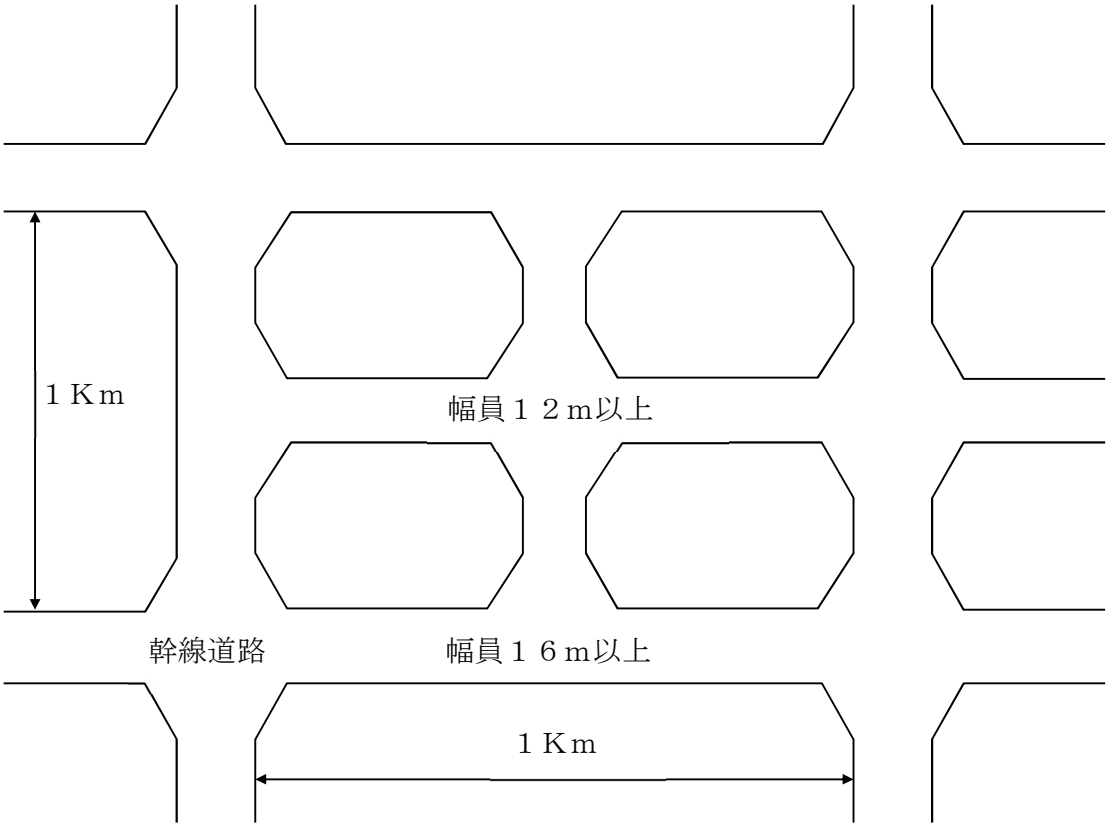
３－１　道路

３－１－１　道路の計画

１　道路計画

開発行為は、幹線道路網が都市計画によって定められていることを前提としている。都市計画道路の配置は、下の図のように近隣住区の考え方に基づき行われることが原則である。したがって開発行為によって設置される道路も、これらの都市幹線・補助幹線街路の道路網体系の一部として近隣住区を区画し交通量を負担することが望まれる。

また、道路は上下水道、電気、ガスなどのライフラインを包含するインフラストラクチャー、都市内のオープンスペース、災害時の延焼遮断帯など多様な機能を有する都市空間である。したがってこのことを積極的に評価したうえで、具体的な開発計画において道路が有効に配置されるよう留意し、良好な市街地の形成に貢献するように計画しなければならない。



（出典「宅地造成技術（上巻)」（社）全国住宅宅地協会連合会、（社）日本宅地開発協会）

2　道路の基準

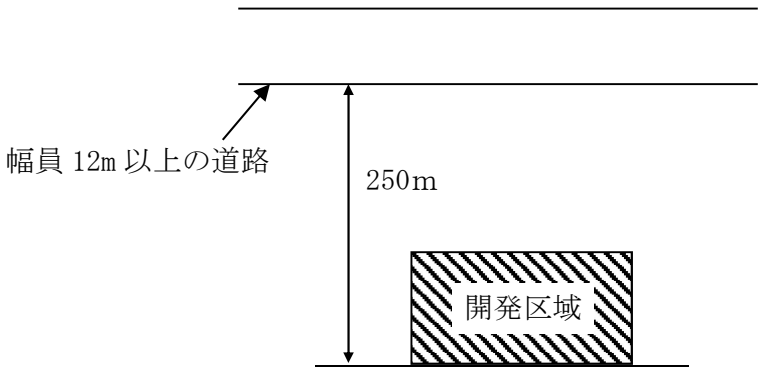
都市計画法施行令第 25 条第１号
道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

開発区域内に設けられる道路の全般的な基準は、上の規定に定められている。開発区域内に設置される道路が、都市計画道路や既存の道路と一体となって合理的な道路網を形成し、これらの道路の機能を有効に発揮させることを要求するものである。そのためには、当該開発行為における道路計画を都市計画道路の計画に整合させるとともに、当該開発が発生させる交通量が周辺の既存道路に及ぼす影響にも配慮する必要がある。
また、区域外にある既存道路を開発区域内に延長し、あるいはそれに接続することが合理的な道路網形成に資すると判断されるときは、開発区域内の道路と既存道路とを接続するように計画する。
なお、道路についての詳細な規定は、令第 25 条第２号から第５号までと、規則第 24 条とに定められている。さらに、開発行為で設置される道路は原則として市町村に帰属することとなっているため、将来、道路法の道路として機能することを考えると、道路構造令の規定も満足するものでなければならない。

3　市街化調整区域における大規模開発の道路

都市計画法施行令第 25 条第３号
市街化調整区域における開発区域の面積が 20 ヘクタール以上の開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。第６号及び第７号において同じ。）にあっては、予定建築物等の敷地から 250 メートル以内の距離に幅員 12 メートル以上の道路が設けられていること。

この規定は、市街化調整区域における幅員 12m以上の道路の設置基準である。市街化区域では、幅員 12m以上の道路は、おおむね 500mメッシュを一応の目途として都市計画決定されることとなろうが、市街化調整区域では道路に限らず都市計画決定されているものは少ない。したがって、市街化調整区域における開発行為にあっては、12m以上の道路が開発区域内の各建築物の敷地から 250m以内に設けられるようにすることにより、市街化区域と同等の幹線道路の密度を要求しているものである。なお、図のごとく、開発区域外に既にそれに適合する道路があれば、新たに設ける必要はない。開発区域内に設ける幅員 12m以上の道路の配置等は、開発区域内のみならず、地域の特性や土地利用等を勘案し定めるべきである。



３－１－２　道路の幅員構成

１　開発区域内の敷地に接する道路の幅員

都市計画法施行令第 25 条第２号

予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、６メートル以上 12 メートル以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、４メートル）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。

都市計画法施行規則第 20 条（道路の幅員）

令第 25 条第２号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が 1,000 平方メートル未満のものにあっては６メートル（多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあっては、８メートル)、その他のものにあっては９メートルとする。

（１）土地利用と道路幅員

開発区域内の敷地に接する道路は、その敷地の利用形態により発生交通量が異なるため、それに応じて必要な幅員も異なる。

規則第 20 条で、最小幅員を６ｍとしたのは、自動車交通に障害となる電柱や側溝などの道路構造物があっても相互通行を担保し、かつ、消防活動に際して消防車が他の車両とすれ違い可能なスペースを確保するには、最低６ｍは必要と考えたものである。また、敷地が 1,000 ㎡以上の住宅以外の用途の場合に幅員９ｍとしたのは、大型車等による頻繁な交通が予想されるため、自動車の利便を考えると同時に、歩行者の安全を確保する意味で、歩車道分離のため必要な最低幅員の９ｍに合わせたものである。

そこで、原則として比較的発生交通量が大きい建築物の場合は幅員９ｍ、一般住宅の敷地に接する道路の場合は幅員６ｍとする。また、自動車と歩行者の交通を特に大量に発生させる建物（ショッピング・センターやホテルなど）の場合は、歩道を広くとり停車帯を設けるなどして、幅員12mにすることが望ましい。

なお、令第 25 条第 2 号のカッコ書きについて、開発区域外での既存道路の拡幅を極力行い、開発区域に面しての拡幅により都市計画的見地から健全な市街地形成を誘導するため、セットバック距離に関しては、既存道路の中心線から令第 25 条第 2 号及び施行規則第 20 条に定める幅員の 1/2 とする。（ただし、区のまちづくり計画や要綱等により定められた幅員と整合をとること。）

	予定建築物の用途	予定建築物の敷地規模	道路幅員
一　般　の 区域内道路	住　　宅		６ｍ以上
	住　宅　以　外	1,000 ㎡未満	
		1,000 ㎡以上	９ｍ以上
人・車の発生交通量が特に大きな場合			12m以上

（２）小区間の区画道路の幅員

住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において、開発区域内の道路は(1)のとおり６ｍ以上を原則とするが、小区間で街区及びその周辺の状況等により交通上支障がない場合は下表を使用することができる。

道路延長／道路幅員	35m以下のもの	35mを超え 60m以下	60mを超え 120m以下	120mを 超えるもの
通り抜け型	4.5m以上	4.5m以上	５ｍ以上	６ｍ以上
※１ 行き止まり型	4.5m以上	５ｍ以上	※２ ６ｍ以上	６ｍ以上

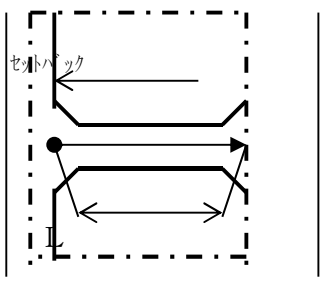
※１　行き止まり道路の終端部の形状は、道路中心線に対して直角とすること。

※２　転回広場を２箇所以上設ける場合には、５ｍ以上とすることができる。

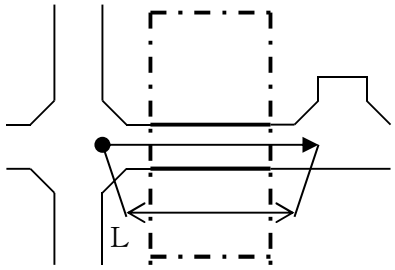
注）防災上の観点から行き止まり道路は極力避けるようすること。

〔小区間の区画道路の起終点について〕
上記一覧表に使用されている道路延長とすべき道路の起終点の位置を以下に示す。
（分岐のない区画道路の場合）
①区画道路が通り抜けの場合
　接続先の既存道路との境界（既存道路のセットバックがある場合はセットバック線との境界とする）を区画道路の起点及び終点とする。（図A）
　ただし、接続先の既存道路を延伸させる場合は、既存道路にある既設の分岐する場所（交差点・転回広場など）を起点（もしくは終点）とする。（図B）

【凡例（以下図面共通）】
一点鎖線　：開発区域（一点鎖線（開発区域）内の道路が新設する区画道路）
●：起点　▲：終点　L：道路延長（幅員を決める上での起終点及び延長）

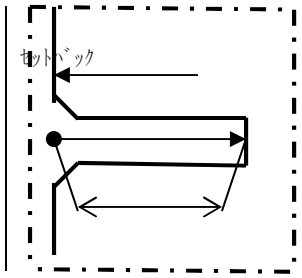


（図A）

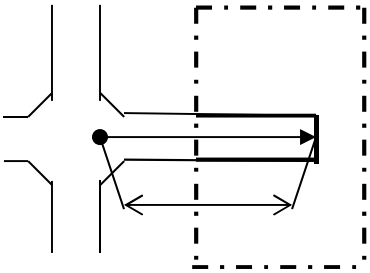


（図B）

②区画道路が行き止まりの場合
接続先の既存道路との境界（既存道路のセットバックがある場合はセットバック線との境界とする）を区画道路の起点とし、区画道路の道路終端部を区画道路の終点とする。（図C）
　ただし、接続先の既存道路を延伸させる場合は、既存道路にある既設の分岐する場所（交差点・転回広場など）を起点とする。（図D）



（図C）


（図D）

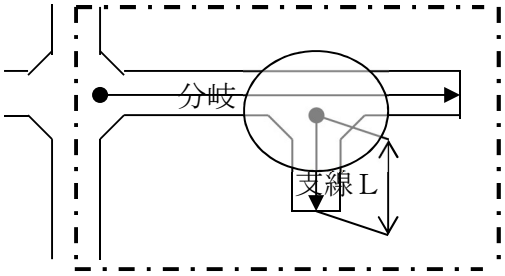
（分岐のある区画道路の場合）

③分岐のある区画道路の場合

分岐する場所ごとに区画道路の起終点を決めるため、分岐する場所ごとに一方を「本線」、他方を「支線」と定める。

「支線」の起点は、分岐点を起点とする。（図Ｅ）

なお、幅員６ｍ未満の場合は、原則として最長となる路線を本線とする。



（図Ｅ）

２　令第 25 条第２号ただし書が適用される開発区域に接する既存道路

都市計画法施行規則第 20 条の２
（令第 25 条第２号ただし書の国土交通省令で定める道路）
　令第 25 条第２号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。
　一　開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
　二　幅員が４メートル以上であること。

令第 25 条第２号ただし書は既存道路に接して行われる一敷地の単体的な開発行為に適用される。開発区域の規模や形状、開発区域の周辺土地の地形及び利用の態様等に照らして敷地が接する道路の幅員を４ｍ以上とするものである。なお、開発行為が既存道路に接して行われ開発区域に新たに区画街路が整備される場合については、当該既存道路には、令第 25 条第２号でなく令第 25 条第 4 号の規定が適用されることとなる。また、開発区域内に新たに築造される道路は令第 25 条第 2 号本文の規定に適合させるのに困難な場合は想定できないのでただし書は適用されない。

令第 25 条第 2 号ただし書の要件を満たすためには、敷地に接する既存道路が規則第 20 条の 2 の要件に該当するだけでなく、「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造」を有することも必要である。

以上のことから、住宅地分譲、公共公益施設以外の開発区域内に道路が整備されない一敷地の単体的な開発行為における敷地に接する既存道路（建築基準法第 42 条に規定する道路）が必要とする幅員については原則として令第 25 条第 2 号ただし書を適用せず、「１　開発区域内の敷地に接する道路の幅員」の規定による。

① 住宅地分譲等の場合（開発区域内に新たな道路を整備しない場合に限る）

住宅地分譲等については、次の条件をすべて満足することなど、総合的に勘案する。

・最小幅員個所となる狭小区間長とその他の円滑な交通が確保されている区間との関係からみて、狭小区間での交通障害が少ないものであること。

・開発区域外での既存道路の拡幅を極力行い、開発区域に面しての拡幅により都市計画的見地から健全な市街地形成を誘導しうるものであること（セットバック距離については、道路の中心線から 3m とする。ただし、区のまちづくり計画や要綱等により定められた幅員と整合をとること。）

② 公共公益施設の場合（開発区域内に新たな道路を整備しない場合に限る）

公共公益施設（令第 21 条第 26 号イ、ロ、ハに該当する建築物）については以下のように取り扱う。（なお、東京都建築安全条例第４条第２項に規定する建築物の建築を目的とする開発行為の場合、同項で必要とする幅員と下記で規定する幅員のうち広い方の幅員を確保するものとする。）なお、既存道路の拡幅については区のまちづくり計画や要綱等と整合を図り強化又は緩和することができる。

ア　建築敷地の規模が 30,000 ㎡未満の幼稚園、小中学校、高等学校の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

　開発区域が接する既存道路の幅員が広幅員道路まで６ｍ以上あること。また、その既存道路は開発区域内に既存道路の中心から 4.5m（建築敷地の面積が 1,000 ㎡未満の場合は 3.25m）以

上拡幅されること。なお、上記幅員とは別に２m程度の歩道（歩道上空地）を設置することが望ましい。

イ　建築敷地の規模が 10,000 ㎡未満の病院の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域が接する既存道路の幅員が広幅員道路まで６m以上あること。また、その既存道路は開発区域内に既存道路の中心から 4.5m（建築敷地の面積が 1,000 ㎡未満の場合は 3.25m）以上拡幅されること。

ウ　建築敷地の規模が 10,000 ㎡未満の上記ア、イ以外の公共公益施設で発生交通量が住宅と同程度とみなせる建築物（※）の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域が接する既存道路の幅員が広幅員道路まで４m以上あり、かつ、当該既存道路の幅員が６m未満の場合は広幅員道路までおおむね 60mの間隔で待避所（車両のすれ違いが可能な幅員６m以上の道路空間や車両待避が可能な交差点）が確保されること。また、その既存道路は開発区域内に既存道路の中心から 4.5m（建築敷地の面積が 1,000 ㎡未満の場合は 3.25m）以上拡幅されること。

エ　建築敷地の規模が 10,000 ㎡未満の上記ア、イ以外の公共公益施設で発生交通量が住宅と同程度とみなせない建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域が接する既存道路の幅員が広幅員道路まで６m以上あること。また、その既存道路は開発区域内に既存道路の中心から 4.5m（建築敷地の面積が 1,000 ㎡未満の場合は 3.25m）以上拡幅されること。

オ　上記アからエ以外の公共公益施設の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域が接する既存道路の幅員が広幅員道路まで９m以上あること。

※ 第一種低層住居専用地域に許可を要さずに建築可能な建築物は発生交通量が住宅と同程度とみなせる建築物とする。それ以外は発生交通量の予測をし判断する。

３　接続先の既存道路の幅員

都市計画法施行令第 25 条第４号
　開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員９メートル（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、6.5 メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

（１）土地利用と道路幅員

開発区域内の主要な道路が接続する既存道路も、区域内の道路と同様に開発区域の土地利用に応じて幅員を定める。接続先の既存道路は、従前からの通過交通に加えて開発行為により発生する交通量を負担することになるため、区域内道路の幅員以上の幅員が必要とされる。そこで、９ｍ以上を標準とし、住宅系の開発については 6.5m以上（ただし、関係市町の区画街路整備方針等で将来幅員が決まっている場合は、それに従う。）とする。

住宅地の場合、発生する交通の質・量が限られているため、車両の大きいバス等のすれ違い通行を満足する幅員を想定して、側方と車両に 0.5mの余裕をとって 6.5mとしたものである。

（２）やむを得ないと認められる場合

「周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められる」場合とは、既存道路の幅員が上記の幅員より狭く、開発行為により他の道路に接する道路を設けることが困難である等、当該既存道路の他に接続できる道路がない状況のことであり、なおかつその接続先となる既存道路は車両の通行に支障がない場合である。接続先の既存道路の円滑な交通を確保するには、やはり既存道路を上記幅員まで拡幅することが原則である。

しかしながら、区においては狭あいな道路が多い上に、既存道路の拡幅に際して複数の権利者が存在し拡幅に支障となる物件が多く存在するなど困難を極めることも多い。そこで、開発の目的や規模などから新たに発生する交通が既存道路の交通処理能力で許容できる程度か否かの判断を行う。おおむねの判断基準としては、既存道路の事情や開発行為の目的・規模が多様であることから、

① 住宅地分譲等の場合（開発区域内に新たに道路を整備する場合に限る。）

住宅地分譲等については、次の条件をすべて満足することなど、総合的に勘案する。

・最小幅員個所となる狭小区間長とその他の円滑な交通が確保されている区間との関係からみて、狭小区間での交通障害が少ないものであること。

・開発区域外での既存道路の拡幅を極力行い、開発区域に面しての拡幅により都市計画的見地から健全な市街地形成を誘導しうるものであること（セットバック距離については、道路の中心線から 3. 25m とする。ただし、区のまちづくり計画や要綱等により定められた幅員と整合をとること。）

・なお、開発区域に接続する既存道路は、建築基準法上の道路で広幅員道路まで現況４ｍ以上の幅員が確保されていること

② 公共公益施設の場合（開発区域内に新たに道路を整備する場合に限る。）

公共公益施設（令第 21 条第 26 号イ、ロ、ハに該当する建築物）の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合は公共公益性と発生交通量とを鑑み次のように取り扱う。（ただし、東

京都建築安全条例第４条第２項に規定する建築物の建築を目的とする開発行為の場合、同項で必要とする幅員と下記で規定する既存道路の幅員のうち広い方の幅員があること。）なお、既存道路の拡幅については区のまちづくり計画や要綱等と整合を図り強化又は緩和することができる。

ア　建築敷地の規模が 30,000 ㎡未満の幼稚園、小中学校、高等学校の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域内の主要な道路が、建築基準法上の道路で幅員６ｍ以上の既存道路に接続されていること。また、その既存道路は開発区域内に既存道路の中心から 4.5m（建築敷地の面積が 1,000 ㎡未満の場合は 3.25m）以上拡幅されること。なお、上記幅員とは別に２ｍ程度の歩道（歩道上空地）を設置することが望ましい。

イ　建築敷地の規模が 10,000 ㎡未満の病院の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域内の主要な道路が、建築基準法上の道路で幅員６ｍ以上の既存道路に接続されていること。また、その既存道路は開発区域内に既存道路の中心から 4.5m（建築敷地の面積が 1,000 ㎡未満の場合は 3.25m）以上拡幅されること。

ウ　建築敷地の規模が 10,000 ㎡未満の上記ア、イ以外の公共公益施設で発生交通量が住宅と同程度とみなせる建築物（※）の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域外の主要な道路が、建築基準法上の道路で幅員４ｍ以上の既存道路に接続し、かつ当該既存道路の幅員が６ｍ未満の場合は広幅員道路までおおむね 60ｍの間隔で待避所（車両のすれ違いが可能な幅員 6m以上の道路空間や車両待避が可能な交差点）が確保されること。また、その既存道路は開発区域内に既存道路の中心から 4.5m（建築敷地の面積が 1,000 ㎡未満の場合は 3.25m）以上拡幅されること。

エ　建築敷地の規模が 10,000 ㎡未満の上記ア、イ以外の公共公益施設で発生交通量が住宅と同程度とみなせない建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域内の主要な道路が、建築基準法上の道路で幅員６ｍ以上の既存道路に接続されていること。また、その既存道路は開発区域内に既存道路の中心から 4.5m（建築敷地の面積が 1,000 ㎡未満の場合は 3.25m）以上拡幅されること。

※第一種低層住居専用地域に許可を要さずに建築可能な建築物は発生交通量が住宅と同程度とみなせる建築物とする。それ以外は発生交通量の予測をし、判断する。

４　歩道を設置する場合の幅員

都市計画法施行令第 25 条第５号
　　開発区域内の幅員９メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること。

都市計画法施行規則第 24 条第７号
　　歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて車道から分離されていること。

開発区域内の道路はすべて、歩車道分離を行うのが望ましいが、幅員６ｍ程度の道路を歩車道分離した場合、車道幅員が極端に狭くなり、機能の低下が危惧(ぐ)され、また、開発区域外の既存道路とのアンバランスが生じること等が考えられる。そこで、車道について幅員６ｍ以上が確保され、さらに、少なくとも片側に２ｍの歩道及び両側に 0.5ｍの路肩を考え、幅員９ｍ以上のものについて、歩車道分離のための歩道を設置すること。
歩道は、街渠等により車道との段差を設け、歩車道境に防護柵を設置することにより車道から分離することが一般的である。歩道の幅員に余裕があるときは、歩車道間に植栽を設けて分離することが望ましい。

種　別	級　別	歩道幅員（m）	
		標準幅員	歩行者の少ない箇所
第四種	第１級	3.50	2.75
	第２級	3.50	2.00
	第３級	2.00	―
	第４級	2.00	―

（出典：道路構造令第 11 条）

注）　路上施設を設ける場合には、上記の幅員の値に、ベンチの上屋を設ける場合にあっては２ｍ、並木を設ける場合にあっては 1.5ｍ、ベンチを設ける場合にあっては１ｍ、その他の場合にあっては 0.5ｍを加えて適用する。
　　ただし、地形の状況、交通量、その他特別の理由によりやむを得ない場合においてはこの限りでない。

３－１－３　道路に関する技術的細目

１　構造及び横断勾配

> 都市計画法施行規則第 24 条第１号
> 　道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が附されていること。

開発区域内に設けられる道路は、すべて舗装されることが道路としての機能を十分発揮する上から望ましい。したがって、開発区域内の道路は、最低限簡易舗装を行うこととする。
ここでいう簡易舗装は、アスファルト混合物による表層舗装と砕石等による路盤を組み合わせた構造を標準とする。
ただし、大型車の計画交通量が 250 台／日（１方向）以上の場合は、表層と基層の２層のアスファルト舗装部分と上層路盤と下層路盤の２層の路盤からなる舗装構造が必要なる。使用材料や施工方法の詳細はそれぞれの区市町村の基準によること。
横断勾配については、雨水等の排水に支障のない範囲において緩やかでなければならない。勾配は路面の種類、縦断勾配の大小、気候条件などを考慮して決めること。一般的には、次表の値を用いている。

路　面　の　種　類	横　断　勾　配
セメント・コンクリート舗装道及び アスファルト・コンクリート舗装道	1.5%以上　2.0%以下
そ　の　他	3.0%以上　5.0%以下

※　歩道、自転車道等においては、 2.0%を標準横断勾配とする。
（出典：道路構造令第 24 条）

2　路面排水施設

都市計画法施行規則第 24 条第２号
　　道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠(きょ)その他の適当な施設が設けられていること。

全ての道路には、路面の雨水等を速やかに排除するために、側溝あるいは街渠、集水ますを設置するか、これと同等の効果があると認められる施設を設ける必要がある。側溝は、Ｌ型溝あるいはＬＵ型溝を標準とする。
歩車道を分離する場合は、街渠を設置して歩車道間に段差をつける。集水ますは、道路勾配を勘案して適切な箇所に設けることとする。特に、設置間隔については、縦断勾配をもとにして決定すること。集水ますは、導水管を通じて排水施設又は浸透施設に接続される。
これらの路面排水施設は、区市町村の基準に適合する必要があるが、市町村によって規格が異なる場合があるので注意を要する。

3　縦断勾配

ア　都市計画法施行規則第 24 条第３号
　道路の縦断勾配は、９パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12 パーセント以下とすることができる。

道路の縦断勾配は、最大値と、小区間の場合の最大値を定めている。
縦断勾配・横断勾配だけでなく、縦断曲線、合成勾配、曲線半径など、道路の形状を決定する要素は他にもいろいろあるが、それらについても車両交通の安全上支障のないよう、道路構造令等に基づき、かつ、道路管理者と協議の上、定めること。

設計速度（km/h）	縦断勾配（%）
６０ ５０ ４０ ３０ ２０	５ 以下 ６ 〃 ７ 〃 ８ 〃 ９ 〃

（出典：道路構造令第 20 条）

イ　既存の道路（建築基準法による道路をいう。）の縦断勾配が 12 パーセントを超えている場合であっても、次のすべてに該当する場合は、アの規定によらず、12 パーセントを超える縦断勾配とすることができる。ただし、区長が車両の通行上及び安全上支障があると判断をした場合は、この限りではない。
（ア） 縦断勾配が 20 パーセント以下
（イ） 既存道路の拡幅
（ウ） 沿道の土地利用の状況により、区長が縦断勾配が 12 パーセント以下とすることが困難であると判断をした場合

４　階段状道路

> 都市計画法施行規則第 24 条第４号
>
> 道路は、階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

階段状道路は、歩行者専用道路を除いては認めない。ただし、その場合の歩行者専用道路についても、消防活動の際の機能に支障を来さず、歩行者の通行の安全を確保するものでなければならない。また道路は、令第 25 条第２号の規定により車両の通行を前提としているので、階段状道路のみならず、階段状道路を経由しないと車両が通行できない道路(途中に階段状道路を有する行き止まり道路の端部)については、開発行為による道路として認められない。

なお、けあげ及び踏面等の寸法については、建築基準法施行令第 25 条第２項の規定を準用して、次のように定める。

（１）　踏面の寸法は 30cm 以上、けあげの寸法は 15cm 以下であること。

（２）　階段の高さが３ｍを越える場合、高低差３ｍ以内ごとに踏幅２ｍ以上の踊り場を設けること。

（３）　他の道路と接続する部分には車止めを設けること。

（４）　原則として道の両側に手すりを設け、高さ 90cm 程度の金属製のものにすること。

（５）　階段は、石、コンクリートなどの材料で造り、すべりにくい構造とすること。

（６）　自転車等の通行のために、勾配等安全性に配慮したうえで階段の一部を斜路とすることが望ましい。

（７）　その他、通行の安全に支障のない構造とすること。

５　行き止まり道路

都市計画法施行規則第 24 条第５号
　道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

道路は通り抜けを原則とする。袋路状の道路は、通過交通が生じる心配はなく、配置計画の質が高ければ良好な住環境の形成が可能である等の利点もあるが、防災上の観点からみて好ましいものではない。
やむを得ず行き止まり道路とする場合には、避難と車両の通行に支障のないように配慮して、自動車が転回できるスペース（転回広場）を設置する。また、歩行者専用道路、公園あるいは他の道路に接続する幅員２ｍ以上のフットパスや避難通路などを設け、人が通り抜けできるようにすることが望ましい。

（１）転回広場の設置箇所数

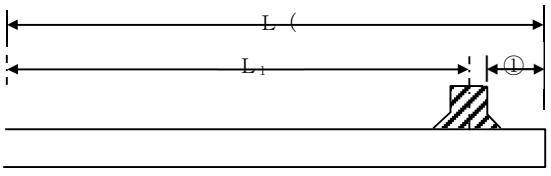
道路幅員	６ｍ未満	６ｍ以上
転回広場の設置が必要な道路基準延長	35ｍを超える場合	120ｍを超える場合
転回広場の設置箇所数	60ｍ区間ごとに１箇所	120ｍを超えた 120ｍ区間ごとに１箇所

注）転回広場を設置するのに必要な道路延長に満たない場合も終端部に転回広場を設けることが望ましい。

（２）転回広場の設置間隔
転回広場を１箇所設置する場合は、原則として起点から 35ｍ（幅員６ｍ以上の道路にあっては６０ｍ）以上終点寄りの位置に設置すること。複数個設置する場合は、１個は終端部付近に設置し残余は原則として等分に配置すること。

◎転回広場の配置例

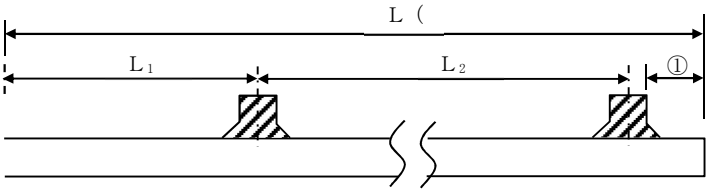
○幅員６ｍ未満（35ｍを超える場合）
　35ｍ≦Ｌ≦60ｍ：接続先道路から終端までの距離



L_1：原則 35m 以上　①：5.5m 以上

○幅員５ｍ以上で転回広場を２箇所以上設ける場合（1-3-3-6）

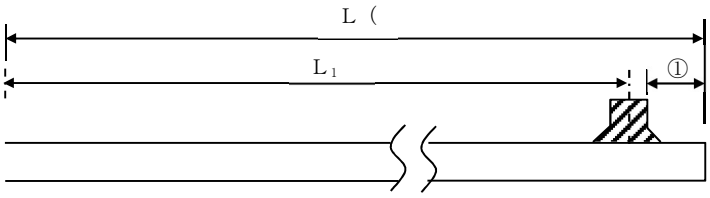
（60m＜Ｌ≦120m：接続先道路から終端までの距離）



L1：35m 以上 60m 以内　L2：60m 以内　①：5.5m 以上 32.5m 以内

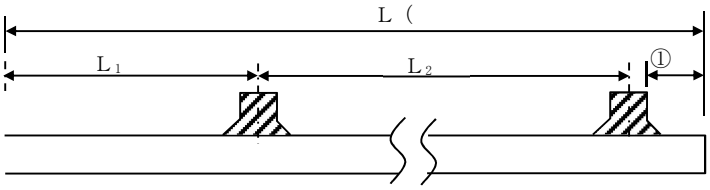
○幅員６ｍ以上（120mを超える場合）

※（120m＜Ｌ≦240m：接続先道路から終端までの距離）



L1：60m 以上　①：5.5m 以上

※（240m≦Ｌ≦360m：接続先道路から終端までの距離）



L1：60m 以上①：5.5m 以上 32.5m 以内

（３）転回広場の形状

① 転回広場の幅員は道路幅員と同等とする。ただし、道路延長経路に当たらない場合は５ｍ以上とする。

② 転回広場の奥行きは 5.5m以上とする。

③ 転回広場には長さ３ｍ以上の両隅切りを設けること。

④ 幅員５ｍ以上奥行き 5.5m以上の道路が分岐する両隅切りのある交差点は転回機能を有するものとして必要とする転回広場の数に含めることができる。ただし、著しく近接する転回広場（転回機能を有する交差点を含む）は同一の転回広場として数える。

⑤ 幅員が 4.5mの道路に任意に設置する転回広場の幅員は特例して 4.5m以上とする。

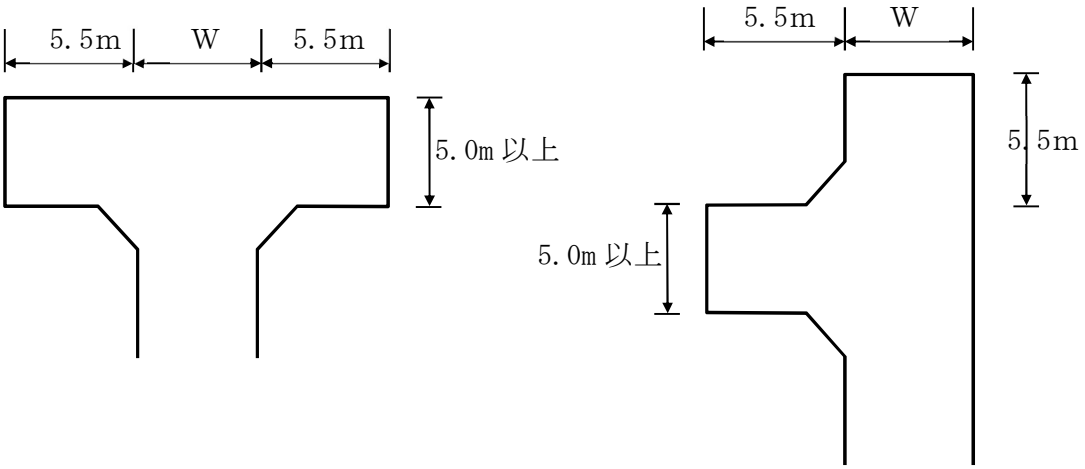
⑥ 上記によらず特殊な形状の転回広場を設置する場合は以下のいずれの条件も満たしていること。

ア 転回広場の用地は道路も含め、その他の用途に転用されないように、適切に管理すること。

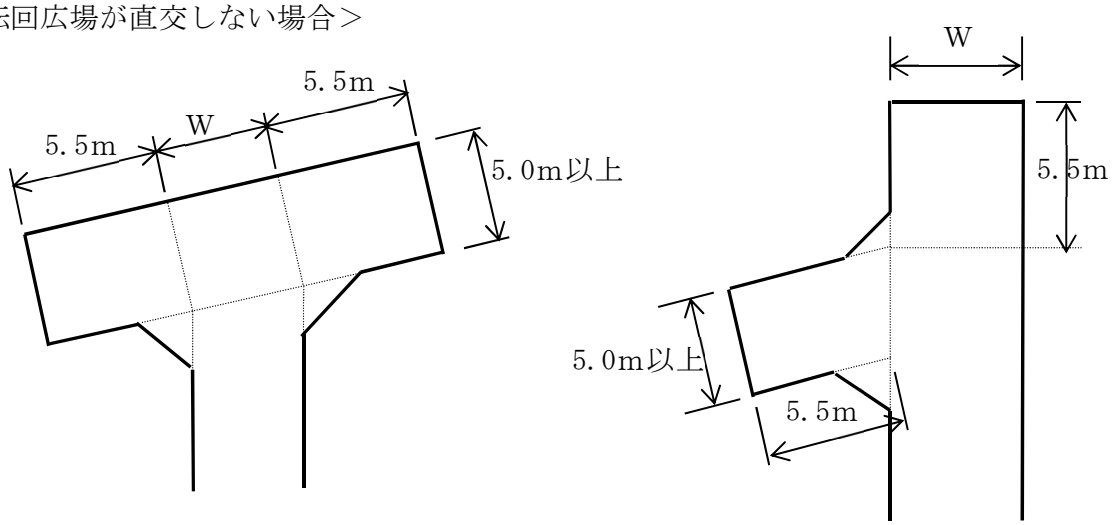
イ 建設省告示第 1837 号「自動車の転回広場に関する基準」を満たしていること。

ウ 最低面積は「建築基準法建設省告示に基づく東京都の転回広場の考え方」による形状の面積を下回らないこと。

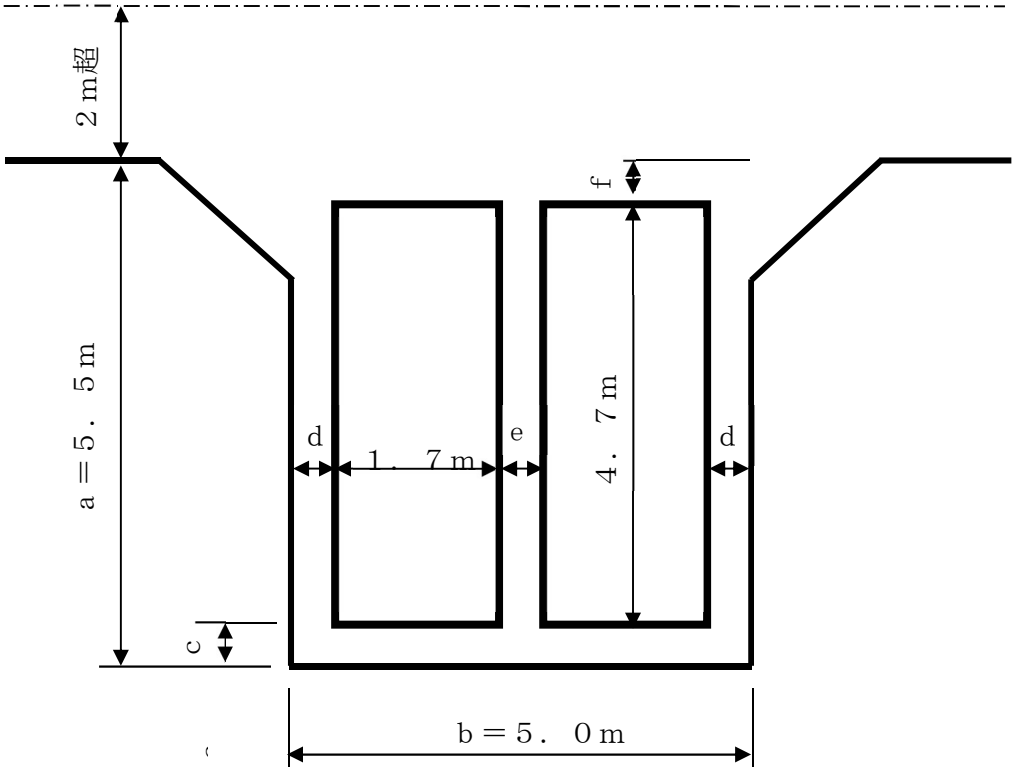
転回広場は、下図のいずれかの形状の部分を含むものであること。



＜転回広場が直交しない場合＞



●建築基準法建設省告示に基づく東京都の自動車の転回広場の考え方



通常：ａ＝５．５ｍ　　ｂ＝５．０ｍ　（ｃ=0.5m　ｄ=0.5m　e=0.6m　f=0.3m） ａ＝4.7m＋0.5m＋0.3m＝5.5m ｂ＝0.5m＋1.7m＋0.6m＋1.7m＋0.5m＝5.0m

参考

◎自動車の転回広場に関する基準（建設省告示第 1837 号）

建築基準法施行令第 144 条の４第１項第１号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

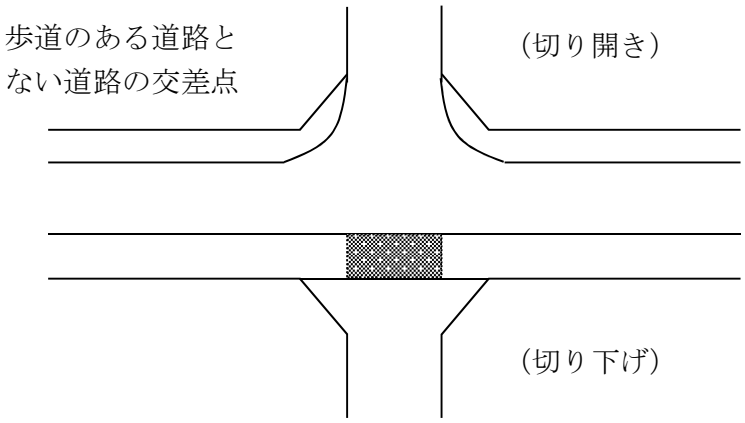
一　道の中心からの水平距離が２ｍを超える区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則別表第１に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが２台以上停車することができるものであること。

二　小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

6　隅切り

都市計画法施行規則第 24 条第 6 号
　歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さで街角が切り取られていること。

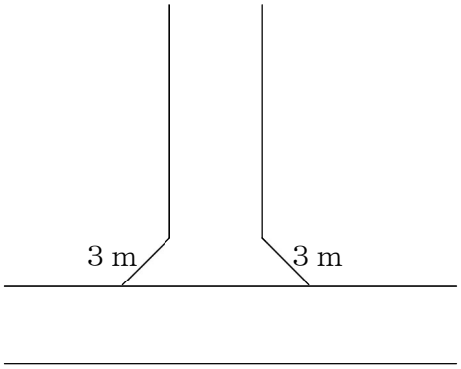
道路と道路の平面交差点や道路のまがりかどは、適当な長さで街角を斜めにカットして、一定の視距を確保する。また歩道のある既存道路との接続部分にも、視距を確保するために隅切りを設けることとする。その際、歩道を切り下げるか切り開くかは、道路管理者の指示に従って決めること。



隅切りの長さについては次の表を標準とする。

道路幅員	40m以下	30m以下	15m以下	12m以下	10m以下	４ｍ
40m以下	12 15 8	10 12 8	8 10 6	6 8 5	5 6 4	3 4 2
30m以下	10 12 8	10 12 8	8 10 6	6 8 5	5 6 4	3 4 2
15m以下	8 10 6	8 10 6	8 10 6	6 8 5	5 6 4	3 4 2
12m以下	6 8 5	6 8 5	6 8 5	6 8 5	5 6 4	3 4 2
10m以下	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	3 4 2
４ｍ	3 4 2	3 4 2	3 4 2	3 4 2	3 4 2	3 4 2

注）本表使用に当たっては、直近上位値を用いる。
上段　交叉角　　90 度前後
中段　　60 度以下
下段　　120 度以上
ただし、沿道の発生交通量が少なく、また将来においても大きくならないと見込まれ、予定建築物が主に住宅の場合は、幅員が 6.5m以下の道路同士の交差点で交叉角 90 度前後のときは３ｍとすることができる。



隅切りを設置する場合の留意点は以下のとおりである。

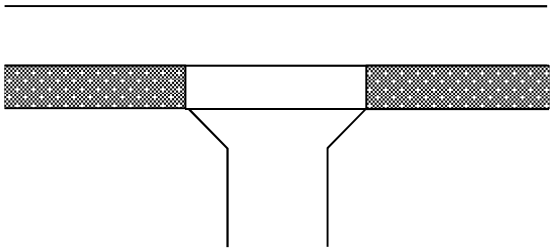
（１）　隅切りにより切り取る部分は、できるだけ二等辺三角形とすること。

（２）　道路の交差は、できるだけ直角に近い角度にすること。

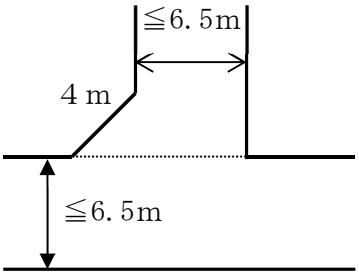
（３）　２ｍ以上の歩道が確保されている道路に接続する場合、隅切りの長さは、道路幅員に係わらず２ｍまで緩和できる。

（４）　道路の交差、接続、屈曲によって生じる内角が 120°以上の場合の隅切りは交通の安全に支障がないときに限り設けなくてもよい。

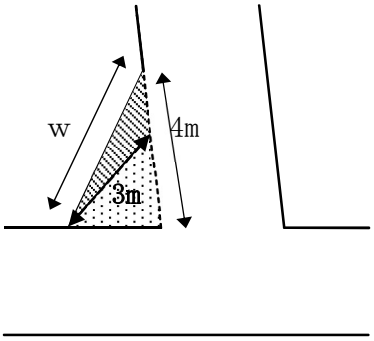
（５）　水路を横断して他の道路に接続する場合の隅切りは、次の図のとおりとする。なお、隅切りの長さは、水路幅にかかわらず２ｍまで緩和できる。



片側だけに隅切りを設ける、いわゆる「片隅切り」は原則として認めない。ただし、大規模開発以外でやむを得ない場合には、基準の隅切り長に１ｍを加えた長さの隅切りを上記の留意点に従い設置する。（例えば、２ｍ以上の歩道が確保されている道路に接続する場合等は片隅切り３ｍ以上、幅員 6.5m以下の道路同士の交差点では４ｍ以上とする。）



特に建物等が隣接し開発区域の間口が狭いため前記に従った二等辺三角形の片隅切りの設置が困難な場合は、下図により設置することができる。



＊幅員 6.5m以下の道路同士の交差点の場合は３ｍ以上の隅切りを包含する奥行き４ｍ以上（（３）、（５）の場合、２ｍ以上の隅切りを包含する奥行き３ｍ以上）の隅切りとする。なお、ｗは４ｍ（（３）、（５）の場合は３ｍ）以上の辺長を確保すること。

３－２　公園、緑地、広場等

３－２－１　公園等の計画

１　公園の計画

開発行為における公園の配置は近隣住区を単位として行い、異なる規模の公園をその利用対象者と誘致距離を考慮して適切に設置する。

それらの公園の基準について、都市公園法施行令では都市公園の計画標準を住民一人当たり 10 ㎡以上として、そのうち市街地内に一人当たり５㎡以上と定めている。これを受けて開発行為においても、人口密度を 100 人／ha と仮定したときに公園面積が一人当たり５㎡となるように定められている。

３－２－２　公園、緑地、広場等の設置基準

１　開発区域の面積が 0.3ha 以上５ha 未満の場合

> 都市計画法施行令第 25 条第１項第６号
>
> 開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上５ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の３パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

（１）面積 0.3ha 以上５ha 未満

都市公園法の基準による公園等を開発行為に当たっても設けることが望ましい。そこで、最低限必要な空き地を確保する意味で、開発区域の面積が 0.3ha 以上５ha 未満の場合、３％以上の公園、緑地又は広場を設置することとしている。

３％以上の公園、緑地又は広場とは、最低水準として、開発区域内に散在する公園、緑地等の面積を合計して３％あればよいということになるが、予定建築物の用途等を考慮して、公園、緑地又は広場のうち必要なものを１箇所か２箇所程度にまとめて３％以上設置することが望ましく、最小限でも防災、避難活動上の見地からすると 150 ㎡以上とすることが望ましい。

後段のただし書に公園等の免除の規定があるが、公園等は都市の防災機能及びアメニティ空間として確保することが重要であるので、本項３に示す「公園を設けなくともよい場合」にのみ適用する。

２　開発区域の面積が５ha 以上の場合

都市計画法施行令第 25 条第１項第７号

開発区域の面積が５ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所 300 平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の３パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

都市計画法施行規則第 21 条（公園等の設置基準）

開発区域の面積が５ヘクタール以上の開発行為にあつては、次に定めるところにより、その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

一　公園の面積は、一箇所 300 平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の３パーセント以上であること。

二　開発区域の面積が 20 ヘクタール未満の開発行為にあってはその面積が 1,000 平方メートル以上の公園が一箇所以上、開発区域の面積が 20 ヘクタール以上の開発行為にあってはその面積が 1,000 平方メートル以上の公園が二箇所以上であること。

公園を設ける際には、その規模だけではなく、誘致距離等を考慮したうえで適切な配置にすること。

なお、ここでは緑地、広場は３％に算入しない。

（１）面積５ha 以上 20ha 未満

街区公園相当の公園の規模は、一箇所当たり 1,000 ㎡以上として、この街区公園を一箇所以上設ける。それ以外に設ける公園の規模は、一箇所当たり 300 ㎡以上とする。

（２）面積 20ha 以上

開発区域の面積が 20ha 以上の場合、街区公園に相当する 1,000 ㎡以上の規模の公園を二箇所以上設ける。

それ以外に設ける公園の規模は、一箇所当たり 300 ㎡以上とする。

以上の規定により、公園・緑地・広場等の設置基準は下表のとおりとなる。

<table>
<tr><th>開発区域の面積</th><th>公園の総面積</th><th>設　置　内　容</th></tr>
<tr><td>0.3ha 以上　５ha 未満</td><td rowspan="3">開発区域面積の３％以上</td><td>公園、緑地又は広場</td></tr>
<tr><td>５ha 以上　20ha 未満</td><td>公園（１箇所 300 ㎡以上）
1,000 ㎡以上の公園を１箇所以上設置</td></tr>
<tr><td>20ha 以上</td><td>公園（１箇所 300 ㎡以上）
1,000 ㎡以上の公園を２箇所以上設置</td></tr>
</table>

３　公園等を設けなくともよい場合

開発区域内には原則として公園等を設置すること。

なお、平成１８年１１月３０日付国土交通省民間指導室作成の「開発許可制度運用指針（Ⅲ－５－２（３））」に基づき、都市計画法施行令第 25 条第６号ただし書（以下「ただし書」という。）を適用し、次の場合は公園等の設置を免除することができるものとする。

（１）建築基準法に基づく総合設計制度又は都市計画法に基づく特定街区制度により開発区域内に公開空地等が確保され、引き続き空地として管理されることが確実な開発行為(注)で、公園管理部局と協議の上で公園等の機能を実質的に担保する措置が講じられている場合において、次のいずれかの要件を満たすこと。

① 開発区域の周辺に相当規模の公園等が存在する場合

ア 「周辺」とは開発区域からおおむね 250 メートルの範囲とする。

イ 「相当規模の公園等」とは地方公共団体等が管理を行うおおむね 1,000 平方メートル以上の公園等とする。

② 区市町村の計画等に基づきゾーニングが決められ、既に公園等が配置された地域に開発区域がある場合

ゾーニングの範囲とはおおむね半径 300 メートルとする。

(注) 「開発区域内に公開空地等が確保され、引き続き空地としての管理がなされることが確実な開発行為」とは次の要件を満たすものとする。

① 提供公園と同様な機能あるいはそれと同程度とし、かつ、利用が可能なこと(単なる広場、緑地は不可)。

② 許可に当たっては、土地利用につき将来にわたり担保できる条件を付けること(公共空地の変更は不可)。

③ 協定等の締結により、将来にわたる担保措置を講ずること(例えば緑地協定、管理協定等)。

（２）土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業又は開発許可により面的整備事業が施行された区域内の土地等、開発区域内の居住者が支障なく利用できる公園等が周辺において既に適正に確保された土地の二次的な開発の場合

なお、土地区画整理事業及び新住宅市街地開発事業の二次開発が次に該当するときは、ただし書を適用しないものとする。

① 当初計画された土地利用フレームと大幅に異なる場合の開発

② 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）施行以前に施行された土地区画整理事業及び耕地整理事業に係わる二次開発

「開発許可制度運用指針」抜粋
（Ⅲ－５－２　第２号関係（公園、緑地又は広場に関する基準））
(1) 令第 25 条第６号及び第７号の「公園・緑地又は広場」は、多数者が集まる用途の開発行為については、環境の保全、災害の防止、利用者の利便を確保するため必要なものであるが、法上、開発行為に伴い必要とされる公園等は、開発区域内の利用者のために必要なものであり、広域的な観点から必要とされる公園については、別途公共側で整備するものであるから、例えば大学等の建設を目的とした開発行為における公園等の整備については、大学等の敷地内に、学生・教職員等の利用を想定した緑地又は広場等が当該大学等の計画に基づき整備されれば足り、専ら一般公共の利用に供する公園の整備まで要求することは望ましくない。
(2) （・・・省略・・・）
また、令 25 条第６号及び７号の適用がない「主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為」には、大学等の野球場、庭球場、陸上競技場等に通常併設されると考えられる付属的な建築物が建設される場合が含まれるものと考えられる。

３－２－３　公園に関する技術的細目

都市計画法施行規則第 25 条（公園に関する技術的細目）
令第 29 条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。
一　面積が 1,000 平方メートル以上の公園にあつては、二以上の出入口が配置されていること。
二　公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへいの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
三　公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。

① 出入口の配置
規則第１号は、最低二方向に出入口を設けることを規定していると解すべきである。このためには、最低二方向は道路、広場等出入口を設けることが可能なものに接続している必要がある。

② 安全確保のための措置
規則第２号は、交通量の激しい道路や鉄道等に接して公園が設けられる場合、さくやへいを設置するか、あるいは面積にゆとりのある場合は意識的に植栽を行ったグリーンベルトを設ける等、何らかの物理的な障害物を設けて利用者を保護することを規定している。

③ 形状及び勾配
規則第３号は、公園の敷地形状が適切なものであるよう定めている。たとえば、細長すぎるなど利用しにくい形状であってはならない（緑道として整備する場合を除く。）。
また、公園が斜面地であってはならない。公園として有効に利用できる土地の平均勾配は概

ね 15 度程度までとする。

④　排水施設

規則第４号は、排水施設は、雨水や地下水等を有効に排出できるものであると同時に、公園の利用上支障のないものとする必要があることを規定している。

また、公園を調整池あるいは貯留施設と兼用する場合は、貯水時の利用者の安全にも十分留意しなければならない。

⑤　その他の留意事項

ア　街区公園等の配置は、誘致距離が適切であり、利用者が自動車交通の頻繁な道路を横断しないで利用できるようにすること。

イ　高圧線下を利用する場合は、線下の外側に相当な幅を確保すること。

ウ　健全な樹木又は樹木の集団のある土地は、緑地として設計し、その保全を図ること。

エ　街区公園より小規模の公園を住宅地以外の場所に設置するときは、幼児用のプレイロットではなく、ポケットパークとして遊戯施設等を設置しないで整備することができる。

オ　街区公園の規模以上の公園は、ランドスケープ・デザインにも配慮して整備すること。

３－３　消防水利

都市計画法施行令第 25 条第８号

消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条第１項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

都市計画法施行令第 25 条第８号の規定は、都市計画法第 32 条に定める公共施設のうち、消防の用に供する貯水施設の設置についての基準を定めたものである。開発許可の申請に際しては、事前に市町村長と協議すること。

なお、この場合、市町村長は消防水利に関する消防署長の意見を求めるものとする。東京消防庁で定めた「消防水利の基準」については、巻末資料１を参照すること。

４　排　水　施　設

４－１　排水施設基準

４－１－１　排水基準

都市計画法第 33 条第１項第３号

排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第１号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ　当該地域における降水量

法第 33 条第１項第３号は、排水施設についての基準を定めている。本号を適用するために必要な基準は施行令第 26 条及び施行規則第 26 条に規定されている。

（参考）都市計画法第 33 条第１項第２号

イ　開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ　開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ　予定建築物等の用途

ニ　予定建築物等の敷地の規模及び配置

都市計画法施行令第 26 条

法第 33 条第２項に規定する技術的細目のうち、同条第１項第３号（第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

一　開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるところにより、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出することができるように、管渠の勾配及び断面積が定められていること。

二　開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

三　雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠によって排出することができるように定められていること。

令第 26 条第１号は、排水施設の管渠の勾配及び断面を定める際の基準である。雨水及び汚水のそれぞれについて計画下水量を計算して定めるよう規定している。

計画下水量の算定は、規則第 22 条に基づいて行う（４－１－２　２　計画下水量の算定を参照)。

令第 26 条第２号は、開発区域内の排水施設の接続について規定したものである。開発区域内の排水施設がその下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、河川等へ接続していなければならない。「有効かつ適切に」とは、地形等から考えて無理なく排出することができると同時に、接続先の能力が十分あり、しかも接続先の本来の機能に照らして汚水及び雨水を排出することが適当であるという意味である。

ただし、放流先の排水能力が集中豪雨等の一時的集中排水時のみ不十分となる場合で、他に接続できる十分な排水能力を有する放流先が存在しない場合には、雨水に限り、流出抑制施設を設け浸透又は貯留することができるものとする。

令第 26 条第３号は、雨水以外の下水は原則として暗渠により排出するよう規定している。ただし、処理された汚水、生活排水等で水質に問題のないものについては、暗渠による排水の義務を課さず、道路側溝や都市下水路等への排出を認めることがある。

４－１－２　管渠の設計

１　下水管渠計画

下水道計画に当たって、排水区域は、開発区域内だけでなく、周辺の地形等に基づき開発区域の上流流域（河川流域ごと。）も含めた総合的な検討により決定する。

また、公共下水道の計画が定められている場合は、その計画に整合するように排水区域を定める必要がある。

下水の排除方式には、雨水と汚水とを別々の管渠で排除する「分流式」と、同一の管渠で排除する「合流式」がある。地域によって公共下水道の排除方式が異なるため、対象地域の公共下水道に合わせて排除方式を定めること（次表「区市町村における下水排除方式」を参照)。

下水管は原則として道路の地下に埋設されるが、道路計画との整合を図り地形に従って自然流下により下流側の公共下水道又は公共用水域に接続できるよう配慮し、ポンプ場の設置はできるだけ避けるよう計画する。

また、当該開発区域の上流部についても将来は開発されることを前提として、将来の土地利用や道路の延伸を想定した上で管渠網の配置を定めなければならない。

以上の管渠計画の検討に当たっては、道路及び下水道の将来管理者である市町村等と協議を行い、それらの指導に従って計画を決定すること。

区市町村における下水排除方式

排除方式	区　市　町　村
合 流 式 分 流 式	23 区
合 流 式	国分寺
合 流 式 分 流 式	八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、小平、東村山、国立、狛江
分 流 式	青梅、昭島、町田、日野、西東京、福生、東大和、東久留米、 清瀬、武蔵村山、多摩、稲城、あきる野、羽村、瑞穂町、日の出町

2　計画下水量の算定

都市計画法施行規則第 22 条（排水施設の管渠の勾配及び断面積）

令第 26 条第 1 号の排水施設の管渠の勾配及び断面積は、５年に１回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出することができるように定めなければならない。

2　令第 28 条第 7 号の国土交通省令で定める排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設とする。

(1) 雨水量

計画雨水量の計算方法には、合理式による方法と実験式による方法がある。宅地開発の場合は一般に、合理式が用いられる。合理式を用いる場合、開発区域の規模、地形等を勘案して、降雨強度、流出係数、排水面積を求める必要がある。

合理式　$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$

Q：計画雨水量（m^3／秒）
I：降雨強度（㎜／時間）
C：流出係数
A：排水面積（ha）

① 流出係数

流出係数とは、当該排水区域における降雨量のうち、途中での蒸発、浸透などを除いたもので管渠に流入する雨水量の割合をいう。流出係数の算定に当たっては、道路の路面、建築物の屋根、宅地の地面など各々の基礎的な流出係数値を基に、土地利用の面積率による加重平均を行う（下式を参照）。

なお、土地利用ごとの流出係数は原則として次表の値を用いる。

流出係数		面積	土地利用
C1	0.9	A1	道路、屋根等（屋根＝宅地面積×建ぺい率）
C2	0.8	A2	透水性舗装
C3	0.5	A3	公園、造成緑地 宅地の庭等（＝宅地面積－屋根等面積）
C4	0.3	A4	山林、残留緑地

建ぺい率 50%以下の宅地の場合は、流出係数 0.7 としてよい。

$$C\text{（流出係数）} = \frac{C1 \times A1 + C2 \times A2 + C3 \times A3 + C4 \times A4}{A1 + A2 + A3 + A4}$$

$$= \frac{0.9 \times A1 + 0.8 \times A2 + 0.5 \times A3 + 0.3 \times A4}{A1 + A2 + A3 + A4}$$

② 降雨強度

降雨強度値は、規則第 22 条に規定されているとおり、５年に１回の確率で想定される降雨強度値以上の値を用いる。都内の開発行為及び宅地造成の場合、５年に１回の確率の降雨強度値の計算式は、次の式とする。

〔５年に１回の確率の降雨強度式〕

$$I = \frac{1200}{t^{2/3} + 5}$$

I ：降雨強度（㎜／時間）

t ：流達時間（分）

流達時間は雨が流域に降ってから管渠に流入するまでの時間（流入時間）と管渠に流入してから最下点まで流下する時間（流下時間）の和である。流入時間は５～７分とし、流下時間は管渠延長÷流速によって求める。なお、流達時間が 10 分以下の場合は、流達時間を 10 分としてよい。

開発区域から公共下水道や河川等に排水を放流する場合、これらの管理者が許容する量まで放流量を抑制しなければならない場合がある。この許容量等について、管理者と協議すること。なお、放流量を抑制しなければならない場合、開発区域内に次章に示す雨水流出抑制施設を設けなければならない。

（参考）

公共下水道を設置する場合は、３年に１回の確率の降雨強度を用いることが多い。詳しくは下水道管理者と協議すること。

〔３年に１回の確率の降雨強度式〕

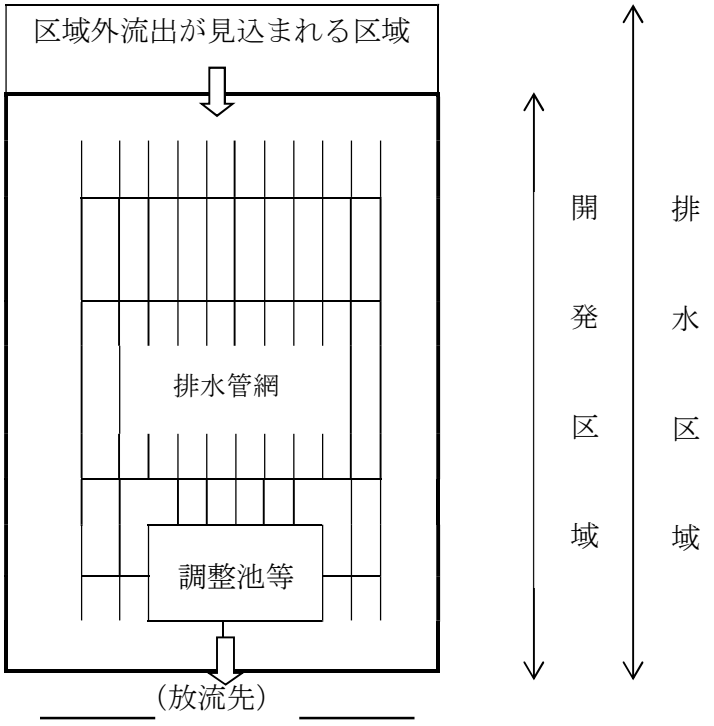
$$I = \frac{5000}{t + 40}$$

Ｉ：降雨強度（㎜／時間）

ｔ：流達時間（分）

③　排水面積

排水面積は、開発の内容や周辺の地形等を勘案して決定される排水区域の面積である。開発が行われる区域内だけでなく、その上流部も含む流域全体の雨水を対象とするため、開発区域とは必ずしも一致しないので注意を要する（下図参照）。



(2)　汚水量

計画汚水量は、①一般家庭からの生活汚水、②事務所、商店等からの営業汚水、③工場排水、④雨水や地下水、⑤その他の汚水などを加えたものである。工場排水は重金属等が含まれることがあり、処理をした水を受け入れるのか否か、下水道管理者と協議する必要がある。なお、一般に、①と②を合わせたものを家庭汚水量として算定する。

ア　計画人口

計画人口は、排水区域全体の将来の下水道利用人口である。計画人口の算定は、将来の土地利用計画に基づいて推定する。

イ　計画汚水量原単位

計画汚水量原単位は、下水道の各施設の規模を決定する際の基準となる。

ウ　基礎家庭汚水量は、一般家庭の給水実績、用水の使用目的別に必要量を積み上げ、合計する方法があるが、一般的に一日平均 200～350 ℓ／人・日の範囲内とする。

エ　営業汚水量は、地域ごとの上水道給水量の実績を参考に、土地利用形態に応じて基礎家庭汚水量に対する営業汚水の比率（営業用水率）を選定し、基礎家庭汚水量を乗じて算出する。

オ　工場排水は、各業種毎に過去の排水量を調査し、単位出荷額当たり、従業員１人当たり又は工場敷地面積当たり排水原単位を基に、土地利用に応じ算出する。

カ　地下水量は、管渠の構造上やむを得ず流入してくる雨水や地下水があるので、１人１日最大汚水量の 20%程度を見込む。

キ　計画１日最大汚水量

年間を通じての１日当たりの最大汚水量。下水処理施設の処理能力の基準となる。家庭汚水量（営業汚水量を含む、１人１日最大汚水量×計画人口）、工場排水量、地下水量等を合計したものである。

ク　計画時間最大汚水量

管渠、ポンプ場などの施設規模を決定する基準となる。計画１日最大汚水量の１時間当たりの量（24 分の１の量）の 1.3～2.0 倍が標準とされているが、下水道の規模が小さくなるほど大きな値を採用する。

ケ　計画１日平均汚水量

処理場への流入水質の推定などの基準となる。計画１日最大汚水量の 70～80%とされる。なお、計画下水量の算定に当たっては、原単位等が市町村や流域によって異なる場合があるので、各市町村の指導に従って算出すること。

3　管渠の断面決定

(1) 管渠の流量

下水道は自然流下を原則とするため、下水の水流は開水路の流れとして流量を計算する（ポンプ圧送する場合を除く）。計算式は下の式による。

$Q = A \cdot V$

$V = C \cdot \sqrt{}\ (R \cdot I)$

Q：流量（㎥／秒）
A：流積（㎡）
V：平均流速（m／秒）
C：流速係数
R：径深（m）＝A／P（P：流水の潤辺長）
I：水面勾配

流速係数は、次のいずれかの式により算定する。

ガンギレ・クッターの式

$$C = \frac{23 + \dfrac{1}{n} + \dfrac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \dfrac{0.00155}{I}\right)\dfrac{n}{R^{1/2}}}$$

$$V = \frac{\left(23 + \dfrac{1}{n} + \dfrac{0.00155}{I}\right)(RI)^{1/2}}{1 + \left(23 + \dfrac{0.00155}{I}\right)\dfrac{n}{R^{1/2}}}$$

マニングの式

$$C = \frac{1}{n} R^{1/6}$$

$$V = \frac{1}{n} R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n（粗度係数）＝0.013　（陶管、鉄筋コンクリート管等）
0.010　（硬質塩化ビニル管等）

(2) 下水管の断面

下水管の断面を決定するに当たり、計画下水量を流下できるよう余裕を見込む。流速は下流に行くにしたがい徐々に速くなるように、また、勾配は逆に緩やかになるよう管渠の断面を決定する。

流速については、小さすぎると管内に土砂や汚物が沈澱しやすくなり、大きすぎると浸食による管の損傷を招きやすいため、次表の範囲を標準として流速を設定する。

	最 小 流 速	最 大 流 速
汚水管	0.6m／秒	3.0m／秒
雨水管・合流管	0.8m／秒	

４－１－３　排水施設

都市計画法施行規則第 26 条（排水施設に関する技術的細目）

令第 29 条の規定により定める技術的細目のうち、排水施設に関するものは、次に掲げるものとする。

一　排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。

二　排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三　公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されていること。

四　管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき下水又は地下水を支障なく流下させることができるもの（公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分にあっては、その内径又は内法幅が、20 センチメートル以上のもの）であること。

五　専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。

イ　管渠の始まる箇所

ロ　下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ　管渠の内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所

六　ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふたに限る。）が設けられていること。

七　ます又はマンホールの底には、専ら雨水その他の地表水を排除すべきますにあつては深さが 15 センチメートル以上の泥溜めが、その他のます又はマンホールにあつてはその接続する管渠の内径又は内法幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。

原則として排水施設は、開発行為完了後、市町村にその管理を引き継ぐこと。そのためには排水施設の構造は上記の基準とともに、市町村で定める基準を満たさなければならない。

(1) 最小管径

下水管内に汚物が堆積した場合の清掃などの維持管理を考慮して、下水管の最小管径は汚水管・雨水吐き室の汚水管では 20cm、雨水管・合流管では 25cm とするよう定められている。

(2) 下水管の土被り

下水管の最小土被りは原則として 1.2mとする。また、道路管理者及び下水道管理者と協議することが必要である。

(3) 下水管の接合

下水管の接合は原則として水面接合か管頂接合とする。管内の計画水面を一致させる「水面接合」を行うのが水理学的には合理的である。これに対して、一般的に用いられているのが管頂を一致させる「管頂接合」である。

(4) 人孔（マンホール）

管渠の方向・勾配・段差・管径の変化点、管渠同士の合流箇所・合流の予定される箇所には人孔を設ける。また、管渠の維持管理を考慮して、人孔の設置間隔は管径の 120 倍以下とする。

一方、都においては、公共用水域の水質汚濁を防止するため「東京都生活排水対策指導要綱」（巻末資料２）により、公共下水道等が整備されていない地域全域について、合併処理浄化槽の設置を指導している。

これらのことから、開発行為に際しては汚水処理及び排水について、関係市町村や関係機関等と協議すること。

４－２ 雨水流出抑制施設

４－２－１　雨水流出抑制施設の基準

１　許容放流量と雨水流出抑制

雨水の放流先の河川・下水道が整備不十分の場合は、雨水調整池等の雨水流出抑制施設を設けること。

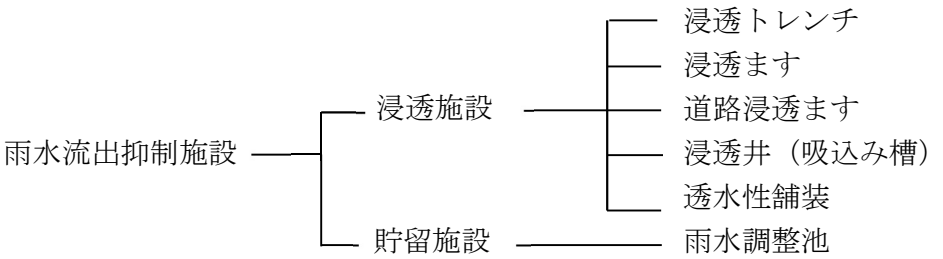
開発行為においては、降水量を５年に１回の確率で想定するため、河川・公共下水道の放流先がある場合であっても、それらの管理者が許容する放流量と、開発行為に伴う雨水流出量との間には差がある場合がある。この場合、開発行為の中で、雨水流出量と許容放流量との差分の流出抑制を行わなければならない。なお、公共施設（道路、公園等）の雨水排水の処理や、宅地内雨水を区域外の河川や下水道等に放流する場合には、これらの管理者との協議が必要である。

また、総合的な排水対策についても関係部局との協議が必要である。

２　雨水流出抑制施設

雨水流出抑制施設は､降った雨をできるだけその場に貯留又は浸透させて流出を抑制する。

（雨水流出抑制施設の種類）



４－２－２　浸透施設

浸透施設とは、地表あるいは地下の浅いところから雨水を土壌の不飽和帯を通して地中へ分散、浸透させる施設をいい、地表近くで雨水を広く浸透させる「拡水法」と、れき層まで井戸を掘って直接れき層に浸透させる「井戸法」に分けられる。

拡水法は、舗装や側溝の下に水が浸透していく際に、土壌を一緒に流し去ってしまい陥没等を引き起こすことがある。

井戸法は、れき層に直接流出させるため浸透能力は大きなものがあるが、地下水の水質にも影響を及ぼしやすいため、設置に当たってはフィルターの設置など、十分な注意が必要である。

浸透施設の特長としては、小規模な施設であること、安全性が高いこと、地下水の涵養に役立つこと、区域全体でまんべんなく効果をあげられることなどがある。その反面、目詰まりの対策、地下水の水質、周辺地盤への影響などへの配慮が必要であり、傾斜地（擁壁の周辺､がけ地を含む｡）での設置は地盤の安定を損なうため､できるだけ避けなければならない。また、施工に当たっては浸透面を締め固めすぎて浸透能を落とさないように注意すること。

1　浸透施設の種類

(1) 浸透トレンチ

掘削した溝に砕石を充填し、この中にますと連結した管（有孔管、多孔管等）を敷設し、雨水を導きトレンチ内の充填砕石の側面及び底面から不飽和帯を通して地中へ浸透させる施設。一般には、建物の屋根の雨水を雨樋を通して処理することが多い。浸透トレンチの両端には浸透ますを設置するのが望ましい。

従来、浸透トレンチは都における開発許可では、主に宅地内雨水の処理施設として、その宅地内に設置されてきた。しかし、開発行為完了後、建築物の建築の際に支障物件として撤去され、その機能が失われてしまう事例が生じている。このため、開発行為に伴い設置される浸透トレンチについて、設置位置を必ずしも宅地内に限定するのではなく、道路管理者及び市町と協議の上、開発行為によって整備される道路内に整備することも可とする。

(2) 浸透ます

ますの底面を砕石で充填し、集水した雨水をその底面より地表から浅いところの不飽和帯を通して浸透させるます

(3) 道路浸透ます

道路排水用の集水ますに連結して設けた浸透ますで、道路管理者と協議の上、設置すること（道路排水について、当該道路管理者が基準を定めている場合は、その基準による。）

(4) 浸透井（しんとうせい。吸込み槽ともいう。）

井戸を通して雨水を砂れき層に導き、地中に浸透させる施設。「井戸法」の浸透施設であり、地下水の水質に影響を及ぼさないよう配慮が必要である。

(5) 透水性舗装

雨水を直接舗装体に浸透させ、舗装体の貯留及び路床の浸透能力により、雨水を地中へ面状に浸透させる施設。

舗装の強度が一般の舗装に比べて弱くなるため、道路管理者と協議の上、主に歩道又は幅員６ｍ以下の道路に設置する。

2　浸透施設の設計

(1) 浸透能力

浸透施設の設計に当たっては、対象となる地層の浸透能力を定めなければならない。この定数は、地質によって異なるため、当該河川の流域ごとに定めなければならない。例えば、新河岸川流域においてはローム層を浸透面とする場合、設計浸透能は 0.5m^3／時間／m^2／ｍである。浸透施設の浸透能力は別表のように浸透能力を定めている。

浸透能力が定まっていない場合は、現場で注入試験を行うことにより浸透能力を測定すること。現地で測定した浸透能力は、降雨時からの時間、地下水位等により変化しやすく、将来目詰まりによって浸透能力が低下することも考えられるため、計浸透能は実測値を低減させたものとすること。目安としては、既存の各種報告書により、浸透ます（浸透井等）及び浸透トレンチは実測値の３分の１の値、透水性舗装は 10 分の１の値とする。

浸透施設の浸透能力

施　設　名	浸透層の地質	設計浸透能	説　　明
浸透トレンチ	新期ローム、黒ぼく	0.7m³/m・hr	浸透トレンチ 0.75m×0.75m の寸法で、トレンチ延長１ｍ当たりの値。 屋根の雨水が好ましい。
	砂れき	1.0m³/m・hr	
浸透ます	新期ローム、黒ぼく	0.7m³/㎡ hr	底面積（砕石部分）１㎡当たりの値。 ます内の水位を１ｍとする。 屋根の雨水が好ましい。
	砂れき	1.0m³/㎡ hr	
道路浸透ます	新期ローム、黒ぼく	1.8m³/m・hr	浸透トレンチ１ｍ×１ｍの値。 浸透トレンチの延長１ｍ当たりの値。
	砂れき	2.3m³/m・hr	
浸透井	新期ローム、黒ぼく	1.0×10^{-4}cm/s	透水係数に相当する。
	砂れき	1.0×10^{-2}cm/s	
透水性舗装	新期ローム、黒ぼく	2.0m³/100 ㎡	駐車場では貯留量 50㎜ とする。 （５m³/100 ㎡）

(2) 浸透施設の規模決定（浸透井・浸透トレンチの容量決定）

浸透施設の容量の算定は、一般的には合理式をもとにして行う。詳細な計算方法は、巻末資料３「浸透ます・トレンチ等の規模計算」を参照すること。

４－２－３　貯留施設

雨水調整池

> 都市計画法施行令第 26 条第２号
>
> 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

貯留施設としては、雨水調整池の設置が有効である。

浸透施設が流出量を常に一定量減らすのに対して、貯留施設は降った雨の流出を遅らせて、流出量のピークカットを図るためのものである。

大規模な宅地開発に伴い、河川流域の流出機構が変化し、下流河川等の流量を著しく増加させる場合には、下流河川等の改修に代わる洪水調節のための代替手段として、調整池を設置する。

なお、貯留施設を計画する場合は、放流先（河川、水路、下水路等）管理者の指導によるとともに、雨水調整池等の管理は、できる限り公共機関の管理とすることを原則とする。

(1) 雨水調整池の構造

雨水調整池は、原則として掘込式とし、築堤高さは最大５ｍを限度に可能な限り低くする。また、洪水調節方式は、原則として自然流下方式とする。

(2) 計算基準

ピーク流量の算定方式は、合理式を用いる。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A$$

Ｑ：ピーク流量（m^3／sec ）
ｆ：加重平均流出係数
ｒ：計画降雨強度（㎜／hr）
Ａ：流域面積（ha）

(3) 流達時間

流達時間は、流入時間と流下時間との和であり、その和が 10 分未満の場合は、原則として 10 分としてもよい。

$$T = t_1 + t_2$$

Ｔ　（流達時間）
t_1（流入時間）＝平均的数値　５～７分
t_2（流下時間）＝流路（管渠）の延長／平均流速

(4) 流出係数

流出係数は、開発前及び開発後の当該区域及びその周辺の状況を考慮して、適切な値をとること。なお、具体的な値は「４　排水施設」を参照すること。

(5) 計画対象降雨

計画対象とする降雨強度は５年確率を原則とするが、開発面積等を考慮し、放流先水路管理者等と十分に調整すること。

降雨強度式は原則として東京管区気象台の確率降雨表による昭和２年から 41 年までのグンベル法に基づき算定した次の値を用いる。

３年確率（50㎜/hr）　$r = \dfrac{1100}{t^{2/3} + 6.5}$　30 年確率（90㎜/hr）　$r = \dfrac{1800}{t^{2/3} + 4.5}$

５年確率（60㎜/hr）　$r = \dfrac{1200}{t^{2/3} + 5.0}$　100 年確率（110㎜/hr）　$r = \dfrac{2200}{t^{2/3} + 4.5}$

(6) 雨水調整池容量の算定方法（資料４参照）

雨水調整池容量の算定方法は、原則として次の簡便式を用いることとする。

$$V = \left(r_i - \frac{r_c}{2} \right) \times 60 \times t_i \times f \times A \times \frac{1}{360} + V1$$

ここで　Ｖ　：必要調整容量（m^3）

r_i ：任意の降雨継続時間 t_i に対応する降雨強度（㎜／hr）

r_c ：許容放流量に相当する降雨強度（㎜／hr）

$$r_c = \frac{Q_c \times 360}{f \times A}$$　［ Q_c ：許容放流量（m^3／sec ）］

t_i ：任意の降雨継続時間（分）

ｆ　：開発後の加重平均流出係数

Ａ　：流域面積（ha）

Ｖ１：設計堆積砂量（次項を参照）

この算定方法は、宅地開発後におけるピーク流量の値を、雨水調整池下流水路等の流下能力（許容放流量）の値までに調整するものである。

なお、許容放流量や調整池容量については、放流先水路等管理者と十分調整すること。

(7) 設計堆積砂量　（前項式中のＶ１）

調整池の設計堆積土砂量は、原則として造成中と造成後について計画する。すなわち、造成中は、 150m³／ha／年を標準とし２年目以降は１／ ２ずつ減少するものとする。造成後は、 1.5m³／ha／年を標準とし、維持管理上 10 年間を算定基準とする。

(8) オリフィスの設計

オリフィスは、次の式を用いる。ただし、10cm×10cm 以上であること。

$$Q = C \times a \times (2 \times g \times h)^{1/2}$$

ここで、

Ｑ：許容放流量（m^3/sec）
Ｃ：流量係数（通常 0.6）
ａ：オリフィスの断面積（m^2）
ｇ：重力加速度（$9.8m/sec^2$）
ｈ：オリフィス中心からの水深（ｍ）

(9) 放流管

放流管は、許容放流量を流水が満管にならず、自由水面を有する状態で流下できるよう配慮し、その流水断面積は管路全断面積の３／４以下となるよう設定する。

また、管路内径は最小でも 20ｃｍ以上とする。

(10) 余水吐き

計画降雨以上の降雨時の安全性を配慮し余水吐きの設計を行う。

余水流量対象降雨強度式は、100 年確率以上を用いる。

余水吐きの設計は、次の式を用いる。

$$Q = C \times B \times H^{3/2}$$

ここで、

Ｑ：放流量（m^3/sec）
Ｃ：流量係数（1.8）
Ｂ：余水吐きの幅（ｍ）
Ｈ：余水吐きの越流水深（ｍ）

(11) 雨水調整池の多目的利用

雨水調整池は開発区域の中で貴重な空間であるため、その多目的利用にも配慮すること。

なお、多目的利用として導入する施設は、原則的に次のものとする。

① 公園、緑地、広場
② グラウンド
③ テニスコート
④ 駐車場等

また、導入に際しては、導入施設と調整池との機能を相互に損なわないようにすること。さらに、安全管理、施設の適所設置や、維持管理協定など明確に設定し、開発完了後の降雨時の場合の即時対応についてトラブルがないようにすること。

運用に当たっては、旧建設省建設経済局の「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案)」（昭和 61 年４月）を参照すること。

５　給 水 施 設

５－１　給水計画

都市計画法第 33 条第１項第４号

主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあっては、水道その他の給水施設が、第２号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

都市計画法第 33 条第１項第４号の規定は、水道その他の給水施設についての基準を定めたものである。本号については、特に技術的細目の定めはない。このことから、開発区域内に新たに水道を敷設する場合は、水道事業者と協議すること。

（参考）

都市計画法第 33 条第１項第２号（抜粋）

イ　開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ　開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ　予定建築物等の用途

ニ　予定建築物等の敷地の規模及び配置

6　地区計画等

都市計画法第 33 条第１項第５号

当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからニまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからニまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

イ　地区計画　再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第 12 条の５第５項第２号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

ロ　防災街区整備地区計画　地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画

ハ　沿道地区計画　沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第９条第４項第２号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

ニ　集落地区計画　集落地区整備計画

開発許可においては、公共施設や予定建築物等が以下にのっとり計画されていることが必要である。

①　予定建築物等の用途が地区計画等で定められた建築物等の用途に即しているか。

②　開発行為の設計における建築物の敷地又は公共施設の配置等が地区計画等に定められた道路、公共空地等の配置及び規模並びに現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保のため必要とされるものに即しているか。

地区計画……建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画

なお、地区計画等とは、

- 地区計画
- 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第９条第１項の規定による沿道地区計画
- 集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第５条第１項の規定による集落地区計画
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 32 条第 1 項の規定による防災街区整備地区計画

をいう。

7　公共・公益的施設

1　施設の用途の配分

都市計画法第 33 条第１項第６号

当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物に用途の配分が定められていること。

「用途の配分が定められていること」とは、公共施設、公益的施設及び建築物等の用に供される敷地が、本号の趣旨に沿って適切に配分されるような設計となっていることの意である。また、開発者が自ら整備すべき公共施設の範囲は、第２号から第４号まで（道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地、排水路その他の排水施設及び水道その他の給水施設）に規定されているのであるから、それ以外の公共施設や公益的施設は、それぞれの施設の管理予定者と協議した上でその用地として確保すること。

2　公益的施設の技術的細目

都市計画法施行令第 27 条

主として住宅の建築の用に供する目的で行なう 20 ヘクタール以上の開発行為にあつては、当該開発行為の規模に応じ必要な教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設が、それぞれの機能に応じ居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されていなければならない。ただし、周辺の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

住区構成と施設配置については、開発行為の性格によりかなりの差があるわけであるが、一般の住宅団地の場合は、次表などが一応の標準である。

「配置されていなければならない」とあるのは、開発者が自ら整備すべき旨を定めたものではなく、用地として確保する意である。

なお、その他の公益的施設としては、行政施設（派出所、市役所、出張所等）、集会施設（集会所、公民館等）等がこれにあたる。

住区構成と施設配置（参考）

近隣住区数			1	2	4
戸数 人口	50～150 200～600 （隣保区）	500～1,000 2,000～4,000 （分区）	2,000～2,500 7,000～10,000 （近隣住区）	4,000～5,000 14,000～20,000 （地区）	8,000～10,000 28,000～40,000 （地区）
教育施設		幼稚園	小学校	中学校	高等学校
福祉施設		保育所 託児所			（社会福祉施設）
保健		診療所 （巡回）	診療所 （各科）		病院 （入院施設） 保健所
保安	防火水槽 （防火栓）	警察派出所 （巡回）	巡査駐在所 派出所 消防（救急）		警察署 消防署
集会施設	集会室	集会場			公民館
文化施設				図書館	
管理施設		管理事務所		市役所・出張所	
通信施設		ポスト 公衆電話	電話交換所		
商業施設		日用品店舗		専門店・ｽｰﾊﾟｰﾏｰｹｯﾄ	
サービス施設		共同浴場	新聞集配所	銀行	映画館 娯楽施設

８　宅地の安全性

８－１　造成基準

都市計画法第 33 条第１項第７号

七　地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第１項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第１項の特定盛土等規制区域	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第 30 条第１項の政令で定める規模（同法第 32 条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第 31 条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第１項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第 73 条第１項に規定する特定開発行為（同条第４項各号に掲げる行為を除	津波防災地域づくりに関する法律第 75 条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講

開発区域内の土地については、地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計することが求められる。

この場合、盛土規制法に基づく規制区域内で行われる開発行為については、同法に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けたものとみなされ、同法の技術的基準に適合させる必要がある。

このことから、宅地の安全性を確保する上で必要な措置に関する技術的基準は、本審査基準に記載のない限りにおいて、「盛土規制法に係る手引」に準拠するものとする。

なお、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域外における開発行為についても、宅地の安全性については 盛土規制法に係る手引を準用するものとする。

(1) 地形条件と造成

造成に当たっては自然の地形を生かしながら自然環境の保全を図った計画とし、擁壁を設置する場合には、地上高で間知石等練積み造擁壁、鉄筋コンクリート造擁壁は５ｍを限度とすること。

ただし、地形上やむを得ず地上高の高い鉄筋コンクリート造の擁壁（おおむね５ｍを超えるもの）を計画する場合には、設計・施工・管理とも技術的に十分に配慮するとともに、美観・景観及び自然環境を考慮すること。

(2) 造成計画

一般的に残土処分・搬入土は、土砂の搬出入に伴う一般道路への影響（騒音、ほこり、交通混雑等）が大きいため、できる限り開発区域内で切盛バランスに近づけるように計画すべきである。また、土工時は周辺環境を配慮し、低騒音、低排ガス対応の施工機械を使用すること。

(3) 計画地盤高

周辺の住環境との調和を図るため、できるだけ地盤高を周辺に合わせるように計画すること。また、擁壁背後の地盤は、建築時に発生する土をその敷地内で処理できるように、あらかじめ擁壁上端より５～10㎝程度、全体的に敷地内の地盤面を低くするように計画することが望ましい。なお、東京都では、擁壁の上端に重量ブロック等を積み、その背後に土を入れて設計時に想定していない土圧を生じさせるような盛土行為は認めていない。

(4) 各種地盤の注意事項

平地の場合には軟弱地盤、地下水位及び排水勾配に注意する。切土では切土勾配と法面処理に注意すること。盛土においては荷重で沈下を起こさないよう注意する。また、盛土で法面処理をする場合は、盛土勾配に注意すること。

(5) 擁壁の配置

国、都、市町村に帰属する土地内には、原則として隣接する敷地の擁壁の基礎を設けないこと。

施行地区周辺の住民等には、事前に造成計画や擁壁の配置計画の内容を十分に説明すること。

(6) 他法令との関連

開発許可及び宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けた区域内では、地上高が２ｍを超える擁壁を設置する場合でも、工作物の確認は不要となる。（建基法第 88 条第 4 項）

８－２　地盤

８－２－１　造成地盤の改良

都市計画法施行令第 28 条第１号
　地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。

本号では、開発区域内の地盤沈下はもとより、区域外にも及ぶことがある圧密による被害を防止するため、土の置換え、各種のドレーン工法による水抜き等の義務を課している。

盛土や構造物等の荷重により大きな沈下を生じたり、盛土端部がすべったり、地盤が側方に移動するなどの変形に十分注意する必要がある。

特に、軟弱地盤での施工においては、施工中及び施工後の盛土端部のすべり、地盤の圧縮沈下にともなう雨水排水施設や下水道管など各種構造物の安全性の低下や変形による機能の低下、さらに工事完了後における宅盤の不同沈下などの支障が生じる可能性が高い。

したがって開発行為を実施する際、既存資料や事前の調査ボーリング結果等から軟弱地盤の存在が予想される場合には、軟弱地盤対策に関する調査検討を行い、地盤の沈下や盛土端部のすべり等が生じないようにする必要がある。

８－２－２　がけ面の排水

都市計画法施行令第 28 条第２号
　開発行為によつて崖が生じる場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。

崖面の排水に関する技術的基準は、「盛土規制法に係る手引」の設計編「崖面の排水」に準拠すること。

８－２－３　切土

都市計画法施行令第 28 条第３号
　切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留め（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。

切土に関する技術的基準は、「盛土規制法に係る手引」の設計編「切土」に準拠すること。

８－２－４　盛土

都市計画法施行令第 28 条
四　盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね 30 センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。
五　著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。

盛土に関する技術的基準は、「盛土規制法に係る手引」の設計編「盛土」、「盛土内排水層（水平排水層）」及び施工編「敷均し・締固め」に準拠すること。

８－２－５　切土盛土をする場合の地下水の処理

都市計画法施行令第 28 条第 7 号
切土又は盛土をする場合において、地下水により崖（がけ）崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、国土交通省令で定める排水施設が設置されていること。

都市計画法施行規則第 22 条第 2 項
令第 28 条第 7 号の国土交通省令で定める排水施設は、その管渠（きょ）の勾配（こう）及び断面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設とする。

本号は、地下水により崖崩れ又は土砂の流失が生じる恐れがあるとき、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、措置を講じることを規定している。
切土盛土をする場合の排水処理に関する技術的基準は、「盛土規制法に係る手引」の設計編「排水工に関する技術的基準」に準拠すること。
なお、崖面以外の排水施設については、「４　排水施設」の基準によること。

８－３　がけ面の保護

都市計画法施行令第 28 条第６号

開発行為によつて生じた崖面は、崩壊しないように、国土交通省令で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の処置が講ぜられていること。

都市計画法施行規則第 23 条（がけ面の保護）

切土をした土地の部分に生ずる高さが２メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが１メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが２メートルをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次の各号の一に該当するもののがけ面については、この限りでない。

一　土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土　　質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟石（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35 度	45 度

二　土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度をこえ同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離５メートル以内の部分。この場合において、前号に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、同号に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

２　前項の規定の適用については、小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。

３　第１項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。

４　開発行為によつて生ずるがけのがけ面は、擁壁でおおう場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

開発行為によって生じた崖面は、崩壊しないように、措置を講じることを規定している。

崖面の保護に関する技術的基準は、「盛土規制法に係る手引」の設計編「法面の保護」に準拠すること。

８－４　擁壁

８－４－１　擁壁の設置義務

都市計画法施行令第 28 条第６号

開発行為によつて生じた崖面は、崩壊しないように、国土交通省令で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の処置が講ぜられていること。

都市計画法施行規則第 23 条（がけ面の保護）

切土をした土地の部分に生ずる高さが２メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが１メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが２メートルをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次の各号の一に該当するもののがけ面については、この限りでない。

一　土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土　　質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟石（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35 度	45 度

二　土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度をこえ同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離５メートル以内の部分。この場合において、前号に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、同号に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

２　前項の規定の適用については、小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。

３　第１項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。

４　開発行為によつて生ずるがけのがけ面は、擁壁でおおう場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

盛土又は切土により生じた崖面は、その高さにかかわらず、擁壁で覆う必要がある。
ただし、次の①～③に該当する場合は、擁壁の設置義務が免除される。
[擁壁を設置する必要がない崖面]
① 切土により生じた崖面の一部
切土により生じた崖面であって、土質に応じた崖の勾配が次のいずれかに該当する場合は、擁壁の設置が義務づけられていない。

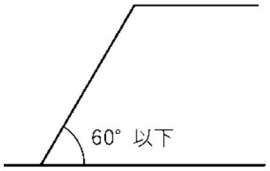
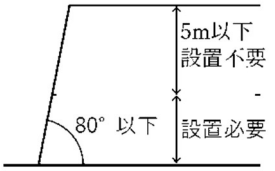
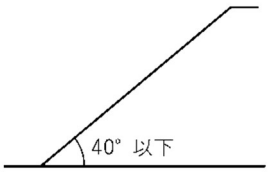
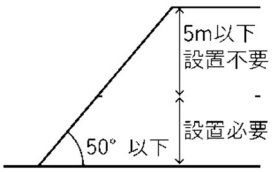
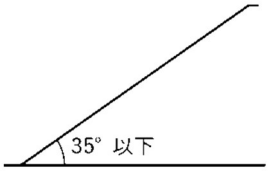
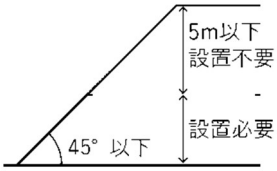
土質	崖の上端からの垂直距離	
	5m 超 (1 号崖)	5m 以下 (2 号崖)
軟岩（風化の著しいものを除く）		
風化の著しい岩		
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの		

図　擁壁設置不要となる崖面（切土法面に限る）

なお、次図のように、第 2 号の崖が、第 1 号の崖によって上下に分離されている場合、第 1 号の崖は存在せず、上下の崖は連続しているとみなされる。このため、上部の崖の高さ a と下部の崖の高さ c の合計が 5m 以内の場合は、その間に介在している第 1 号の崖も含め、擁壁の設置が義務付けられない。

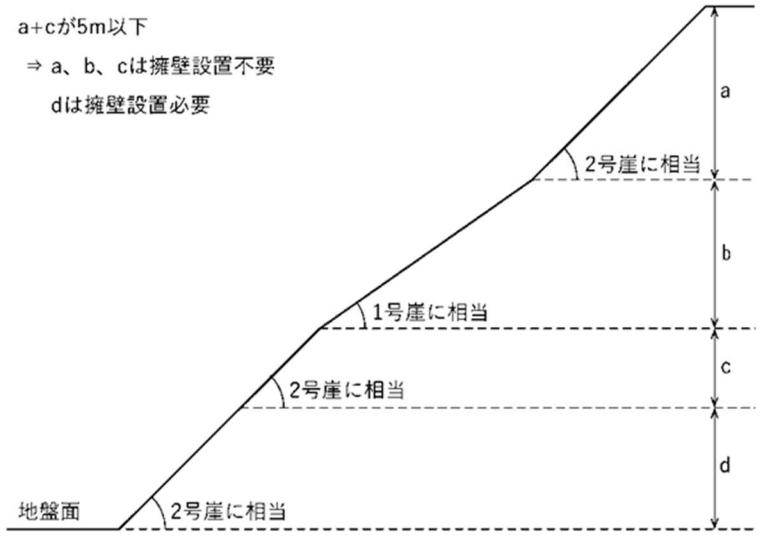


図　上下に分離された崖の部分がある場合の考え方

② 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
③ 災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた崖面

擁壁の設置義務に関する技術的基準は、「盛土規制法に係る手引」の設計編「擁壁の設置義務」に準拠すること。

８－４－２　擁壁の構造

都市計画法施行規則第 27 条（擁壁に関する技術的細目）
第 23 条第１項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。
一　擁壁の構造は、構造計算、実験等によつて次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。
イ　土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
ロ　土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
ハ　土圧等によつて擁壁の基礎がすべらないこと。
ニ　土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

擁壁として使用できるものは以下の通り。

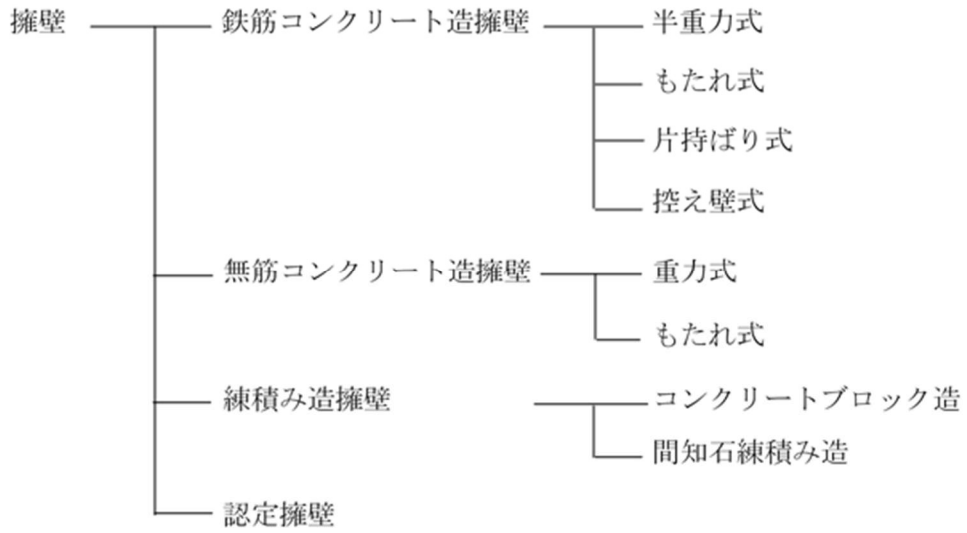


図　擁壁の種類

擁壁の構造に関する技術的基準は、「盛土規制法に係る手引」の設計編「擁壁の構造」に準拠すること。

８－４－３　擁壁の設計

都市計画法施行規則第 27 条（擁壁に関する技術的細目）
　第 23 条第１項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。
　一　擁壁の構造は、構造計算、実験等によつて次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。
　　イ　土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
　　ロ　土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
　　ハ　土圧等によつて擁壁の基礎がすべらないこと。
　　ニ　土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
　二　擁壁には、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

擁壁の設計に関する技術的基準は、「盛土規制法に係る手引」の設計編「擁壁に関する技術的基準」に準拠すること。

［基礎地盤］
「盛土規制法に係る手引」の設計編「擁壁の基礎地盤」に準拠すること。

［擁壁の根入れ］
「盛土規制法に係る手引」の設計編「擁壁の根入れ」に準拠すること。

［設計］
「盛土規制法に係る手引」の設計編「擁壁の設計」に準拠すること。

［構造細目（水抜穴等）］
「盛土規制法に係る手引」の設計編「構造細目」に準拠すること。
特に、鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計に関しては、以下に準拠すること。

［設計条件］
「盛土規制法に係る手引」の設計編「要求性能」及び「設計定数」に準拠すること。

［土圧の算定］
「盛土規制法に係る手引」の設計編「土圧の算定」に準拠すること。

［安定性］
「盛土規制法に係る手引」の設計編「安定性」に準拠すること。

［部材の応力度］

「盛土規制法に係る手引」の設計編「部材の応力」に準拠すること。

9　災害危険区域等の除外

都市計画法第 33 条第１項第８号

主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第 39 条第１項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条第１項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第８条第１項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

都市計画法施行令第 23 条の２（開発行為を行うのに適当でない区域）

法第 33 条第１項第８号（法第 35 条の２第 4 項において準用する場合を含む。）の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域とする。

10　樹木の保存・表土の保全

1　基準の適用範囲

都市計画法第 33 条第１項第９号

政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第２号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

都市計画法施行令第 23 条の３（樹木の保存等の措置が講ぜられるように設計が定められなければならない開発行為の規模）

法第 33 条第１項第９号（法第 35 条の２第 4 項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、１ヘクタールとする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため特に必要があると認められるときは、都道府県は、条例で、区域を限り、0.3 ヘクタール以上１ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

自然環境の保護を図ることによって、良好な都市環境を確保しようとするものであるが、開発行為を行う前の開発区域の状況により、環境の態様は大きく支配されるので、必ずしもあらゆる開発行為において、同一水準の樹木の保存又は表土の保全を担保しようとするものではない。

基準の適用範囲については令第 28 条の３、技術的細目については令第 28 条の２及び規則第 23 条の２に規定されている。

2　技術的細目

(1) 保存すべき樹木

都市計画法施行令第 28 条の２

法第 33 条第２項に規定する技術的細目のうち、同条第１項第９号（法第 35 条の２第 4 項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

一　高さが 10 メートル以上の健全な樹木又は国土交通省令で定める規模以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。ただし、当該開発行為の目的及び法第 33 条第１項第２号イからニまで（これらの規定を法第 35 条の２第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置とを勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

二　高さが１メートルを超える切土又は盛土が行われ、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が 1000 平方メートル以上である場合には、当該切土又は盛土を行う部分（道路の路面の部分その他の植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。）について表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が講ぜられていること。

都市計画法施行規則第 23 条の２（樹木の集団の規模）
　令第 28 条の２第１号の国土交通省令で定める規模は、高さが５メートルで、かつ、面積が 300 平方メートルとする。

第１号は、保存すべき樹木の高さを 10m以上としている。

この高さ以上の樹木は「高木（喬木)」と称され、生育までに多年（例、イチョウで 15 年以上）を要し、一度伐採すれば復元することが容易でなく、また、高木の存する土地は植物の生育に適する土地といえることから、そのまま残すことが望ましい。

大高木（約 20m）　　イチョウ、アカマツ、カラマツ、スギ
高　木（約 10m）　　ヤナギ、月桂樹、モチノキ
亜高木（約５m）　　モクレン、ツバキ、サザンカ

なお、「集団」とは、一団の樹林地でおおむね 10 ㎡当たり樹木が１本以上の割合で存する場合を目途とする。

「健全な樹木」とは、

- 枯れていないこと。
- 病気（松食虫、落葉病等）がいないこと。
- 主要な枝が折れていないこと等樹容が優れていること等によって判断すること。

「健全な樹木又は国土交通省令で定める規模以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等」の規定の趣旨は、必ずしも健全な樹木又はその集団の存する土地をすべて公園、緑地とするのではなく、公園、緑地の配置設計において、樹木等の位置を考慮することにある。

「保存の措置」とは、保存対象樹木又はその集団をそのまま存置しておくことで、地区内での移植又は植樹を指しているのではない。

保存対象樹木又はその集団の存する土地は､少なくとも枝張りの垂直投影面下については、切土又は盛土を行わないことが必要である。

(2) 保存措置の除外

保存対象樹木の保存措置を講じないことがやむを得ないと認められるのは、次のような場合である。ただし、これらの場合でも、必要以上の樹木の伐採は避けること。

①　開発区域の全域にわたって保存対象樹木が存する場合

公園、緑地等として土地利用計画上定められている土地の部分の樹木は保存措置を講じる必要があるが、それ以外の対象樹木は、保存措置を講じなくてもやむを得ないものとする。

②　開発区域の全域ではないが、公園、緑地等の計画面積以上に保存対象樹木がある場合

原則的に樹木の濃い土地の部分を公園、緑地等として活用し、保存措置を講じる。それ以外の樹木は、保存措置を講じなくともやむを得ないものとする。

また、土地利用計画上、公園等の位置が著しく不適当となる場合（例、開発区域の周辺部で利用上不便な場合等）においても同様である。

③　南下り斜面の宅地予定地に保存対象樹木がある場合

南下り斜面は、一般的に宅地としての利用が最も望ましい部分であり、公園等として活用できる土地がほかにある場合、樹木の保存措置を講ずる公園として活用しなくてもやむを得ないものとする。

④　その他土地利用計画上やむを得ないと認められる場合

自己用の開発行為では、公園、緑地の設置義務がないため、隣棟間空地、緩衝帯、法面等としての樹木の活用が図られるべきである。しかし、緩衝帯を除いて、これらは、土地利用計画上その規模等に関する基準はなく、現況図及び造成計画平面図、同断面図等により設計の適否を把握することが必要となる。

(3)　表土の保全

①　表　土

「表土」とは、通常、植物の生育にかけがえのない有機物質を含む表層土壌のことをいう。

②　表土の保全方法

表土の保全方法（その他の必要な措置を含む。）には、表土の復元、客土、土壌の改良等の方法がある。

③　その他の保全措置

表土の復元又は客土等の措置を講じてもなお植物の生育を確保することが困難であるような土質の場合には、その他の措置として、リッパーによる引掻き、発破使用によるフカシ、粘土均し等の措置をあわせて講ずるものとする。

④　造成手法

表土の採取については、傾斜度 20 度以上の急斜面等工法上困難な場合、採取対象から除くことをやむを得ないものとする。

11　緑地帯及び緩衝帯

（1）　緩衝帯の設置

都市計画法第 33 条第１項第 10 号

　政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第２号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。

都市計画法施行令第 23 条の４（環境の悪化の防止上必要な緩衝帯が配置されるように設計が定められなければならない開発行為の規模）

　法第 33 条第１項第 10 号（法第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、１ヘクタールとする

この基準は、騒音、振動等により周辺に環境悪化をもたらすおそれのある建築物等について、開発行為の段階から環境保全の立場にたっての規制を行うものである。

緩衝帯の設置により、騒音、振動等の環境障害をすべて防止しようとする趣旨ではなく、予定建築物等の騒音源、振動源等が開発行為の申請時点では必ずしも具体的に把握することができないという開発許可制度の性格からして、具体的な騒音、振動等の環境障害に関しては、別途本来の公害規制法（騒音規制法、水質汚濁防止法等）を期待するものである。

「騒音、振動等」とは、開発区域内の予定建築物等から発生するものを指す。また、騒音、振動等のほかに煤煙、悪臭が含まれると考えられるが、日照の悪化、ビル風の発生による環境の悪化は含まれない。

「騒音、振動等をもたらすおそれのある建築物」とは、一般的に工場を指す。

これは、通常工場では動力を用い、物の加工、処理及び運搬を行うため、騒音等のおそれがあるとされるからである。第一種特定工作物は、これに該当する。

令第 23 条の４において緩衝帯を設置する開発行為の規模を１ha 以上と定めたのは、これ以下の規模では、緩衝帯をとる余地が少ないこと、たとえ、短い幅の緩衝帯を設置させることとしても、その効果が少ないこと等による。

（２） 緩衝帯の幅員

都市計画法施行令第 28 条の３

騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物等の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては、４メートルから 20 メートルまでの範囲内で開発区域の規模に応じて国土交通省令で定める幅員以上の緑地帯その他の緩衝帯が開発区域の境界にそつてその内側に配置されていなければならない。ただし、開発区域の土地が開発区域外にある公園、緑地、河川等に隣接する部分については、その規模に応じ、緩衝帯の幅員を減少し、又は緩衝帯を配置しないことができる。

都市計画法施行規則第 23 条の３

令第 28 条の３の国土交通省令で定める幅員は、開発行為の規模が、１ヘクタール以上 1.5 ヘクタール未満の場合にあつては４メートル、 1.5 ヘクタール以上５ヘクタール未満の場合にあつては５メートル、５ヘクタール以上 15 ヘクタール未満の場合にあつては 10 メートル、15 ヘクタール以上 25 ヘクタール未満の場合にあつては 15 メートル、25 ヘクタール以上の場合にあっては 20 メートルとする。

緩衝帯の幅員は、開発区域の面積が大きくなれば事業規模も大きくなることが予想され、またそれだけ緩衝帯を確保する余地（負担力）も増大することに鑑みて定められている。

他の法令による緩衝帯に関する基準としては、工場立地法により「環境施設（緩衝帯に当たる。）を区域面積の 15 パーセント以上とること」との定めがあるが、これは開発区域を 1、1.5 、5 、15 及び 25ha の正方形と考え許可基準における緩衝帯の最小幅員をとったときの緩衝帯面積割合とほぼ一致している（工場立地に関する準則第４条参照）。

また、森林法による開発行為の規制においても、緩衝帯に関する基準が定められている。

緩衝帯は、開発区域の境界の内側に沿って設置されるものである。その構造については、開発行為の段階では騒音源、振動源等を先行的に把握することができないため、開発区域内にその用地を確保していれば足りる。また、緩衝帯は公共用地ではなく、工場等の敷地の一部となるので、その区域を明らかにしておく必要がある。

施行令第 28 条の３ただし書では、開発区域の周辺に公園、緑地、河川等緩衝効果を有するものが存する場合には、緩衝帯の設置の条件が緩和される旨を規定している。

その他、緩衝効果を有するものは、池、沼、海、植樹のされた大規模な街路、法面（のり）である。これらについては、その幅員の１／２を緩衝帯の幅員に算入することができる。

12　輸送の便

都市計画法第 33 条第 1 項第 11 号
　政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

都市計画法施行令第 24 条（輸送の便等からみて支障がないと認められなければならない開発行為の規模）
　法第 33 条第 1 項第 11 号（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、40 ヘクタールとする。

「政令で定める規模」とは令第 24 条の規定により 40ha 以上の開発行為にあっては、道路、鉄道による輸送の便を考慮し、特に必要があると認められる場合には、当該開発区域内に鉄道施設の用に供する土地を確保するなどの措置を講ずることが必要となってくる。

13　申請者の資力・信用

都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号

主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖（がけ）崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

この規定は、申請者に事業計画とおりに事業を完了するための資金的能力があるかどうか、及び過去の事業実績等から判断して誠実に許可事業を遂行していくことができるかどうかを確認して、その事業が適正に施行されることを確保しようとするものである。

自己の居住用または 1ha 未満の自己の業務用の開発行為についても、工事の内容が盛土規制法の許可を要するものである場合は適用される。

表に示す資料により、申請者の資力及び信用を確認する。

なお、過去に法に基づく監督命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがある。

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
□ 資金計画書 □ 暴力団等に該当しないことの誓約書 □ 住所及び氏名を証明する書類 □ 納税証明書 □ 残高証明又は融資証明	□ 資金計画書 □ 暴力団等に該当しないことの誓約書 □ 役員の住所及び氏名を証明する書類 □ 登記全部事項証明書 □ 財務諸表 □ 事業経歴書 □ 納税証明書 □ 残高証明又は融資証明

表　資力及び信用を確認するための資料

申請者が法人の場合の「役員の住所及び氏名を証明する書類」については、原則として当該申請において法人を代表する役員（申請書に法人の代表者として記載される役員）を対象とする。

14　工事施行者の能力

都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号

主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖（がけ）崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

宅地開発に伴う工事中の災害は、人命、財産、公共施設等に被害をもたらす例が多いので工事施行者の能力判定は重要である。

自己の居住用または 1ha 未満の自己の業務用の開発行為についても、工事の内容が盛土規制法の許可を要するものである場合は適用される。

①法人の登記事項証明書、②事業経歴書、③建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書、④工事を指導・監督する技術者の経歴書、⑤当該工事に係る契約書の写しにより、工事施行者に工事を完遂することができる技術力・財産的基礎があることを確認する。

提出書類は工事施行者により異なるため、下図により確認すること。

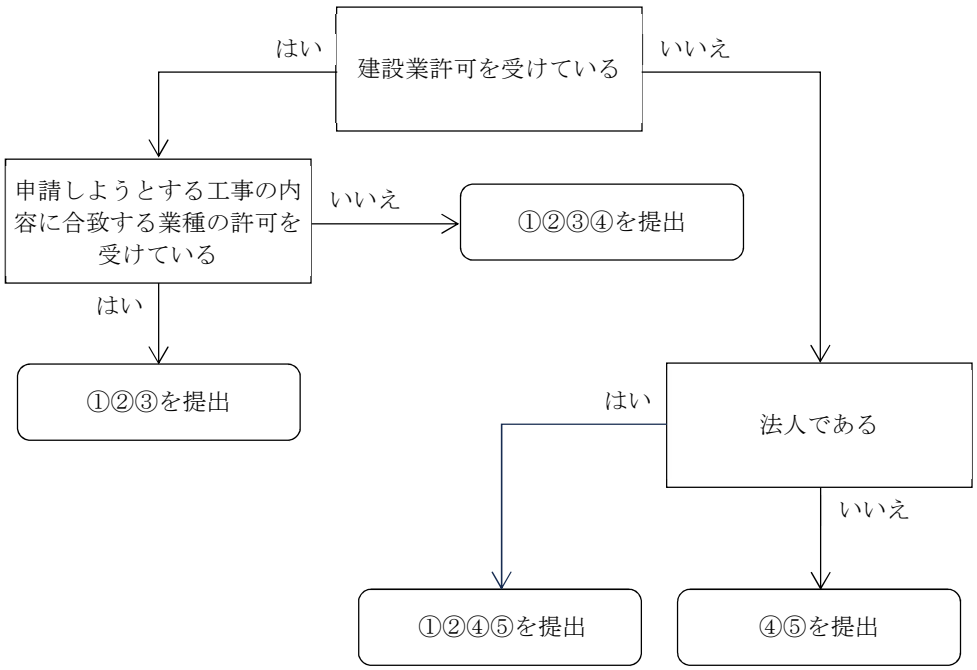


図　必要書類判定のフロー

申請しようとする工事	建設工事の種類
複数の専門工事を含む工事 （例）盛土・切土工事と擁壁設置工事	土木工事一式
建築確認を必要とする新築及び増改築に伴う工事であって、複数の専門工事を含む工事 （例）新築に伴う盛土・切土工事	建築工事一式
切土・盛土を含む工事	とび･土工･コンクリート工事
擁壁（鉄筋コンクリート造等）設置を含む工事	
擁壁（間知石積み）設置を含む工事	石工事

表　工事の内容と合致する建設業許可の種類

15　関係権利者の同意

都市計画法第 33 条第 1 項第 14 号
　当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意については、権利者とのトラブルを未然に防ぐため「原則的に全員の同意を必要とする」ものとする。

権利者の確認は登記事項証明書及びその他の資料に基づいて行う。

（1）　妨げとなる権利を有する者

土　地　　所有権、永小作権、地上権、賃借権、抵当権、先取特権、地役権等を有する者及び土地の保全処分をした者

工作物　　所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等を有する者及び土地改良施設の管理者

（2）　相当数の同意

当該開発行為をしようとする土地及び当該開発行為に関する工事をしようとする土地のそれぞれについて、おおむね、

1）権利を有するすべての者の３分の２以上並びにこれらの者のうち所有権を有するすべての者及び借地権を有するすべての者のそれぞれの３分の２以上の同意を得ており、かつ、

2）同意した者が所有する土地の地積と、同意した者が有する借地権の目的となっている土地の地積との合計が土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積の合計の３分の２以上である場合を指すものである。

3）共有地の場合のカウントの仕方について

宅地について複数の共有権者が在る場合には、全体で一の所有者とみなす。つまり、A、B、C３人の共有権者が在る場合には、３人としてカウントするのではなく、１人としてカウントすることとなる。

ここで注意すべき点は、共有の場合は、全員同意が要件となっていることである。したがって、先程のA、B、C３人の共有権者が在る場合において、３人のうち１人でも反対があれば、この宅地は反対１とカウントすることとなる。

16　公有水面埋立て

都市計画法第 33 条第７項

公有水面埋立法第 22 条第２項の告示があつた埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第２条第１項の免許の条件において第１項各号に規定する事項（第 4 項及び第 5 項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。）に関する定めがあるときは、その定めをもって開発許可の基準とし、第１項各号に規定する基準（第４項及び第５項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）は、当該条件に抵触しない限度において適用する。

公有水面埋立法による埋立免許に際しては、その埋立ての目的に照らして、埋立地の利便の増進と環境の保全とが図られるように第１項で定める事項と同じ事項について所要の措置が講ぜられていること。

17　促進区域内の開発行為

都市計画法第 33 条第８項

市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準については、第１項に定めるもののほか、別に法律で定める。

この規定は、市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準の特例について定めたものである。

市街地再開発促進区域内における開発行為は通常は市街地再開発事業として行われるものと考えられるが、これ以外の開発行為が行われるときは、市街地再開発促進区域制度の趣旨から規模の大小にもかかわらず、市街地再開発促進区域内に関する都市計画（公共施設の配置及び規模、単位整備区等）等に適合して行わなければならない。

開発行為の許可の基準の特例

都市再開発法第７条の８

市街地再開発促進区域内における都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為（第７条の４第１項の許可に係る建築物の建築又は建築基準法第 59 条第１項第２号若しくは第３号に該当する建築物の建築に係るものは除く。）については、都市計画法第 29 条第１項第１号の規定は適用せず、同法第 33 条第１項中「基準（第４項及び第５項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）」とあるのは「基準（第 29 条第１項第１号の政令で定める規模未満の開発行為にあつては第２号から第 14 号までに規定する基準、第 29 条第１項第１号の政令で定める規模以上の開発行為にあつては第２号（貯水施設に係る部分を除く。）に規定する基準を除き、第４項及び第５項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）及び市街地再開発促進区域に関する都市計画」と読み替えて、同条の規定を適用する。

18　アセスメント対象事業

開発行為の目的及び規模によって、その事業実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものについては、開発許可に先立ち、東京都環境影響評価条例に基づきアセスメントの手続が必要である。また、その際はアセスメントの内容と整合がとれていること。

対象となる事業については以下のとおり。

（１）　住宅団地の新設

一団の土地に集団的に建設される住宅で、住宅戸数が 1,500 戸以上のもの

（２）　第二種特定工作物の新設

施行する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が 40ha 以上のもの

ただし、事業区域に樹林地等を 15ha 以上含む場合にあっては、事業区域の面積が 20ha 以上のもの。

（３）　建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成

建築基準法第２条第１号の建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成で、施行する土地の区域の面積が 40ha 以上のもの

ただし、事業区域に樹林地等を１５ha 以上含む場合にあっては、事業区域の面積が 20ha 以上のもの

19　開発行為（事業）にあわせた無電柱化

無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年 12 月法律第 112 号）第１条（目的）

この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道および軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第 13 条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、および道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第 12 条（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）第２条第２項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（※）が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

道路法施行規則（平成 31 年４月国土交通省令第 32 号）第四条の四の二（電線の占用の場所）

道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第十一条の二第二項において準用する令第十一条第一項第一号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。

道路法施行規則第４条の４の２の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取り扱いについて（国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号　平成 31 年４月１日）

（※）「その他これらに類する事業」とは、次のアからウまでに掲げる事業とする。

ア　公共事業関係費により道路の工事を行う事業（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第１項に規定する都市再生整備計画に基づく道路の整備に関する事業、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年４月１日付け国住市第 350 号）第二の一に規定する住宅市街地総合整備事業における道路の整備に関する事業等）

イ　都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて行う同法第４条第 12 項に規定する開発行為等により道路を整備する事業

ウ　道路管理者以外の者が法第 24 条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業

平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、第 12 条において、都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて行う開発行為により道路整備が実施される場合にも、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにする、すなわち、電柱新設を原則禁止することとされた。

申請者は、無電柱化法の趣旨を踏まえ、開発事業を行う際は、道路管理者や電線管理者等と協議を行い、無電柱化の実施を検討すること。

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和８年３月 31 日東京都条例第 31 号）第一条（目的）

この条例は、東京都内の宅地開発における無電柱化を推進するために必要な事項を定めることにより、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に寄与することを目的とする。

第二条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　開発行為　都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第四条第十二項の開発行為をいう。

二　宅地開発　居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行うものに限る。）であって、道路の整備（次号の宅地開発区域に接する既存の道路の拡幅を除く。）を伴うものをいう。

三　宅地開発区域　宅地開発をする土地の区域をいう。

四　無電柱化　電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道および軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によってのみ支持されるものに限る。以下同じ。）の宅地開発区域内における設置を抑制し、及び宅地開発区域内の電柱又は電線を撤去することをいう。

第三条（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

規制区域（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）において宅地開発をしようとする者は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める場合を除き、電柱又は電線を宅地開発区域内に新たに設置しないものとする。

２　規制区域において宅地開発をしようとする者は、規則で定める場合を除き、宅地開発区域内に現に設置されている電柱又は電線を撤去するものとする。

第四条（実施計画の届出）

規制区域において宅地開発をしようとする者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について、知事に届け出なければならない。

２　規制区域外において宅地開発をしようとする者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について、知事に届け出ることができる。

３　前二項の規定による届出を行った者は、法第三十六条第一項の規定による届出の日までの間において、前二項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める変更に該当するときは、この限りでない。

第五条（調査等）　（略）
第六条（無電柱化の実施に関する助言及び指導等）
　知事は、第四条各項の規定による届出を行おうとする者に対し、宅地開発区域内における無電柱化の実施について必要な助言をすることができる。
２　知事は、第四条第一項又は第三項の規定による届出（同条第二項の規定による届出に係る同条第三項の届出を除く。以下この項において同じ。）を要する者から当該届出があった場合において、その内容が無電柱化を実施しない旨であるとき（規則で定める場合を除く。）は、当該者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。
３　知事は、第四条第一項又は第三項の規定による届出を要する者から正当な理由がなく届出がないときは、この条例の施行に必要な限度において、当該者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。
４　知事は、第四条各項の規定による届出の内容が事実と異なると認められるときは、当該届出を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。
第七条（公表）
　知事は、第四条各項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項（次項において「公表事項」という。）を速やかに公表するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、知事は、第四条各項の規定による届出の内容が事実と異なることが判明したときは、当該届出に係る公表事項を公表しないことができる。
３　知事は、前条第三項又は第四項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公表することができる。
４　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
第八条（委任）　（略）
附則　（略）

無電柱化法の実効性を担保するため、道路法の施行規則が改正されるなど道路法上の道路（公道）については、無電柱化を実施するための法体系の整備が進んでいる。

しかし、都内で行われる都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて行う同法第 4 条第 12 項に規定する開発行為等により道路を整備する事業（開発事業）では、整備される開発道路が私道となることが多くあり、その場合の無電柱化実施の判断は申請者に委ねられている。また、開発道路ではなく、私有地内に電柱が新設される場合も見られる。

こうした状況を鑑み、都は、無電柱化法を踏まえ、一定の区域（規制区域）内で行われる宅地開発（開発事業のうち、居住の用に供する建築物の用に供する目的で行うもの）について、宅地開発区域内への電柱等の新設を原則禁止とする条例を定めた。

《条例の概要》

・規制区域内で行われる宅地開発において、技術的に困難である場合等を除き、開発区域内（開発道路・宅地など）での電柱新設を原則禁止（条例第３条）

・規制区域内で宅地開発を行う申請者に対し、開発許可申請にあわせた無電柱化の実施計画の届出を義務付け（条例第４条第１項）

・無電柱化を実施しない旨を届け出た者には、指導、勧告を実施（条例第６条第２項）

・申請者名や無電柱化の実施の有無、実施しない場合の理由など、届出書は全件公表する（条例第７条第１項）

・届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合には指導、勧告、公表を実施（条例第６条第３項、４項、条例第７条第３項）

申請者は、条例の詳細や手続きについて、東京都都市整備局ホームページを確認の上、開発許可申請に併せて「無電柱化実施計画書」を開発許可権者に届け出ること。

《東京都都市整備局ホームページ　宅地開発における無電柱化の推進》

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/jyutaku/takuchimudentyuu

第4節　開発行為の変更

都市計画法第 35 条の２

開発許可を受けた者は、第 30 条第１項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第 29 条第１項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第２項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

２　（略）

３　（略）

４　第 31 条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の国土交通省令で定める工事に該当する場合について、第 32 条の規定は開発行為に関係がある公共施設若しくは当該開発行為若しくは当該開発行為に関する工事により設置される公共施設に関する事項の変更をしようとする場合又は同条の政令で定める者との協議に係る開発行為に関する事項であって政令で定めるものの変更をしようとする場合について、第 33 条、第 34 条、前条及び第 41 条の規定は第１項の規定による許可について、第 34 条の２の規定は第１項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について、第 47 条第１項の規定は第１項の規定による許可及び第３項の規定による届出について準用する。この場合において、第 47 条第１項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更の許可又は届出の年月日及び第２号から第６号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替えるものとする。

５　（略）

（軽微な変更）

都市計画法施行規則第 28 条の４

法第 35 条の２第１項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　設計変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　予定建築物等の敷地の規模の 10 分の１以上の増減を伴うもの

ロ　住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が 1000 平方メートル以上となるもの

二　工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が１ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。

三　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

変更許可に係る審査基準は、本章第１～４節までの審査基準を準用する。

なお、変更の許可の事務の運用に当たっては、次の事項に留意すること。

(1)　運用対象となるのは、開発許可後、完了公告前の変更であること。

(2)　当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更が行われる場合には、新たな開発許可が必要である。

(3)変更許可等の手続については、原則として、以下の①から④のとおり取り扱うこととし、変更事由が発生する都度行う。なお、変更行為が見込まれる場合は、その行為に着手する前に処分庁に報告し必要な手続を取った上で着手すること。

①　廃止・開発許可再申請／取下げ・開発許可再申請

目的や計画が大幅に変更されることにより、許可を受けた内容との同一性が著しく失われる場合に用いる。廃止は開発許可又は変更許可を受けた場合に行い、取下げは開発許可の審査中に変更事由が生じたときに行う。

廃止取下げによる再申請の例

・　自己用、非自己用の変更

・　開発行為の目的が建築物、第一種特定工作物、第二種特定工作物間の変更

・区域が著しく拡大又は縮小される変更 等

②　変更許可申請

法第 35 条の２第１項に該当する変更の場合に用いる。

③　変更届（法第 35 条の２第１項ただし書適用）

法第 35 条の２第１項ただし書に規定される軽微な変更の場合に用いる。（都市計画法施行規則第 28 条の４）

④　工事等報告書（法第 80 条第１項適用）

法第 30 条第１項第３号に規定する設計を修正する場合は、工事に着手する前に提出する。なお、修正の内容により上記②変更許可申請が必要となる場合があるので、事前に処分庁に確認しその指示に従い手続を取ること。

（変更許可の対象となる例）

・　区域の変更、区域面積の変更

・　公共施設の変更

・　擁壁の位置、高さ、構造の変更　等

第５節　工事完了公告前の建築制限

> 都市計画法第 37 条
> 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第３項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。
> 一　当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。
> 二　（略）

第１号における「その他都道府県知事が支障がないと認めたとき」とは、次の要件に該当するもので、開発工事の工程上や施工上やむを得ない場合をいう。

なお、工期の短縮は、解除の理由とはならない。また、解除に当たっては、開発工事着手届を承認申請前に提出すること。

(1)　建築物を土留めとして利用する場合（建築物と一体の構造も含む。）
(2)　建築工事のため大型建設機械等の搬出入により、開発行為により整備する道路等の公共施設が破損するおそれがある場合
(3)　宅地造成工事の妨げとなる既存建築物を移転し改築する場合
(4)　官公署、地区センターその他の公益的施設を先行的に建設する場合
(5)　既存の建築物等を開発区域内で移転し改築する場合
(6)　地下車庫を築造する場合
(7)　雨水処理施設等を建築工事の中で築造しないと支障を来す場合

第２章　許可に基づく地位の承継

特定承継

> 都市計画法第 45 条
>
> 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

承認を与えるかどうかの判断は、主として次の要件とする。

（１）申請者が適法に当該開発区域内の土地の所有権その他の当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得していること。

（２）申請者に事業計画どおりに事業を完了するための資金的能力があるかどうか及び過去の事業実績等から判断して誠実に許可事業を遂行していくことができるかどうかを確認する。

資力及び信用の判断については、資金調達能力に不安があったり、過去に誠実に事業を遂行しなかった前歴がある場合等の事情を基準として判断する。

第３章　許可申請等に必要な書類及び図面

第１節　開発行為の許可申請等

１　開発行為の許可申請〔正本１部、副本（写し）１部提出〕

（１）開発行為許可申請添付書類

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認
1	開発行為許可申請書 (別記様式第二)		法 29・1 法 30 規 15 規 16・1	・開発区域の全ての地番表示(一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「〇番地先」と記載) ・面積は実測値 ・工区に分けたときは、その位置、区域、規模を明記 ・代理人に委任する場合、余白に代理人住所、氏名、電話等を明記	
1-2	委任状		細 2・1・3	・代理人に委任する場合に必要 ・委任者及び受任者の住所、氏名、開発区域及び面積、委任日、等明記	
1-3	地番表		細 2・1・3	・開発区域内及び隣接地の町名、地番（若番順）、地目、地積（公簿）、所有者名等 ・開発区域内については乙区含め全権利者 ・開発区域の内外を明確にする	
2	設計説明・概要書		法 30・1・3 規 16・2 規 16・3	・土地の現況は、土地登記事項証明書、実測値と整合していること ・計画内容は関係機関の協議、同意及び計画図と整合していること	
3	資金計画書 (別記様式第三)	工事費等に関する積算資料（見積書等)	規 15・1・4 規 16・5	・工事費は開発行為に関するもののみ	
4	公共施設管理者（注１）の同意を証する書面 注１ 市町村 都（都道、河川） 建設局、建設事務所 国（国道、河川） 関東地方整備局等		法 30・2 法 32	・写し（要原本照合）を提出 ・開発区域外においても、開発行為に伴って変更又は廃止される公共施設があればこれを含む ・区域周辺が農地で農業用水が生きている場合、同意が必要 ・管理者によっては法 32 条同意であることを明記していない場合もあるが即した内容であれば可	
5	公共施設管理予定者（注２）との協議をしたことを示す書面 注２　注１に同じ		法 30・2 法 32	・写し（要原本照合）を提出 ・国有財産の処理が伴う場合特に注意を要する ・公共施設が事業主管理となる場合、将来に問題が生じないように手当をしておくことが必要(特に公園、緑地)	
5-2	20 ha 以上の開発行為の場合の諸施設の管理者（注３）との協議をしたことを示す書面 注３ ①義務教育施設設置義務者 ②水道事業者 ③電気事業者 ④ガス事業者 ⑤ＪＲ及び私鉄経営者等		令 23	・写し（要原本照合）を提出 ・40 ha 未満の場合は、③④⑤を除く	
6	工事の実施の妨げとなる権利者（注４）の同意を証する書類 (別記様式第 1 号の 3) 注４ 　土地所有者 建物・工作物等 ※乙区権利者を含む。		法 30・2 法 33・1・14 規 17・１・3 細 3・1	・土地登記事項証明書、公図から権利者を判断 ・建物、工作物は建物登記事項証明書、課税台帳、現地等で判断 ・周辺の土地利用から、農業用水路の管理者の同意の要・不要を判断 ・隣接地の権利者については必要に応じて提出 ・権利者が未成年者、成年被後見人等である場合は、必要に応じその法定代理人の同意書及びその者の地位を証する書類を添付	

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認
6-2	公共施設用地の所有者等の同意を証する書類 （行政財産・普通財産）		法 30・2 法 33・1・14 規 17・1・3	・都又は市町村等所管課の同意、国有財産編入同意 ・当該用地の面積については実測値 （※設計説明書、求積図等で確認）	

番号	提出書類	必要添付書類		法令	摘要	確認
7	同意者の本人確認資料			細３・２	・６の各同意者について、以下のいずれか ①印鑑証明書（同意年月日の前後３か月以内に発行されたものであり、同意証明書の印影と一致していること） ②住民票の写し（同意年月日の前後３か月以内に発行されたもの） ③個人番号カード（同意日において有効期間内のもので、表面（顔写真のある面）のみ）の写し ④運転免許証（同意日において有効期間内のもの）の写し ⑤運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年４月１日以降のもの）の写し ⑥在留カード（同意日において有効期間内のもの）の写し ⑦特別永住者証明書（同意日において有効期間内のもの）の写し ・登記事項証明書の住所と違う場合は住民票等と照合	
8	土地及び工作物等の登記事項証明書			細２・１・２ 細２・１・３	・公図と照合、無地番地の確認 ・発行後３か月以内のもの	
9	申請者の資力及び信用に関する書類	法人	登記全部事項証明書	法33・１・12 令24・２ 細２・１・３	・登記全部事項証明書、住民票は発行後３か月以内のものを添付 ・住所及び氏名を証明する書類は以下のいずれか ① 住民票の写し（発行後３か月以内のもので、個人情報の記載のないもの） ② 個人番号カード（有効期間内のもので、表面（顔写真のある面）のみ）の写し ③ 運転免許証（有効期間内のもの）の写し ④ 運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年４月１日以降のもの）の写し ⑤ 在留カード（有効期間内のもの）の写し ⑥ 特別永住者証明書（有効期間内のもの）の写し ・申請者が法人の場合の「役員の住所及び氏名を証明する書類」については、原則として当該申請において法人を代表する役員（申請書に法人の代表者として記載される役員）のもの ・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が１ha 以上の場合は３か年分の財務諸表 ・納税証明書（前年度分のもの） 法人－法人事業税又は都（道府県）民税 個人－個人事業税又は住民税 ・残高証明又は融資証明は金融機関が２か月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの） ※工事費に対して相当以上の残高があること	
			役員の住所及び氏名を証明する書類			
			暴力団等に該当しないことの誓約書			
			財務諸表			
			事業経歴書			
			納税証明書			
			残高証明又は融資証明			
		個人	住所及び氏名を証明する書類			
			暴力団等に該当しないことの誓約書			
			納税証明書			
			残高証明又は融資証明			
10	工事施行者の施行能力に関する書類	登記事項証明書		法33・１・13 令24・３ 細２・１・３	・建設業許可の種類については申請する工事に対応する種類であること ・事業経歴書については過去２年のもの（ただし、申請内容と同程度以上の工事） ・登記事項証明書は発行後３か月以内のもの ・審査基準の表に応じて必要なものを添付	
		建設業許可書の写し又は証明書				
		事業経歴書（過去２年）				
		工事を指導・監督する技術者の経歴書				
		当該工事に係る契約書の写し				
11	地区計画等の内容を証する書類	計画書等		法 33・１・５	・申請地が地区計画等の区域に含まれる場合に必要	

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認
12	設計者の資格を証する書類	卒業証明書、技術士、一級建築士、実務経験証明書その他	法 31 規 17・1・4、規 18、規 19 宅地造成及び特定盛土等規制法を準用	・1 ha 以上の開発行為又は地上高が５ｍを超える擁壁の設置の場合は義務添付 ・卒業証明書及び実務経験証明書のほかは写しを添付	
13	既存権利を有することを証する書類	土地の登記事項証明書 売買契約書	法 34・13	・法第 34 条第 13 号に該当の場合 ・登記事項証明書は発行後３か月以内のもの ・売買契約書については写し（要原本照合）を提出	
14	その他、関係法令に基づく許可、認可等が必要な場合はその許可等に関する書面		細 2・1・3	・工作物の確認が必要な場合は、確認通知書の写しを添付（建築基準法） ・自然保護条例に該当する場合は、許可書又は受付票の写しを添付 ・消防水利の確認書の写しを添付（消防法） ・都市計画施設にかかる場合には、計画線の証明（指示）をとる ・埋蔵文化財包蔵地に該当しているか確認する（文化財保護法） その他 ・土地区画整理法、土砂災害防止法、森林法、自然公園法、鳥獣保護法、河川法、砂防法、公有地拡大促進法等	
15	無電柱化実施計画届出書（令和 8 年 10 月 31 日以降の開発許可申請に適用）	無電柱化実施計画届出書 計画図 電線管理者との協議状況が分かる資料 無電柱化工事の概算事業費 無電柱化工事の工程 その他	無電柱化法 12 無電都条例 4 無電都規則 5	・開発許可申請者の住所及び氏名 ・開発区域に含まれる地域の名称 ・開発区域の面積 ・予定建築物等の用途 ・工事施行者の住所及び氏名 ・工事着手及び工事完了予定年月日 ・無電柱化の実施の有無 ・無電柱化を実施しない場合は、その理由 ・開発道路及び無電柱化設備の管理の方式 ・配線計画図、標準横断図 ・電線管理者との事前協議書の写し ・無電柱化の実施に係る事業費の概算額が分かるもの ・無電柱化工事と開発許可工事等の予定が分かるもの ・無電柱化を実施しない場合は、その理由を示す図面、写真など	

注）みなし許可の場合は、盛土規制法のみに必要となる許可申請添付書類も添付すること。

（２）開発行為許可申請添付図面

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	チェック・ポイント	確認
1	位置図 航空住宅地図可 （法 30・1・1） （法 30・2） （規 17・1・1） （規 17・2）	1/2500 程度	1 方位 2 開発区域 3 既設道路 4 河川・水路 5 都市計画施設 6 目標物	 開発区域は一点鎖線（赤） 関連工事区域は二点鎖線（赤） 公道（茶）、私道（こげ茶）、幅員 （青色）名称、放流点 道路、公園、その他 交通機関、主要建築物、団地等	1 都市計画施設の確認（付近の都市計画道路予定線を記入） （公拡法・国土法の関連）	
2	区域図（兼現況図） （法 30・1・1） （法 30・1・3） （法 30・2） （規 16・2） （規 16・4） （規 17・1・2） （規 17・3）	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 市町村界 4 町字界 5 都市計画区域界 6 地番 7 権利者氏名 8 道路 9 河川・水路 10 工作物 11 等高線 12 現況地盤高	 開発区域は一点鎖線（赤） 関連工事区域は二点鎖線（赤） 開発区域内権利者（乙区含む）、隣接地所有者 公道（茶）、私道（こげ茶） （青色） 用途･高さ･構造、建築物の有無 1.0 m標高差 平坦地は 2.0 m以上	1 公図の写し、現況図との比較 （この図面は現況図に公図の各筆を割り込んだものとする） 2 開発区域内だけではなく、その周辺の現況(擁壁等)に造成に伴って危険となるような隣接家屋などの位置を確認し、開発区域の範囲の適否を検討する 3 接続先道路の名称・種別・幅員を記入する 4 仮ＢＭの位置と高さを記入する	
3	公図の写し （細 2・1・1）	原本と 同縮尺	1 方位 2 開発区域 3 地番 4 地目 5 権利者氏名 6 道路 7 河川・水路	 開発区域は一点鎖線（赤） 関連工事区域は二点鎖線（赤） 開発区域内権利者（乙区含む）、隣接地所有者 公道（茶）、私道（こげ茶） （青色）	1 国有地（行政財産、普通財産）、農地等に注意 2 周辺部も記入 3 転写場所、転写日、転写者名を記入	
4	公共施設の管理者に関する図面 （細 2・1・3）	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 廃止される公共施設 4 変更される公共施設 5 新設される公共施設 6 新旧公共施設一覧表	 開発区域は一点鎖線（赤） 関連工事区域は二点鎖線（赤） 道路・水路・その他 道路・水路・その他 道路・水路・その他 番号・面積・管理者・所有者	1 「公共施設管理者の同意を証する書面」又は「公共施設管理予定者との協議をしたことを示す書面」各々比較対照する 2 接続先道路の名称・種別・幅員を記入する 3 公共施設一覧表と図面が対比できるよう着色する	
5	土地利用計画図 （法 30・1・3） （規 16・2） （規 16・4） 『４公共施設の管理者に関する図面』と兼ねることも可	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 接続先道路 4 取付道路 5 開発区域内道路 廃止道路 6 道路隅切り 7 公園・広場 8 緑地 9 河川・水路等 10 貯水施設 11 未利用地 12 街区・敷地 13 既存建築物 14 予定建築物 15 都市計画施設 16 法面・擁壁 17 緩衝帯等	 開発区域は一点鎖線（赤） 関連工事区域は二点鎖線（赤） 公道（茶）、私道（こげ茶） 公道（茶）、私道（こげ茶） 幅員延長勾配：４m以上 赤色 5 m以上 桃色 6 m以上 橙色 8 m以上 茶色 12 m以上 こげ茶 辺長 辺長・面積・出入口（黄緑色） 形状・面積（緑色） 形状・幅（青色） 形状・面積（水色） 辺長・面積 番号・辺長・面積・計画地盤高 位置 位置（宅地分譲の場合省略） 位置・名称（市町村主管課証明） 位置・構造・形状・高さ 位置・形状	1 取付道路：開発区域内の主幹線と同等以上とする 2 開発区域内道路：6.0 m以上 3 東京都建築安全条例との整合性（第２条～第６条の２及び特殊建築物の適否） 4 公園・広場・緑地・街路に注意 5 接続先道路の名称・種別・幅員を記入する 6 仮ＢＭの位置と高さを記入する	

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	チェック・ポイント	確認
6	造成計画平面図 （法 30・1・3） （規 16・2） （規 16・4）	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 盛土切土の範囲 4 擁壁 5 法面 6 がけ 7 計画地盤高 8 開発区域周辺の状況 9 断面図作成箇所	 開発区域は一点鎖線（赤） 関連区域は二点鎖線（赤） 切土（黄）、盛土（赤） 位置・高さ・延長・着色 位置・形状 位置・形状 隣接地の地盤高、建物の位置 道路・宅地・その他 例えばＡ－Ａと記入	1 地上高の高いＲＣ造の擁壁は設計・施工・管理とも技術的に十分に配慮及び自然環境等を考慮 2 斜面先の盛土は極力避ける 3 開発区域周辺の家屋等が造成後どのような状態になるかを注意する 4 現況図上に記入する 5 仮ＢＭの位置と高さを記入する	
7	造成計画断面図 （法 30・1・3） （規 16・2） （規 16・4）	1/500 以上	1 開発区域 2 在来地盤高 3 計画地盤高 4 切土盛土の範囲 5 擁壁 6 がけ 7 法面	開発区域は一点鎖線（赤） 関連工事区域は二点鎖線（赤） 隣接地まで記入 切土（黄）、盛土（赤） 構造・垂直高 勾配・垂直高 勾配・垂直高・排水施設	1 急斜面の盛土には段切り施行 2 擁壁上の余盛りは不可 3 擁壁面に雨水が流下するような集水方法は不可 4 二段擁壁のチェック	
8	排水施設計画平面図 兼 給水施設計画平面図 （法 30・1・3） （規 16・2） （規 16・4）	1/500 以上	1 集水区域 2 管渠 3 Ｕ字溝 4 人孔 5 集水ます 6 吐口 7 放流先 8 計算書 9 浸透施設 10 給水施設 11 取水方法 12 消火栓	番号･系統毎に色分け・流下方向 種類・位置・内径・延長・勾配、着色 設置間隔 内径又は内法幅・深さ 位置 名称・断面寸法 計画流出量･流速･流量、トレンチ等 浸透ます、トレンチ等 取水地点	1 放流許可量と計画流出量を比較し、許可量の数値が小さい場合には、調整池・吸込槽等を設置 2 地表水の流下方向は崖と反対方向とする 3 開発区域外からの流入範囲とその処理に注意 4 管渠の内径 20 ㎝以上とする 5 排水施設を着色する 6 市町上水道主管課と協議 7 井戸の場合保健所と協議（100 t 以上） 8 給水施設を着色する	
9	公共施設構造図 （細 2・1・3）	1/50 以上	1 道路縦断図 2 道路横断図 3 排水施設縦断図 4 排水施設構造図 5 河川・水路詳細図 6 公園・広場計画図 7 貯水施設詳細図 8 その他施設詳細図	在来高・計画高・延長・勾配 幅員・舗装・勾配 土被り（1.2 m以上） 形状・寸法・施設の種類 形状・寸法 形状・寸法	1 道路縦断勾配は 9%以下 やむを得ない場合は、12%以下 2 詳細は市町との協議による	
10	崖の断面図 （法 30・1・3） （規 16・2） （規 16・4）	1/50 以上	1 開発区域 2 土質 3 勾配 4 垂直高さ 5 在来地盤高 6 計画地盤高 7 保護の方法	開発区域は一点鎖線（赤） 関連工事区域は二点鎖線（赤） 石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他	1 崖の種類毎、各位置毎に標準図を作成する 2 長大法の場合は別途基準による	
11	擁壁の断面図 （法 30・1・3） （規 16・2） （規 16・4）	1/50 以上	1 種類 2 断面図 3 高さ 4 水抜穴 5 透水層 6 土質 7 基礎杭 8 配筋図 9 地盤改良	各種類毎に図面作成 代表断面図毎に図面作成 耐水材料・内径 75 ㎜で３㎡に１箇所以上 材料・寸法 背面土・基礎地盤 位置・材料・寸法 ＲＣ造、被り、交互配筋は不可 改良範囲・方法	1 練積法： ・切土　～５ｍまで ・盛土部分に基礎を設ける場合～３ｍまで 2 擁壁を設置する前後の地盤高を記入	

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	チェック・ポイント	確認
12	擁壁の構造計算書 （規 27・1） （細 2・1・3）		1 設計条件 2 土圧 3 転倒に対する安定 4 滑動に対する安定 5 沈下に対する安定 6 各部断面の検討 7 掘削面の検討 8 地震に対する安定 9 基礎杭の検討	 安全率 1.5 以上 安全率 1.5 以上	1 5.0 m を超える場合は土質調査報告書を添付させる 2 土圧は計算方法を明らかにすること 3 地震に対する安定は、盛土規制法の審査基準で必要とされる場合に添付する	
13	擁壁展開図 （細 2・1・3）		1 基礎幅 2 基礎前端厚 3 擁壁全高 4 根入れ深さ 5 擁壁高 6 造成計画高 7 地盤高 8 単距離 9 距離		1 伸縮目地は、原則として 20 m 以内につき 1 箇所 2 図の下側に各変化点での値が分かるように記入	
14	斜面の安定計算書 （細 2・1・3）		1 設計条件 2 土圧 3 斜面先崩壊の検討 4 斜面崩壊の検討 5 底部崩壊の検討		切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるとき	
15	地盤の安定計算書 （規 23・3） （細 2・1・3）				規則第 23 条第 2 項に該当の場合	
16	参考図面		1 求積図 2 境界確定図 3 その他		境界確定図は、原則として、開発区域が都道、市道等の公共用財産の用地等と接する場合に添付（分筆時の地積測量図に公共施設管理者の証明がなされたものでも可）	
17	開発登録簿の写し （法 46） （法 47） （細 2・1・3）		1 開発登録簿調書 2 土地利用計画図 3 付近見取図 4 公図の写し 5 公共施設一覧表		写しを 6 部（着色 5 部、白黒 1 部）（完了届提出時及び完了時は別途、別部数を提出）	

□ 申請図面には、図面作成者の記名が必要

注）みなし許可の場合は、盛土規制法のみに必要となる許可申請添付図面も添付すること。

2　開発行為の変更許可申請〔正本１部、副本（写し）１部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為変更許可申請書（別記様式第１号）	申請日、所長名、許可番号等	法 35 の 2 令 31 規 28 の 2 細 2・2	・開発許可申請に準じる ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載する	
2	開発行為変更理由書	変更項目、項目ごとの変更理由		・変更内容、理由等を項目ごとに具体的に説明すること	
3	開発行為変更許可に関連する図書	変更前後で変わる部分の図書全部	規 28 の 3 細 2・2	・変更箇所が分かるように着色 ・公共施設管理者の変更に関する同意添付 ・図面作成者の氏名 ・開発登録簿の写しを提出（変更前は着色３部、変更後は許可時と同様（着色５部、白黒１部)）	

3　開発行為の軽微な変更の届出〔正本１部、副本（写し）１部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為変更届出書（別記様式第１号の 2)	申請日、所長名、変更内容、許可番号	法 35 の 2 規 28 の 4 細 2・3	・変更したときは遅滞なく届出 ・内容、理由は具体的に記入	
2	開発行為変更届出に関連する図書	変更前後で変わる部分の図書全部	細 2・3	・変更箇所が分かるように着色	

4　設計の変更にあたらない申請書類の修正〔正本１部、副本（写し）１部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	申請書類修正申告書	申請日、所長名、修正内容、許可番号		・修正が見込まれる場合は着手する前に報告し、指示を受けること ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・内容、理由は具体的に記入	
2	修正申告書に関連する図書	修正前後で変わる部分の図書全部		・修正箇所が分かるように着色	

5　開発行為の地位の承継承認等

（1）法第 44 条関係〔正本１部、副本（写し）１部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	地位の承継届出書 （別記様式第 9 号）	申請日、所長名、許可番号、承継者の住所氏名	法 44 細 10・1	・承継理由は具体的に記入	
2	地位の承継届出に関する書類	（個人）戸籍謄本、印鑑証明書 （法人）商業登記事項証明書、印鑑証明書等適法に承継したことを証明する書類	細 10・2	・法 44 条の一般承継人とは、 ①　相続人 ②　合併後存続する法人 ③　合併により新たに設立された法人を指す	

（2）法第 45 条関係〔正本１部、副本（写し）１部提出〕

番号	必要書類等	項目		法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	地位の承継の承認申請書 （別記様式第 10 号）	申請日、所長名、許可番号、承継申請者の住所氏名、所有権取得年月日		法 45 細 11・1	・承継理由は具体的に記入 ・法 45 条の特定承継人とは土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得した第三者を指す	
2	申請者の資力及び信用に関する書面	法人	登記全部事項証明書	法 33・1・12	・登記全部事項証明書、住民票は発行後３か月以内のものを添付 ・住所及び氏名を証明する書類は以下のいずれか ①　住民票の写し（発行後 3 か月以内のもので、個人情報の記載のないもの） ②　個人番号カード（有効期間内のもので、表面（顔写真のある面）のみ）の写し ③　運転免許証（有効期間内のもの）の写し ④　運転経歴証明書(交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）の写し ⑤　在留カード（有効期間内のもの）の写し ⑥　特別永住者証明書（有効期間内のもの）の写し ・申請者が法人の場合の「役員の住所及び氏名を証明する書類」については、原則として当該申請において法人を代表する役員（申請書に法人の代表者として記載される役員）のもの ・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が１ha 以上の場合は３か年分の財務諸表 ・納税証明書（前年度分のもの） 法人－法人事業税又は都（道府県）民税 個人－個人事業税又は住民税 ・残高証明又は融資証明は金融機関が２か月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの） ※工事費に対して相当以上の残高があること	
			役員の住所及び氏名を証明する書類			
			暴力団等に該当しないことの誓約書			
			財務諸表			
			事業経歴書			
			納税証明書			
			残高証明・融資証明			
		個人	住所及び氏名を証明する書類			
			暴力団等に該当しないことの誓約書			
			納税証明書			
			残高証明又は融資証明			
3	承継同意書	１旧事業主が新事業主への承継を認める内容 ２旧事業主と新事業主の印		細 11・2	書式は任意	

6　開発許可の工事に関する届出

（1）着手時〔正本1部、副本（写し）1部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事着手届出書 （別記様式第3号）	1　申請日 2　所長名 3　許可番号 4　申請者の住所・氏名 5　着手、完了予定年月日等	細5	・工事に着手したときは速やかに届出	
2	工事現場管理者届出書	1　所長名 2　申請者の住所・氏名 3　工事現場管理者の住所・氏名 4　許可番号 5　着手、完了予定年月日等		・工事に着手したときに届出	
3	工事工程表				
4	標識設置状況	1　写真(近影､遠影の2枚) 2　標識設置位置図			

（2）完了時〔正本1部、副本（写し）1部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事完了届出書 （別記様式第四）	1　申請日 2　所長名 3　許可番号 4　申請者の住所・氏名 5　完了予定年月日　等	法36・1 規29	・完了したときは遅滞なく提出 ・許可場号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・完了届提出時には、併せて検査用の開発登録簿の写し2部（着色）と工事写真を検査担当に提出する	

□　検査終了後、訂正済みの開発登録簿の原図1部及び写し6部（着色5、白黒1）を検査担当に提出する。

7　開発行為の廃止届〔正本1部、副本（写し）1部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為に関する工事の廃止の届出書 （別記様式第八）	1　申請日 2　所長名 3　許可番号 4　申請者の住所・氏名 5　廃止年月日　等	法38 規32	・工事を廃止したときは遅滞なく届出	
2	その他区長が必要と認めた書類				

８　建築制限特例許可申請等

開発許可制度による建築制限（法 37 条）の特例許可等を受けたい場合には、建築行為に着手する前に次の図書を添えて申請してください。

（１）工事完了公告前の建築制限の解除申請〔正本１部、副本（写し）１部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事完了公告前の建築物の建築・特定工作物の建設承認申請書（別記様式第５号）	1　申請日 2　所長名 3　許可番号 4　申請者の住所・氏名 5　工事着手予定年月日 6　建築物の用途　等	法 37 細 7・1	・承認申請前に工事着手届出書を提出 ・法 37 条の制限解除は戸建て建築分譲等の場合は認めない	
2	付近の見取図	1　開発区域 2　敷地の位置 3　方位 4　周辺の公共施設	細 7・2・1	・開発許可を受けた資料を用いてもよい	
3	配置図	1　敷地、建物の道路との位置関係、形態、大きさ	細 7・2・2		
4	その他区長が必要と認める図書	1　工程表 2　建築物各階断面図等	細 7・2・3		

９　標識の掲出

開発許可を受けたときは、許可日の翌日から工事完了公告の日まで下表の標識を開発区域内の公衆の見やすい場所に掲出してください。別記様式第４号（細6）

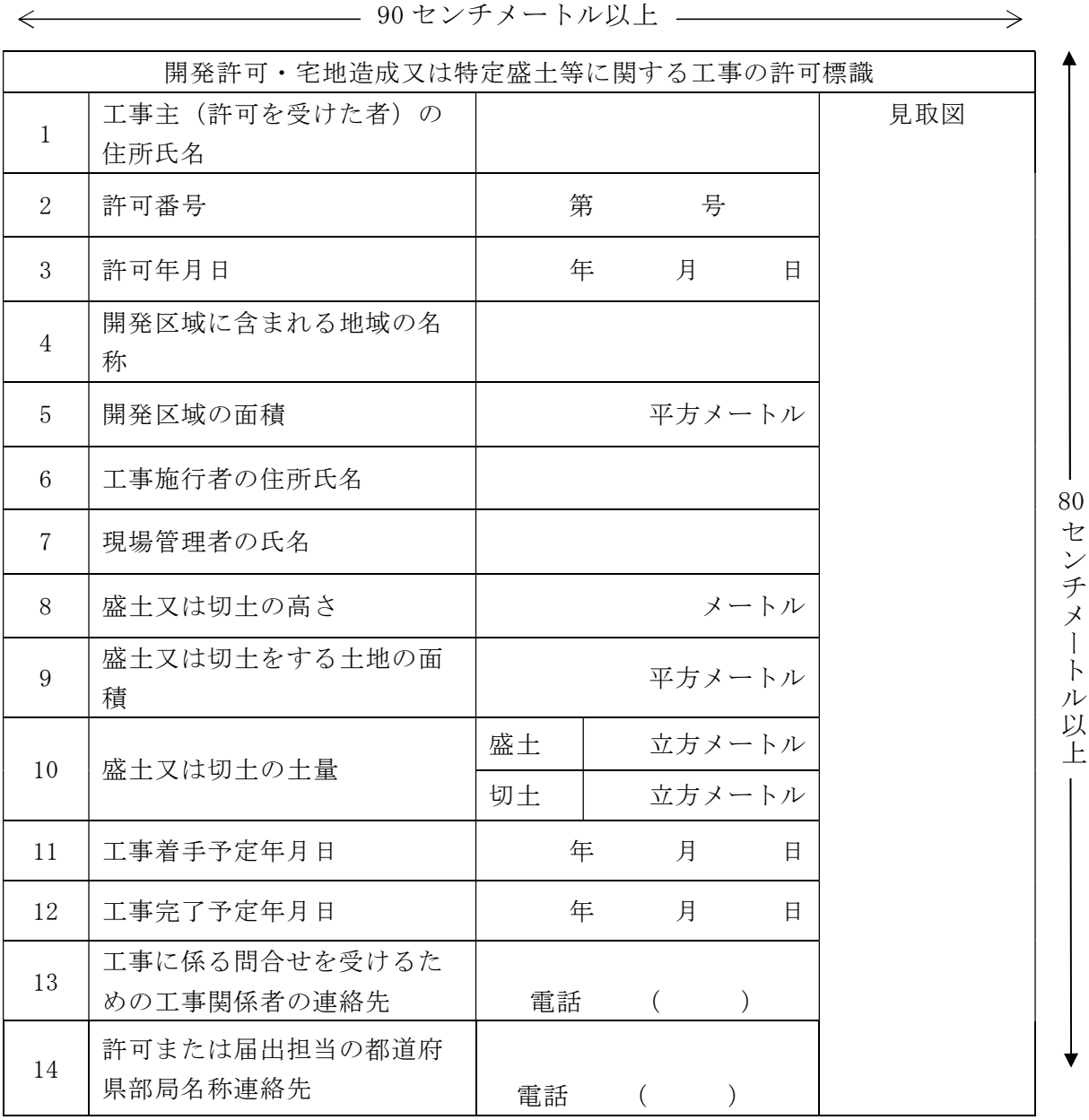


開　発　許　可　標　識	許可番号 許可年月日	第　　号 年　月　日
工事予定期間	年　月　日から 年　月　日まで	
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積		
許可を受けた者の住所・氏名		
工事施行者の住所・氏名		
工事現場管理者氏名	連絡場所電話番号（　　）	

この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、
にそなえてある開発登録簿をご覧ください。

※　開発行為の変更許可を受けたり、軽微な変更の届出を行った場合は、当該変更に係る事項について修正を行ってください。

細則第 6 条第 2 項は、盛土規制法のみなし許可となる場合の対応について定めている。開発許可に係る標識と盛土規制法に基づく許可に係る標識には重複する内容が多いことから、区では、盛土規制法に規定される標識に不足する項目（第 1～第 4 号）を追記することで、図に示す標識のとおり、開発許可の標識と盛土規制法許可の標識を兼ねることができる。



開発許可・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可標識				
1	工事主（許可を受けた者）の住所氏名			見取図
2	許可番号	第　　号		
3	許可年月日	年　　月　　日		
4	開発区域に含まれる地域の名称			
5	開発区域の面積	平方メートル		
6	工事施行者の住所氏名			
7	現場管理者の氏名			
8	盛土又は切土の高さ	メートル		
9	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
10	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
11	工事着手予定年月日	年　　月　　日		
12	工事完了予定年月日	年　　月　　日		
13	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	電話　　（　　）		
14	許可または届出担当の都道府県部局名称連絡先	電話　　（　　）		

（地表から上方に 50 センチメートル以上離して設置すること）

図　開発許可の標識と盛土規制法許可の標識を兼ねる場合の標識